

2 収支の状況について

2.1 試験研究機関全般について

2.1.1 知的財産管理体制の現況

(1) 試験研究機関に求められる知的財産管理体制

試験研究機関は、知的財産基本法第7条において、「大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究およびその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。」（注：「大学等」には地方公共団体の試験研究機関を含む。）とされているが、地方自治体の機関として、地場の企業と非常に密接な関係を有し、独自の知的財産を創造している点に特徴がある。つまり、大学のように学術的研究を主体とするだけでなく、民間企業への研究用機器開放や共同研究、技術指導を通じて、地域産業活性化のための自治体の知的財産創造拠点として機能している。

滋賀県においてはとりわけ工技総合センター、東北部工技センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場において地場産業支援の側面を有しているが、総じて、試験研究機関には研究活動を通じて創造・蓄積された知見やノウハウなどの知的財産を「滋賀県の財産」として、地場産業の活性化のために管理し、活用する体制の整備が求められているといえる。

(2) 知的財産管理体制の意義とその管理対象

このような自治体の知的財産創造拠点としての役割が求められる試験研究機関における知的財産の管理活用について、特許庁は平成25年度から平成27年度にかけて「公的試験研究機関知財管理活用支援事業」を実施し、事業の結果を「公的試験研究機関知的財産管理活用ガイドブック（以下「知財ガイドブック」という。）」として平成28年3月に発行している。

知財ガイドブックによると、公的試験研究機関の知的財産管理体制（組織、人材、活動計画、予算）について、以下の体制が求められるとしている。

No	求められる知的財産管理体制の内容
(1)	他者の知的財産権（特許・意匠・商標等）の侵害を防ぐ体制
(2)	国内外での知的財産権を取得できる体制
(3)	知的財産権を活用できる体制

さらに、その管理対象とされる知的財産は以下とされている。

No	管理対象となる知的財産	法令
(1)	発明	特許法
(2)	考案	実用新案法
(3)	意匠	意匠法
(4)	商標	商標法
(5)	著作物	著作権法
(6)	回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置に関する法律
(7)	育成者権	種苗法
(8)	商品表示・商品形態・営業秘密	不正競争防止法
(9)	商号	会社法、商法

(3) 試験研究機関における整備状況の確認

知財ガイドブックは、公的試験研究機関における知的財産管理・活用を行うための手引書としての利用を想定したものであり、整備状況の診断方法についても文中に示されている。

すなわち、知的財産管理体制を診断する基準として、「知的財産担当者数」「知的財産担当者の知識レベル」「業務マニュアル」「外部知的財産専門家（弁理士）の活用」「知的財産教育体制」「知的財産ポリシー（知的財産管理方法のガイドライン）」「活動計画」「予算」の整備が例示されていることから、今回の監査においても以下7項目の状況について、監査対象の試験研究機関に確認した。

No	確認項目
(1)	知的財産担当者の有無
(2)	知的財産申請に関する業務マニュアルの有無
(3)	弁理士の活用・紹介実績の有無
(4)	知的財産に関する教育体制の有無
(5)	知的財産ポリシー（知的財産管理方法のガイドライン）の有無
(6)	知的財産活動計画の有無
(7)	知的財産予算の有無

2.1.2 発見された課題

(1) 知的財産管理体制が全く整備されていない機関がある

さて、知的財産管理体制に関する7項目の整備状況について、監査対象の試験研究機関に確認した結果は、以下のとおりである。

	環境科学 研究セン ター	琵琶湖博 物館	工技総合 センター	東北部工 技センタ ー	農業技術 振興セン ター	畜産技 術振興 センタ ー	水産試 験場
担当者	無	無	有	有	有	無	無
業務マニユア ル(注)	無	無	有	有	有	無	無
弁理士活用	有	無	有	有	有	無	有
教育体制	無	無	有	有	有	無	無
ポリシー	無	無	無	無	無	無	無
計画	無	無	無	無	無	無	無
予算	無	無	有	有	有	無	無
有の項目	1	0	5	5	5	0	1

(注)工技総合センターおよび東北部工技センターは「産業財産権管理委員会設置要領」、「滋賀県商工観光労働部試験研究機関における知的財産等取扱方針」と回答。なお「滋賀県職員の職務発明等に関する規程」は全ての県職員に対する規定であるため考慮外とした。

このように、工技総合センターおよび東北部工技センター、農業技術振興センターについては知的財産の管理体制について整備の進捗がみられるものの、他の試験研究機関はその度合いが相対的に低い。

また、環境科学研究センターおよび琵琶湖博物館からは、先の質問について両機関は特許等の取得を目的とした機関でないため、知的財産の管理を特に想定していないという回答を得たのだが、適切な認識だろうか。

知的財産管理体制について、「他者の知的財産権（特許・意匠・商標等）の侵害を防ぐ体制」を包含しているのは前述の通りであるし、その管理対象は特許に限られたものではない。琵琶湖博物館において知的財産の管理体制を整備していれば、過日発生した著作権侵害のような問題は生じなかったのではなかろうか（「6.2 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について」を参照願いたい。）。

知的財産の活用や保護を行うことはもとより、他者の知的財産権の侵害を防ぐためにも、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。

(2) 知的財産管理体制の整備の必要性

試験研究機関が有する知的財産は県有財産であり、自治体の財産である。滋賀県は、「滋賀県産業振興ビジョン」（平成27年3月）において、「本県産業の付加価値を生み出す技術力の強化を図るため、創造・開発した技術やノウハウ等については、知的財産として認識をしたうえで、これらの公開・秘匿・権利化を使い分ける「オープン・クローズ戦略」等の知的財産戦略なども視野に入れ、その活用や保護を図ることが重要である」としている。

このように示された知的財産の活用や保護を行い、また他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要であ

る。なお、企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、各試験研究機関が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。

(3) 滋賀県として試験研究機関の主体的な知的財産に関する取り組みを促す必要がある

ところで、工技総合センターおよび東北部工技センターで保有する特許の実施許諾収入は、それぞれの試験研究機関ではなく、滋賀県モノづくり振興課に収納されている。

平成 27 年度における特許保有件数と実施許諾収入は以下のとおりである。

	工技総合センター	東北部工技センター
特許権等保有数（件）	18	17
実施許諾収入（円）	241,883	3,825

試験研究機関の主体的な取り組みを促すためには、実施許諾収入について特許権を保有する試験研究機関に帰属させるなどのインセンティブを働かせつつ、積極的な姿勢へと向かわせる施策が必要と考える。知的財産を適切に管理・活用することによって、実施許諾収入を増やし滋賀県の歳入を増加させることや、他都道府県・他国の企業に権利を取得されることにより県下の企業が不利益を被ることを予防する機能が、試験研究機関に求められている。

さて、公的試験研究機関の知的財産戦略の必要性について、知財ガイドブック「はじめに」に言及があるため、参考にされたく以下に記載する。

公的試験研究機関は、独自の研究開発を行うことによる地域への技術シーズ発信機能と、地域企業との共同研究等による技術ニーズ対応機能の両方を兼ね

備えた地域の重要な研究開発拠点であり、大学とともに、地域産業の活性化に繋がる知的財産創造やイノベーションの源泉となるところです。

公的試験研究機関の独自研究（シーズ）や地域企業等との共同研究から生みだされる知的財産は、その母体となる自治体の重要な「財産」の1つです。したがって、例えば、特許権を取得するなどして正しく財産管理をすれば、他社の特許権取得を阻むことができるだけでなく、地域産業に有利な条件で特許発明の実施を許諾することができるようになります。

しかしながら、仮に論文として発表するのみで特許権を取得しなければ、他地域の企業等や諸外国もその発明を自由に実施できるようになるため、それは自治体としての財産を消失させることとなり、自治体に損失を与えることになるとの声もあります。

特許権はビジネスの道具であり、あるいは技術の普及を妨げるものであるとして、人事考課において特許の数よりも論文の数を重視するという古い考え方が未だ多くの研究機関に見受けられますが、特許権を取得しても、一定の人に無償で実施を許諾して普及を図ることも可能（権利者の自由）です。むしろ競争の源泉である特許権を取得しないで、そのようなイノベーションの創出に貢献していないすべての他の自治体住民あるいは外国企業等に自由に開放してしまうことによってもたらされる弊害の方が大きいと考えられます。自治体の財産を守り、技術の普及を推進するためにこそ財産として権利化するあるいは秘密として管理する知的財産戦略を公的試験研究機関においても考慮することが必要な時代に来ていますが、そのような認識は十分には浸透していません。

2.2 琵琶湖博物館について

2.2.1 観覧料徴収事務の現況

琵琶湖博物館については、来館者の観覧料収入を中心とした徴収事務について、徴収事務委託契約を締結して外部委託している。平成25年度から平成27年度における収入の状況は以下のとおりである。

【観覧料収入の種類別推移】

(単位：円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
観覧料（徴収事務委託先 X が管理）	81,779,410	79,011,140	55,459,030
観覧料（徴収事務委託先 Y が管理）	1,179,880	1,063,360	848,000
観覧料（クーポン）	4,898,560	5,069,694	3,497,456
特別観覧料	117,350	89,450	62,380
駐車場使用料	5,790,200	5,895,450	4,901,250
合計	93,765,400	91,129,094	64,768,116

これらの観覧料収入については日々徴収事務委託先名義の口座への入金が行われており、毎月の徴収金について翌月 10 日に総額が県に払い込まれている。

このうち、観覧料収入について、徴収事務委託先である株式会社 X の管理口座を監査したところ、以下の事実が確認された。

項目	内容
徴収事務委託先	株式会社 X
口座名義	琵琶湖博物館入場料入金口座会計責任者 A
印鑑	株式会社 X の会計責任者 A の私印

【滋賀県への入金直前の月別預金残高】(単位：円)

年月日	金額
平成 27 年 4 月 9 日	8,546,460
平成 27 年 5 月 7 日	5,939,190
平成 27 年 6 月 5 日	10,399,170
平成 27 年 7 月 8 日	8,134,510
平成 27 年 8 月 4 日	11,212,510

平成 27 年 9 月 7 日	14,235,366
平成 27 年 10 月 7 日	3,573,160
平成 27 年 11 月 5 日	2,246,220
平成 27 年 12 月 4 日	1,786,380
平成 28 年 1 月 5 日	591,980
平成 28 年 2 月 5 日	795,680
平成 28 年 3 月 4 日	846,243
平成 28 年 4 月 6 日	1,206,640
平成 28 年 5 月 6 日	1,033,160
平成 28 年 6 月 8 日	1,657,020
平成 28 年 7 月 8 日	1,328,800
平成 28 年 8 月 9 日	26,233,210
平成 28 年 9 月 6 日	38,326,400
平成 28 年 10 月 7 日	18,142,660

上記の運用について、2つの課題を指摘する。

2.2.2 発見された課題

(1) 利用料収入の入金口座が委託先会社の会計責任者 A の個人名義になっている。

まず、利用料収入の入金口座について、徴収事務委託業者と滋賀県とで締結された徴収事務委託契約においてどのように定められているのかを確認する。株式会社 X との徴収事務委託契約書によると、以下のとおりであった。

【徴収義務委託契約書】

甲：滋賀県知事三日月大造

乙：株式会社 X

(徴収金の保管および利息)

第5条 乙は、徴収した観覧料について、他の現金の預金口座と区別した乙名義の預金口座を設定し、その経理状況を明らかにするとともに、保管の安全を図らなければならない。

2 前項の規定により、当該預金に利息が生じたときは、その利息は甲に帰属するものとし、乙は、当該金融機関の利息計算書を添えて甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに収納の手続きをしなければならない。

(指定金融機関への払い込み)

第6条 乙は、毎月の徴収金について翌月の10日までに別記様式による徴収事務委託計算書を提出するとともに、納付書により指定金融機関に払い込まなければならない。

徴収事務委託先の預金口座に関する取り扱いについては、徴収義務委託契約書の第5条第1項において明らかにされている。これによると、甲は乙に対して他の預金口座と区分した乙名義の預金口座を設定することを求めている。

しかし、実際の名義は「琵琶湖博物館入場料入金口座会計責任者 A」となっていた。この預金口座が法律上、誰に帰属する口座なのかあいまいである。「滋賀県」のものであると明示されているわけではなく、委託先会社「株式会社 X」のもので明示されているわけでもないため、あくまでも会計責任者 A 個人の口座であると捉えられる可能性もある。

そのうえ当該預金口座を開設する際に使用されている印鑑は会計責任者 A の私印である。印鑑は預金口座の開設・解約をはじめとした預金口座の異動に必須とされる重要管理物品である。数千万円にもものぼる観覧料収入が収納される預金口座について、徴収事務委託先の一会計責任者の私印により開設され、会計責任者の退職等の事情について県への報告義務がなく知り得る立場にないことを鑑みても、管理上著しく不適當である。

監査の過程において当該預金口座の運用に何か疑わしい事項が発見されたわけで

はないが、滋賀県名義の銀行口座・印鑑で預金口座を管理することに比べれば、横領等が発生しやすい管理状況であると指摘せざるをえない。横領等を未然に防止するための管理体制を構築するよう指導することが県としての責任である。

(2) 委託先会社または会計責任者が破産等した場合の貸倒れリスクが存在する。

さらに、県への払い込み手続が月1回とされているために、数千万円にも上る多額の収入金額が委託先の預金口座に保管される月が存在する。これは、徴収事務委託契約書第6条による運用であるが、滋賀県財務規則第62条および第64条に以下の通りの定めがあり、これに則ったものでもある。

【滋賀県財務規則】

(歳入の徴収または収納の委託)

第62条 歳入徴収者は、地方自治法施行令第158条第1項または第158条の2第1項の規定により歳入の徴収または収納の事務（以下「収入事務」という。）の委託をしようとするときは、あらかじめ、回議書に委託する理由および次の事項を記載して会計管理者に協議しなければならない。

- (1) 委託期間
- (2) 委託事務の内容
- (3) 徴収または収納の方法
- (4) 委託しようとする私人の住所および氏名
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定による協議の後に収入事務の委託を決定したときは、前項各号に定める事項のほか、委託手数料の額、支払方法、指定金融機関または指定代理金融機関への払込み、危険負担等の事項を記載した委託契約書により契約しなければならない。

(収入事務受託者の義務)

第64条 令第158条第1項の規定により収入事務の委託を受けた者は、毎月の収納金について翌月10日（別に期日が定まっている場合はその期日）まで

に、徴収事務受託計算書（別記様式第 25 号）または収納事務受託計算書（別記様式第 26 号）を知事に提出するとともに、納付書により指定金融機関または指定代理金融機関に払い込まなければならない。

このように、滋賀県財務規則第 64 条において「毎月の収納金について翌月 10 日（別に期日が定まっている場合にはその期日）までに、徴収事務受託計算書または収納事務受託計算書を知事に提出するとともに、納付書により指定金融機関または指定代理金融機関に払い込まなければならない。」と定められており、徴収事務委託契約書の内容はこれに従ったものと考えられる。よって今の運用が滋賀県財務規則や徴収事務委託契約に違反したものというわけではない。

しかし、結果として多額の公金を徴収事務委託先の一会計責任者名義の預金口座に残余させることとなっている。万が一、徴収事務委託先会社 X または会計責任者 A が破産等の法的整理等に至った場合において、徴収事務委託先会社 X が指定金融機関からの融資を受けているときは、指定金融機関により当該口座が一時的に凍結される可能性がある。また、委託先企業が業務の中で取り扱っている預金口座であることから、破産管財人により破産財団の一部と捉えられる可能性もあるだろう。

そもそも、委託先企業または会計責任者個人が何らかの事情により資金繰りに窮している場合、当該預金を一時的に他の事業の運転資金として使用することが可能であり、その後に破産等の法的整理等に至れば、当該預金は貸し倒れとならざるをえない。

このように、徴収事務委託者の会計責任者 A 名義かつ私印によって開設された預金口座に、多額の公金を残余させる事務は明らかに適当でない。滋賀県として開設された預金口座へ日々入金させる、または観覧料収入の調定を日々実施するなど、運用を見直すことで上記のようなリスクは簡単に回避することができる。徴収事務委託契約の是正および滋賀県財務規則の見直しも含めて検討が必要である。仮に現在の運用を続けるのであれば、少なくとも徴収事務委託先を選定する際に、その財務諸表を提出させ、財務健全性を評価しなければならない（現在はそれも行っていない）。

参考までに、歳入の徴収または収納の委託を定めた地方自治法施行令第158条第1項を以下に記す。

【地方自治法施行令】

(歳入の徴収又は収納の委託)

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

2.3 工技総合センターについて

2.3.1 酵母分譲事業の合理性

工技総合センターは、県内企業への試験研究機器の貸与・技術相談を主要な業務とする、いわゆる公設試験場である。職員は日々これらの業務に従事し公設試験場としての役割を果たすとともに、独自の事業として、その施設内において酵母を生産し県内の酒類製造企業に分譲している。

さて、工技総合センターが実施するこの酵母分譲事業は、県が特に酒類製造企業を支援するために行っているものである。地場産業支援の意義はあるが、県が専用設備と人員を維持しつつ、酵母を生産し分譲し続けることには、相応の合理性が必要である。

この点について、分譲先企業と分譲収入の推移を比較することにより、合理性を検討した。

2.3.2 発見された課題

(1) 酵母分譲事業の継続の検討について

酵母分譲事業については、滋賀の地酒に独自の風味や味わいを持たせるために県所有の酵母を販売する事業である。過去3年間の分譲先企業と分譲収入を確認したところ、以下のとおりであった。

【過去3年間の酵母の分譲先企業と分譲収入】 (単位：円)

分譲先	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A社	22,100	21,440	17,420
B社	14,300	16,080	18,760
C社	7,800	-	-
D社	2,600	-	-
E社	6,500	10,720	8,040
F社	61,100	38,860	48,240
G社	3,900	4,020	5,360

H 社	-	4,020	-
I 社	2,600	5,360	9,380
J 社	2,600	-	-
合計	(9 社) 123,500	(7 社) 100,500	(6 社) 107,200

これをみると、過去3か年における酵母の分譲先は10社、平成27年度は6社であり、分譲収入も年間10万円程度であるため、分譲事業の継続について、経済効果と酵母の代替可能性を鑑みて検討を行った。

(2) 分譲された酵母が生み出す経済効果

まず、酵母分譲事業の経済効果について検討する。前述のように、分譲先は10社程度であり、分譲収入も10万円程度であることから、職員費の負担や品質管理費用を鑑みると、費用対効果が悪いと思われる。

その一方で、この酵母を利用して、県内の酒類製造企業が約1,350KL（一升瓶換算で75万本）、売上高にして約1億5,000万円の日本酒を製造しているとのことである。

(3) 酵母の代替可能性

次に分譲酵母の代替可能性について検討した。

酵母分譲事業については公益社団法人日本醸造協会が全国を対象に実施しているが、これは標準的な酵母を販売しており、特徴的な地酒の製造が可能となるものではない。また、近畿経済産業局管内の公設試験場においても、大阪府以外は酵母の分譲を実施しており、それぞれが独自の酵母を販売し、地酒の振興を図っていることを鑑みると、代替可能性は乏しいものと考えられる。

ただ、滋賀県の酒類製造企業は30社以上あり、県の酵母を使用している数社が、相対的に著名な酒造メーカーとして滋賀県ブランドを確立しているとも思われない。

(4) 積極的な振興が必要

平成 25 年には 9 社であった分譲先について、平成 27 年には 6 社となるなど、分譲先が減少しつつあることもまた事実である。分譲先が減少するという事は、経済効果が縮小するという事である。

「清酒製造の技術支援として、平成 29 年度には地域創生拠点整備交付金事業としてセンター内に試験醸造設備を設置し県内醸造業者と高品質酒の開発に取り組み、併せて、近畿の公設試が連携して新規酵母開発の共同研究を行う計画がある」とのことであり、より魅力ある酵母を新規に開発し積極的に提供することによって滋賀県ブランドを確立し、一層の地域産業振興を目指す必要がある。

2.4 農業技術振興センター

2.4.1 現金管理の現況

農業技術振興センターおよび花・果樹研究部では、試験研究用農作物を生産しているが、そのうち余剰生産分については一般に販売されており、生産物売払収入として県に収納されている。平成 25 年度から平成 27 年度における生産物売払収入（3 年間の累計）の状況は以下の通りである。

【生産物売払収入（平成 25 年度～27 年度の累計）】（単位：千円）

順位	農業技術振興センター		花・果樹研究部	
	販売先	販売額	販売先	販売額
1	全農滋賀県本部	22,979	県民・県職員	11,889
2	県民・県職員	11,305	栗東市農協	2,873
3	業者 A	6,228	グリーン近江農協	1,008
4	職員生協	1,952	職員生協・組合	686
5	グリーン近江農協	1,872	業者 B	439

このうち県民・県職員に対する販売については、農業技術振興センター、花・果樹研究部がそれぞれ施設内において販売し現金を収受するため、職員による現金管理事務が生じている。

これらの生産物販売に伴って生じる日々の現金については、速やかに調定され県に入金されるべきものであるが、適正な手続きが行われているかどうか、監査を実施した。

2.4.2 発見された課題

(1) 生産物販売代金が職員代表の個人名義の預金口座で管理されている

農業技術振興センターに対し、県職員等に対する生産物販売についての事務手続を確認したところ、担当部長職個人を代表として県との間で販売契約を結び、同者に対して生産物を供給して、販売代金の支払いを受けるという処理がなされていた。以下の通り、生産物の販売代金として受け取った現金を、当日は鍵のかかるロッカーに保管して、さらに翌日に同個人（職員代表者）名義の預金口座に移し替えたのち、月に一度、県に収納する事務が行われていることがわかった。この預金口座は、農業技術振興センター職員の個人名義の口座であり、監査過程において入手した農業技術振興センターで管理している預金口座一覧にも記載されていなかったものである。

順序	事務手続
①	担当者が県職員等への販売の都度、現金を受け取り、受け払い簿または伝票に記入する
②	担当者が1日の売上を集計した後に、部長または係長に現金と受け払い簿などを示し、部長等の段階で再度現金と帳簿の確認を行い、現金出納簿に記帳する

③	現金は、部長等が鍵のかかるロッカー等に保管のうえ、速やかに職員代表の個人名義の預金口座に入金する。
④	職員代表の個人名義の預金口座より、月に1回納入通知書をもって県に納入する

つまり、一か月間の生産物販売代金を、一職員の個人名義の預金口座に保管しているのだが、このような手続きは職員による不正を防止する観点から不適當である。職員の個人名義の預金口座で公金相当の代金を保管することについて、その必然性（県が管理する口座にすぐに納入しないことの必然性）は認められない。

滋賀県財務規則第53条第6項においては会計管理者または出納員が収納した現金が合計5万円に達するまでは現金として保管することが認められている。逆に言えば、収納した現金が合計5万円を超える場合は速やかに指定金融機関に払い込まなければならない。ここで、農業技術振興センターが職員代表の個人名義で一時的に保管している預金は、合計5万円を超える場合もあり、多いときには30万円に達することもある。ゆえに現状の手続は滋賀県財務規則第53条第6項の趣旨に照らして問題がある。

業務の効率性の観点からも、保管した現金をいったん職員代表の個人名義の預金口座に預け入れ、さらに、そこから納入通知書をもって県に納入するという二重の入金事務が生じており、現状の運用を改善する必要がある。

(2) あるべき生産物販売代金の管理方法

このような現金事務のあり方について、農業技術振興センターに説明を求めたところ、それぞれ指定金融機関から物理的な距離があり、日々の調定および入金事務に時間と手間がかかるため、地方自治法施行令第170条の2第2号および滋賀県財務規則第157条第1項第4号の規定により、試験研究機関における生産物については関係職員の譲受けの制限を受けないことから、担当部長職個人を代表として県と販売契約を結び、販売代金の支払いを受けるという内容で、事後調定による方法で調定・収納の手続きを行い、事務の合理化を図ってきたということである。

しかしながら、公金とみなせる生産物収入の代金を職員名義の預金口座に入金し、さらに県に納入するという事務には合理性がない。

なお、工技総合センターおよび東北部工技センターでは、試験研究機器等設備使用料について、日々調定が実施され指定金融機関への入金がなされている。これがあるべき現金管理であることは言うまでもないであろう。

2.5 畜産技術振興センターについて

2.5.1 近江しゃもの種卵・食卵の譲渡の現況

畜産技術振興センターでは、近江しゃもの血統を維持するため、種卵の生産および譲渡を実施している。近江しゃものは横斑プリマスロックの雌にニューハンプシャーの雄を掛けてできた子の雌に、しゃもの雄を掛ける三元交配種であるため、県内の養鶏業者には系統維持が困難であり、畜産技術振興センターが種卵供給事業を通じてその血統を支えているのが実情である。

一方で、近江しゃもの普及促進は近江しゃも普及推進協議会に加盟する10団体にゆだねられている。畜産技術振興センターが生産した種卵は、協議会加盟企業のうち唯一、種卵の孵化技術を有する株式会社Zに供給されて「素ひな」となり、近江しゃも普及推進協議会の会員各社へ供給されている。

種卵供給事業に付随して生じた食卵については、県民・県職員への販売が実施されている。この食卵販売については、畜産技術振興センターが市街地から離れているという事情もあり、購入者は県職員を中心とした特定の者に限られる。

このように、種卵の供給先が事実上、株式会社Zに独占されている現状を鑑みれば、その取引については殊更の透明性が求められる。同様に、買い手が県職員などに限定される食卵の販売については、価格の公平性が担保されなければならない。

2.5.2 発見された課題

(1) 種卵の一部が過去より上乗せ無償供給されている

近江しゃもの種卵供給事業にかかる請求事務について監査したところ、以下の通りであった。

順序	手続き
①	畜産技術振興センターは、株式会社 Z より、近江しゃも普及推進協議会の会員が必要とする必要羽数の生産に足るだけの種卵の供給依頼を受注する。
②	畜産技術振興センターは、種卵の孵化率を 80% と想定し、①の必要羽数を 80% で割り戻した種卵数に加えて、「サービス」として一定数を上乗せして株式会社 Z へと供給する。
③	株式会社 Z に対し、①の必要羽数を 80% で割り戻した種卵数に相当する譲渡代金を請求する。

このうち、②の「サービス」の実態について、種卵供給先の株式会社 Z から提出された「近江しゃも種卵孵化報告」を確認したところ、種卵譲渡の都度、おおむね数十個から 300 個程度が上乗せ無償供給されていた。

この上乗せ供給の目的について、畜産技術振興センターからは、実際の種卵の孵化率が想定孵化率である 80% を割り込んだ場合に素ひなが不足する事態を避けるために備えとして供給する趣旨であるとの説明を受けた。想定孵化率が実態と乖離するのであれば、想定孵化率を見直すべきであって、販売の都度、「サービス」として種卵を上乗せして供給する取引は不透明な取引と映る。よって、そのような趣旨では種卵を上乗せして供給する合理的な理由にはなりえず、種卵譲渡数に応じた請求をすべきである。

孵化を行うことができる県内企業が株式会社 Z の 1 社しかない事情があるとはいえ、県が特定の企業に対し、「サービス」と称して種卵を上乗せ供給するのは不適切である。早急に透明性の高い取引に是正しなければならない。

なお、株式会社 Z から提出された近江しゃも種卵孵化報告については、報告書面の記載ミスや報告期日を経過した報告書が散見されたが、報告書類の徹底した管理が求められることは言うまでもない。想定孵化率を判断する際の根拠のひとつとなる報告書類が不十分な状態であっては、なおさら不透明さが際立って見える。

(2) 食卵の県民・県職員への販売価格について価格改定の仕組みが機能していない。

次に、食卵の県民・県職員への販売単価について確認したところ、1個あたり19円とされており、平成21年より全く変更されておらず、価格改定の仕組みが機能していないことが判明した。

たとえば農業技術振興センターにおける余剰生産物の県民・県職員への販売については、価格の合理性を担保するために、その販売価格について以下の通り、生産品種毎に市場価格等を考慮した価格改定が随時実施されている。

生産品種	販売価格の基準
水稻・麦・大豆の原種	近江米振興協会が決定した種子買入価格
玄米	見積合わせの結果または市場価格
野菜・花木	京都市場など近隣市場の卸売価格
果樹	近隣の直売価格

畜産技術振興センターにおいても農業技術振興センターと同様に、県民・県職員への食卵販売について、市場価格と連動した価格改定の仕組みを設け、価格の合理性を高めるべきである。

(3) 種卵の販売取引のあり方について

畜産技術振興センターで生産した種卵が株式会社Zに対してのみ販売されているのは前述の通りである。これは、滋賀県下において種卵から雛を孵化することのできる事業者が当該会社しか存在しないためである。

つまり、滋賀県にとっては販売先が1社に限定されているため、競争原理が働かない。よって、販売価格を含めた取引のあり方は簡潔明朗なものでなければならない。

種卵の販売に関して取引の流れは以下となっている。

順序	取引の流れ
①	近江しゃも普及推進協議会が、協議会の会員である生産者（会員企業）から雛の必要数を取りまとめて、畜産技術振興センターに発注する。
②	畜産技術振興センターが、雛の必要数から種卵の必要数を算出し、株式会社 Z に対して種卵を 54 円/個でその数量だけ販売する。
③	株式会社 Z が生産者に対して雛を 195 円/羽で販売する。このとき生産者は、会員企業としての負担金を株式会社 Z に対して 25 円/羽支払う。
④	株式会社 Z が近江しゃも普及推進協議会に対して、会員企業の負担金 25 円/羽を支払う。
⑤	近江しゃも普及推進協議会は一般社団法人滋賀県畜産振興協会に対して事務委託料を支払う。

さて、②にある畜産技術振興センターが株式会社 Z に対して種卵を販売する単価 54 円/個について、他府県の同等の機関が設定している単価や市場価格と比較したところ、特に不合理な価格とは考えられなかった。また、その単価は、種卵を生産するために必要な経費から積算したものであり、一定の合理性が認められた。

ただし、畜産技術振興センターが、雛の必要数から種卵の必要数を算出しているが、これは本来民間企業が自主的に行うべきものである。畜産技術振興センターは、民間企業がそれをできるように指導・支援することが求められていると考える。

③④で記載したように、種卵を購入した株式会社 Z は、近江しゃも普及推進協議会の会員企業による負担金を近江しゃも普及推進協議会に対して 25 円/羽支払っている。この負担金は、本来、会員企業が近江しゃも普及推進協議会に直接支払うべきものであるが、実際には会員企業がいったん株式会社 Z に対して雛代と合わせて支払い、その後、株式会社 Z が近江しゃも普及推進協議会に支払っている。

さらに、近江しゃも普及推進協議会はその事務を（一社）滋賀県畜産振興協会に委託し委託料を支払っているが、この団体は滋賀県の外郭団体である。近江しゃも

普及推進協議会と（一社）滋賀県畜産振興協会は、電話番号もメールアドレスも同一になっており、実質的には一体のものであるのかとも推察される。滋賀県の外郭団体であるがゆえに、なおさら取引の透明性を確保しなければならないと考える。

このように独占的な取引であるうえ、また、滋賀県の外郭団体も取引に一定の関与をしているため、一連の取引の流れは簡潔明朗であることが望ましい。ところが、一連の取引を全体として見たときに、取引の流れが複雑である。

シンプルに考えれば、

- ①' 株式会社 Z が、会員の生産者から必要とする雛の数を受注し、必要な種卵数を自ら算出して、畜産技術振興センターに発注する。
 - ②' 畜産技術振興センターが株式会社 Z に対して種卵を 54 円/個で販売する。
 - ③' 株式会社 Z が生産者に対して雛を 195 円/羽で販売する。
 - ④' 生産者は近江しゃも普及推進協議会に対して、負担金 25 円/羽を支払う。
- という流れになるはずである。

課題は次の 2 点にあると考えられる。一つ目は、生産者が求める雛の数から必要な種卵数を算出するのは、畜産技術振興センターではなく民間で行えるように指導・支援することが望まれる。地場産業を育成するための取り組みである。

二つ目は、負担金のやりとりについて、生産者から近江しゃも普及推進協議会に直接支払うように指導・支援することが望まれる。負担金のやりとり自体は民間の組織同士の取引であるため、本来、滋賀県が口をさしはさむことではない。しかし、本取引について、取引の全体像からは県の関与が認められるため、取引の簡潔明朗さを重視する観点から、負担金の流れを整理することを検討願いたい。

2.6 水産試験場について

2.6.1 醒井養鱒場の概要

醒井養鱒場については、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るために、平成 25 年度から指定管理者制度を導入している。

平成 25 年度から平成 27 年度における指定管理者は滋賀県漁業協同組合連合会であり、平成 27 年度の収支状況は以下の通りである。

【平成 27 年度の指定管理者の収支報告内容】

(単位：千円)

項目	自主事業	指定管理事業	合計
指定管理料	0	21,000	21,000
利用料金収入	0	14,780	14,780
自主生産（魚）	44,798	0	44,798
その他	1,772	0	1,772
① 収入計	46,570	35,780	82,350
人件費(注)	11,523	23,719	35,242
その他経費	30,309	17,038	47,347
② 経費計	41,832	40,757	82,589
③ 差引(①-②)	4,738	△4,977	△239

(注)職員費、共済費、賃金の合計

ここでいう自主事業とは指定管理者が滋賀県から求められることなく自主的に行っている事業であり、指定管理事業とは滋賀県が指定管理者に対して必ず実施することを求めている事業である。

上表のように、自主事業と指定管理事業それぞれの収支が報告されているが、これを見ると指定管理事業の赤字を自主事業の黒字が補っているように見受けられる。本当に指定管理事業の赤字を自主事業の黒字が補っているのであれば、素晴らしいことであり、施設運営を指定管理者に委託した成果といえるが、その前提として各事業の収支が適切に計算されていなければならない。というのも、自主事業も指定管理事業も同一の拠点で行われており、両事業に共通して生じる経費をいずれの事業に配賦するかによって、各事業の収支は大きく変化するからである。この配賦は指定管理者の判断によって行われるため、収支報告を受け、チェックする立場にある滋賀県としては、当然その配賦基準に留意しなければならない。

さて、収支報告を改めて比較検討すると、その経費合計額 82,589 千円のうち、人件費が 35,242 千円とその 42.6%を占めており、この人件費の配賦額が自主事業・指定管理事業それぞれの収支に大きな影響を与えていることがわかる。つまり、指定管理者がその人件費の配賦を適切に行わなければ、各事業の収支報告が実態と乖離する可能性がある。

そのため、指定管理者に対する人件費の配賦方法の指導の有無および、その配賦の実態について監査を実施した。

2.6.2 発見された課題

(1) 人件費の自主事業・指定管理事業への配賦方法が確認されていない

水産試験場に指定管理者の人件費の配賦方法について把握しているかどうか尋ねたところ、県として把握しているのは、事業報告書の収支精算内訳表に報告される金額のみであるとの回答があり、前述の課題を認識しておらず指導も行っていないことがわかった。

続いて、人件費の自主事業・指定管理事業への配賦について、その内容を具体的に調査した結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

	役職	自主事業	指定管理事業	合計
Aさん	養殖課長	-	6,069	6,069
Bさん	観覧課長	5,344	-	5,344
Cさん	養殖課技師	1,141	-	1,141
Dさん	総務部長	-	1,759	1,759
Eさん	嘱託	-	2,343	2,343
Fさん	日々雇用	-	161	161
Gさん	日々雇用	-	158	158
Hさん	日々雇用	-	2,710	2,710
Iさん	嘱託	-	4,159	4,159

Jさん	嘱託	-	760	760
Kさん	日々雇用	-	1,934	1,934
Lさん	日々雇用	-	1,902	1,902
Mさん	日々雇用	-	778	778
Nさん	日々雇用	-	625	625
Oさん	日々雇用	1,730	355	2,086
Pさん	日々雇用	2,291	-	2,291
Qさん	日々雇用	767	-	767
Rさん	日々雇用	7	-	7
Sさん	日々雇用	196	-	196
Tさん	日々雇用	45	-	45
合 計		11,524	23,720	35,242

これを見ると、Oさんを除き、すべて人別に人件費が自主事業、指定管理事業のいずれかに配賦されていることがわかるが、果たしてこれは適正だろうか。

醒井養鱒場が物理的に1拠点であり、自主事業、指定管理事業のいずれにおいても養鱒を行っていることを勘案すると、勤務する人員は少なからずそれぞれの事業へと時間を投下しているはずである。表のようにいずれかの事業に100%配賦されるのは、少なからず実態と乖離しているものと推測せざるを得ない。

さらに、Oさんを除く配賦人員数をみると、自主事業に対しては7人、指定管理事業に対して12人と、指定管理事業に偏りがみられる。

これらの状況は監査人に、本来、自主事業に配賦されるべき人件費が指定管理事業に配賦されており、指定管理事業について実態以上の赤字部門として報告されている可能性を想起させる。

さて、この仮説を検証するにあたり、本来であれば人別の自主事業、指定管理事業それぞれへの業務投下時間を基準として配賦しなおすべきであろうが、県は指定管理者から当該情報の提供を受けていない。

そこで、平成 27 年度分の収支報告について、一定の合理性があると考えられる 2 つの人件費配賦基準をあてはめて検証してみよう。

まず、第 1 の人件費配賦基準として「収入額」を採用した場合には、以下のようになる。

【収入額を基準に人件費を配賦した場合】 (単位：千円)

	自主事業	指定管理事業	合計
①収入額	46,570	35,780	82,350
②①の比率	56.6%	43.4%	100%
③人件費総額	-	-	35,242
④按分額(③×②)	19,947	15,295	35,242

【収入額を基準に人件費を配賦した場合の各事業の収支】 (単位：千円)

項目	自主事業	指定管理事業	合計
指定管理料	0	21,000	21,000
利用料金収入	0	14,780	14,780
自主生産（魚）	44,798	0	44,798
その他	1,772	0	1,772
①収入計	46,570	35,780	82,350
人件費	19,947	15,295	35,242
その他経費	30,309	17,038	47,347
②経費計	50,256	32,333	82,589
③差引(①-②)	△3,686	3,447	△241

収入額を基準に人件費を配賦すると収支の結果が逆転する。すなわち、自主事業が赤字、指定管理事業が黒字となった。

次に第二の人件費配賦基準として、「(人件費を除く) 経費額」を採用した場合には、以下のようなになる。

【経費額を基準に人件費を配賦した場合】 (単位：千円)

	自主事業	指定管理事業	合計
①人件費を除く経費額	30,309	17,038	47,347
②①の比率	64.1%	35.9%	100%
③人件費総額	-	-	35,244
④按分額(③×②)	22,591	12,653	35,244

【経費額を基準に人件費を配賦した場合の各事業の収支】 (単位：千円)

項目	自主事業	指定管理事業	合計
指定管理料	0	21,000	21,000
利用料金収入	0	14,780	14,780
自主生産(魚)	44,798	0	44,798
その他	1,772	0	1,772
①収入計	46,570	35,780	82,350
人件費	22,591	12,653	35,244
その他経費	30,309	17,038	47,347
②経費計	52,900	29,691	82,589
③差引(①-②)	△6,330	6,089	△241

経費額を基準に人件費を配賦しても収支の結果が逆転した。すなわち、自主事業が赤字、指定管理事業が黒字となった。

このように、「収入額」基準および「(人件費を除く) 経費額」基準のいずれによっても、自主事業が赤字となり、指定管理事業が黒字となることがわかる。

(2) 適正な指定管理料が設定されず、合理化が進まない可能性

このように指定管理者の人件費の配賦基準を県が確認していない現状では、指定管理者である滋賀県漁連について、人件費の配賦を調整することによって、指定管理事業を実態以上の赤字部門として報告しているのではないかという疑念を払拭できない。実際、上述のような簡易な計算によっても人件費の配賦基準に疑問が生まれるのであるから、通常の注意を払って収支報告をチェックしていれば、その配賦基準について何らかの調査や指導が行われていてしかるべきである。つまり、県として指定管理者の人件費の配賦基準を確認・指導を怠っている点に問題の根底がある。

指定管理事業を実態以上の赤字部門として報告されてしまうと、適正な指定管理料の設定がなされず、県民負担の軽減に寄与しない。指定管理事業が赤字部門として報告されていることもあり、醒井養鱒場の指定管理料は、平成 25 年度の指定管理者制度導入時に設定された年間 22,500 千円から全く削減されていない。しかし、人件費の実態を正確に把握すれば、実は一層の削減が可能なのではないか。

また、指定管理者である滋賀県漁連の常勤理事は 1 名のみであるが、その常勤理事は県 OB である。収支報告に対するチェックが十分でなく、指定管理料も一定額で固定されている現状も考慮すると、県 OB の天下り先に対するチェック機能が有効に働いていない、と県民に疑念を抱かれかねない。そのようなことの無いよう、指定管理者に対する評価のあり方を再確認願いたい。

2.7 監査の結果

2.7.1 指摘事項

(1) [琵琶湖博物館] 観覧料徴収事務の委託方法について

琵琶湖博物館の数千万円にもものぼる観覧料収入が収納される預金口座が、徴収事務委託先の一会計責任者の個人名義かつ私印により開設されており、横領等が発生しやすい管理状況であると指摘せざるをえない。また、預金口座の法的帰属があい

まいであるため、委託先会社または会計責任者が破産等した場合の貸倒れリスクが存在する。

観覧料収入について、徴収事務委託者に対し滋賀県として開設した預金口座へ日々入金させる、または観覧料収入の調定を日々実施するなどの運用に変更することを検討しなければならない。

(2) 「農業技術振興センター」生産物販売代金の管理について

農業技術振興センターにおける生産物の販売代金が、担当部長職を代表とした県との販売契約に基づき、ロッカー又は職員代表の個人名義の預金口座に保管されている。現状の手続は滋賀県財務規則 53 条 6 項の趣旨に照らして問題がある。

また、保管した現金をいったん職員の個人名義の預金口座に預け入れ、後日そこから納入通知書をもって県に納入するという二重の入金事務を見直すべきである。

(3) 「畜産技術振興センター」近江しゃも種卵の上乗せ無償供給について（対応済）

畜産技術振興センターから孵化業者に対して、近江しゃもの種卵がその譲渡の都度、おおむね数十個から 300 個程度が上乗せ無償供給されている。

孵化を行うことができる県内企業が 1 社しかない事情があるとはいえ、県が特定の企業に対し、サービスと称して種卵を上乗せ供給するのは不適切である。早急に透明性の高い取引に是正しなければならない。

なお、本報告書作成に至るまでの経緯において、この指摘事項を踏まえて、平成 29 年 1 月よりこの「サービス」の種卵供給は停止されており、孵化率 80% を勘案し雛の申込数に応じた必要種卵数を譲渡し請求する事務へと変更されていることを申し添えておく。

(4) 「畜産技術振興センター」近江しゃも食卵の譲渡価格について（対応済）

近江しゃもの食卵の県民・県職員への販売単価について、平成 21 年より変更されておらず、価格改定の仕組みが機能していない。県民・県職員への食卵販売につい

て、市場価格と連動した価格改定の仕組みを構築し、価格の合理性を高めなければならない。

なお、本報告書作成に至るまでの経緯において、この指摘事項を踏まえて、平成29年1月よりこの食卵の販売単価については市場価格（総務省「小売物価統計調査」）を反映したものに改正され、合理性が担保されていることを申し添えておく。

(5) 「醒井養鱒場」指定管理者の人件費の配賦方法について（対応済）

醒井養鱒場について、指定管理者である滋賀県漁連の人件費の自主事業・指定管理事業への配賦基準に疑義があるが、県として確認・指導がなされていない。醒井養鱒場の指定管理料は、指定管理事業が赤字部門として報告されていることもあり平成25年度の指定管理制度導入時に設定された年間22,500千円のまま維持されているが、人件費の実態を考慮すれば削減の余地がある可能性がある。

指定管理者である滋賀県漁連の常勤理事は1名のみであるが、その常勤理事は県OBであり、収支報告に対するチェックが十分でなく、指定管理料も一定額で固定されている現状も考慮すると、県OBの天下り先に対するチェック機能が有効に働いていない、と県民に疑念を抱かれかねない。そのようなことの無いよう、指定管理者に対する評価のあり方を再確認願いたい。

なお、人件費の配賦については今回の監査を踏まえ、指定管理者に対する実地調査のチェックリストによる確認について新たに「人件費の配賦基準」がチェック項目として追加されている点を申し添えておく。

2.7.2 意見

(1) 「滋賀県」知的財産管理体制の整備について

試験研究機関が有する知的財産は県有財産であり、自治体の財産である。知的財産の活用や保護を行い、そして他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。

なお、例えば企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権

侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。

(2) [滋賀県] 試験研究機関の主体的な知的財産に関する取り組みについて

試験研究機関の主体的な取り組みを促すために、実施許諾収入について特許権を保有する試験研究機関に帰属させるなどのインセンティブを働かせつつ、消極的とも思われる試験研究機関の姿勢を、積極的な姿勢へと向かわせる施策が必要である。

知的財産を適切に管理・活用することによって、実施許諾収入を増やし滋賀県の歳入を増加させることや、他県・他国の企業に権利を取得されることにより県下の企業が不利益を被ることから保護することが、試験研究機関に求められている。

(3) [工技総合センター] 新規酵母の積極的な開発について

平成 25 年には 9 社であった分譲先について、平成 27 年には 6 社となるなど、分譲先が減少しつつある。分譲先が減少するという事は、経済効果が縮小するという事である。より魅力ある酵母を新規に開発し積極的に提供することによって、一層の地域産業振興を目指す必要がある。

(4) [畜産技術振興センター] 種卵の販売取引のあり方について

地場産業育成の観点から、生産者が求める雛の数から必要な種卵数を算出するのは、畜産技術振興センターではなく民間で行えるように指導・支援することが望まれる。

また、取引の簡潔明朗さを重視する観点から、ひな 1 羽当たり 25 円の負担金のやりとりについて生産者から近江しゃも普及推進協議会に直接支払うこと、さらに、(一社) 滋賀県畜産振興協会との取引や関与内容等、種卵販売取引の透明性を一層図ることを指導願いたい。

3 人件費の状況について

3.1 人件費の概要について

(1) 試験研究機関の事業費に占める職員費の割合

平成 27 年度における、県内の試験研究機関の決算における事業費および、そのうち
に占める職員費については以下の通りである。

(単位：千円)

	事業費	うち職員費	職員費の比率
農業技術振興センター	777,068	545,148	70.0%
水産試験場・醒井養鱒場	316,726	238,711	75.3%
工技総合センター	481,253	284,550	59.1%
東北部工技センター	340,681	195,431	57.3%
環境科学研究センター	631,399	352,661	55.8%
琵琶湖博物館(注)	530,147	209,683	39.5%
合計	3,077,274	1,826,184	59.3%

(注) 臨時的な設備投資費用（展示リニューアル費用）615,680 千円を除いた

このように、琵琶湖博物館を除く試験研究機関において事業費のうち職員費の占める割合が 50%を超えており、農業技術振興センターおよび水産試験場に至っては 70%超を職員費が占める。すなわち、県内の試験研究機関は人的資源の集合体であり、試験研究成果の発現にあたっては、効率的な人的資源のマネジメントが欠かせない。

さらに、工技総合センター、東北部工技センター、琵琶湖博物館については、研究職職員が試験研究と事業運営の両立を要求される職場環境となっており、一定の時間を事業運営に投下するため、試験研究と事業運営のバランスをとる必要がある。とりわけ、琵琶湖博物館については展示リニューアルへの対応が多忙であり、試験研究よりも事業運営に業務が偏重しているように見受けられる。

このように、優秀な研究者を抱える県内の試験研究機関が研究成果の効率的な獲得を目指すためには、人的資源を最適にマネジメントしなければならない。そのた

めにはまず各研究者が就業時間のうちどれだけを試験研究に費やし、どれだけを事業運営に費やしているかという実態を把握しなければならない。また試験研究に費やした時間については、具体的にどの研究テーマに多くの時間を費やしたのかも把握しなければならない。そうすることで初めて人的資源マネジメントの巧拙を評価できるのである。

ところが現状では、各研究者がどれだけの時間を試験研究に費やし、どれだけの時間を事業運営に投下しているかが不明であるため、各機関で人的資源マネジメントの巧拙を評価できない状態となっている。その具体例として、研究者のマネジメントにおいて最も難しい状態に置かれていると考えられる琵琶湖博物館の現況を次に記載する。

(2) 琵琶湖博物館の現況

琵琶湖博物館の研究者は、研究と事業活動の両方を兼務している。それぞれの業務内容を見てみよう。

琵琶湖博物館の研究は総合研究・共同研究・専門研究の3つのカテゴリーから成り立っている。その内容は以下の通りである。

カテゴリー	研究内容および研究期間	審査(注)
総合研究	「湖と人間」をテーマとする琵琶湖博物館にふさわしい学際的・総合的な課題に取り組むことで、通常の個別専門的な研究ではできない新たな独自の知見を蓄積するための研究。学芸職員の企画に基づき、博物館内部や外部の研究者などとの共同によって実施され、期間は3年から10年とされている。	対象
共同研究	総合研究に比べ、個別専門性が高い研究分野において、琵琶湖博物館の学芸職員の企画に基づき、博物館内部や外部の研究者との共同によって行われる研究。	対象

	将来、総合研究への萌芽とされるようなテーマも含まれ、期間は1年から5年とされている。	
専門研究	総合研究や共同研究を担う学芸職員が、個別専門分野での高度な研究能力を維持していくために実施する研究。期間は設けない。	対象外

(注) 研究審査機関は総合研究・共同研究審査委員会である

このうち、専門研究については、研究者一人あたり 88,000 円の予算が配分されている。平成 25 年度から平成 27 年度の専門研究に配分された予算額は以下のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
専門研究予算 (円)	3,364,000	3,364,000	3,430,000
研究員人数 (人)	29	29	29

研究者は研究・調査活動として個々の専門研究を実施しつつ、総合研究・共同研究に参画している。

次に事業運営を見てみよう。研究者は観察会・見学会、里山体験教室、質問コーナーやフロアトークなどの利用者との交流・サービス活動、情報発信活動、資料整備活動、企画展示活動など博物館の事業運営にも従事している。

例えば企画展示事業について、主なものは以下である。

展示名	内容	展示 期間	展示 場所	展示 規模
企画展 示	学芸職員が研究内容や成果をもとに企画を行い、展示解説書・図録なども合わせて出版し、予算をかけて行われる年 1 回の琵琶湖博物館では最も大きな	4 ヶ月程度	企画 展示室	大規 模

	企画型の展示。周辺の研究者や地域の方の協力も得ながら実施される。			
ギャラリー展示	学芸職員と地域の方や研究者などの博物館利用者が共同で企画するものや、博物館の収蔵資料を公開する目的など企画するものなど、通常運営ベースで行われる企画型の展示。外部資金の獲得などによって実施されることもある	数週間～ 2ヶ月程度	企画 展示室	中規模
トピック展示	社会的な関心を集めているテーマや、研究成果があったもののうち展示として興味が得られそうな資料を伴ったものなどで、不定期に企画・実施する比較的小規模な通常運用ベースで行われる企画型の展示。通常は移動型展示ケース（幅 180cm 奥 60cm 程度）を 1～3 ケースまたは柱状ケース、と説明パネルによって行われる。	数週間～1 ヶ月程度	常設展示室・ アトリウムなど	小規模

このような例年行っている事業運営に加えて、情報発信力を高めるため平成 27 年度から 6 か年 3 期にわたる大規模なリニューアル工事を実施することにより、展示空間や交流空間、交流機能の再構築を図っている。その内容は以下のとおりである。

リニューアル期	リニューアル内容
第 1 期（平成 28 年度）	生態系研究領域の研究を中心にして、C 展示室および水族展示のリニューアルを行う
第 2 期（平成 30 年度）	博物館学研究領域を中心にして、交流空間のリニューアルを行う

第3期（平成32年度）	環境史研究領域の研究を中心にして、A展示およびB展示のリニューアルを行う
-------------	--------------------------------------

この大規模リニューアルへの対応については、博物館の研究者に多大な負荷が生じている。これは平成27年度において15.7時間であった月平均時間外残業時間が、平成28年度には1.4倍の23.1時間となっている点からも明らかである。

このように博物館の研究者は、研究を行いつつ通常の事業運営も行い、さらに大規模リニューアルのための臨時的な事業運営も行っているという状況である。研究者のおかれた複雑な状況を鑑みると、マネジメントが有効に機能しない限り、研究期間に定めがなく、配分された予算も少額で研究審査の対象にもされていない専門研究について、投下時間が真っ先に削られるであろうことは想像に難くない。

そこで各研究者が就業時間をどの業務にどれだけ配分しているかを確認しようとしたところ、それを示す資料はなんら存在しないことがわかった。例えばAさんが1年間のうち何日を研究に投下し、何日を通常の事業運営に投下し、何日を大規模リニューアルに投下したのか、全く分からない状態であった。ヒアリングを行っても「とにかく忙しい」ことしか分からない。

やむを得ず、研究者による専門研究への従事度を客観的に測定する方法として、研究の実施状況について、外部資金への応募状況および企画展示・ギャラリー展示への活用の状況を確認した。その結果は以下の通りであった。

【研究者の外部資金への応募状況】

研究者	平成25年度	平成26年度	平成27年度
Aさん	応募	(前年より継続)	(前年より継続)
Bさん	応募	応募	(前年より継続)
Cさん	応募	-	応募
Dさん	応募	(前年より継続)	(前年より継続)
Eさん	応募	(前年より継続)	(前年より継続)

Fさん	-	応募	応募
Gさん(注)	-	応募	応募
Hさん	(前年より継続)	(前年より継続)	応募
Iさん	応募	応募	(前年より継続)
Jさん	-	-	-
Kさん	-	応募	-
Lさん	応募	応募	応募
Mさん	-	応募	(前年より継続)
Nさん	-	-	-
Oさん	-	応募	-
Pさん	-	応募	応募
Qさん	-	応募	(前年より継続)
Rさん	応募	応募	応募
Sさん	-	応募	(前年より継続)
Tさん	応募	応募	応募
Uさん	-	応募	-
Vさん	応募	応募	(前年より継続)
Wさん	応募	応募	応募

(注) 平成 26 年 10 月採用

【企画展示・ギャラリー展示への活用数】

企画展示＝企画、ギャラリー展示＝G

研究者	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		3 年間合計	
	企画	G	企画	G	企画	G	企画	G
Aさん	-	-	1	-	-	-	1	0
Bさん	1	2	-	1	1	1	2	4
Cさん	-	2	-	1	1	1	1	4

Dさん	-	1	-	1	1	1	1	3
Eさん	-	1	1	1	1	1	2	3
Fさん	-	-	-	1	-	-	0	1
Gさん(注)	-	-	-	-	-	-	0	0
Hさん	-	-	1	-	-	-	1	0
Iさん	-	1	-	-	-	-	0	1
Jさん	-	-	-	1	-	-	0	1
Kさん	1	-	-	1	-	-	1	1
Lさん	1	-	-	-	-	-	1	0
Mさん	1	-	-	-	-	-	1	0
Nさん	1	-	1	-	-	-	2	0
Oさん	1	1	1	-	-	-	2	1
Pさん	1	-	-	-	-	-	1	0
Qさん	1	1	-	-	-	-	1	1
Rさん	1	-	1	1	-	-	2	1
Sさん	1	-	-	-	-	-	1	0
Tさん	-	-	-	1	-	-	0	1
Uさん	-	-	-	1	-	-	0	1
Vさん	-	-	-	-	-	-	0	0
Wさん	1	-	-	-	-	-	1	0

(注) 平成 26 年 10 月採用

※Aさん等は前出の人物と同一とは限らない。

このように、専門研究に関する外部資金の応募について、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間に於いて一度も実施できていない研究者が 2 名 (J さん、N さん) いることが判明した。外部資金に応募できていないことが問題と言いたいのではなく、この 2 名が就業時間の大半を研究に費やしたにもかかわらず外部資金に応募で

きていないのか、あるいは事業運営に忙しかったからなのか、監査人などの第三者には何ら状況が分からなかった。また、企画展示・ギャラリー展示への研究活用については、多くの研究員について年間1回に満たないのが実情であるが、これも同様で、企画展示等を行う研究以外の研究に時間を費やしたからなのか、あるいは事業運営に時間を費やしたからなのか、第三者である監査人には何ら状況が分からなかった。

さて、監査人が各研究者の研究従事度を客観的に測定するために確認したこれらの指標、具体的には外部資金の獲得状況と展示への研究活用数であるが、測定の指標に値するかを琵琶湖博物館へ確認したところ、いずれも研究の従事時間とは無関係である、との回答を得た。つまるところ、今回の監査においては試行錯誤したものの、研究従事度を客観的に測定する資料を確認することができなかった。

これは研究なり事業なりにどれだけの時間をどのように費やしたのか、当事者が記憶にたどって類推するしかない状況にあるといえ、そのこと自体が問題である。

「この1年間、誰が、何を、どれだけしていたのか、よくわからない。」状態である。このように基礎的情報すら管理されていない中では、人的資源をマネジメントできるはずがない。現状では適切なマネジメントが機能せず、各研究者の試験研究と博物館事業への従事のバランスが取れていない可能性があるとしても、実態を確認することさえできないわけである。

このように、人的資源のマネジメントが機能していない状況によって、研究者が本来取り組むべき研究に集中できない環境に置かれ続ける可能性もある。このような状況では、研究成果の獲得が遅れる可能性はないのだろうか。

3.2 発見された課題について

(1) どの研究にどれだけの職員費が投下されたかが分からない

琵琶湖博物館は研究と事業が密接に関係していることから、人的資源をマネジメントするための基礎的な情報を捉えにくい面はある。しかしながら、琵琶湖博物館も含め、他の試験研究機関においても同様の問題がある。試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、すべての試験研究機関において試験研究費と

は別項目として管理されており、研究項目ごとに把握されていない。そのため、各試験研究に投下した職員費を数値で測定することもできない。

会計処理上は職員費を試験研究費と区別して処理せざるをえないので、研究活動をマネジメントするために時間管理を充実させ、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかが分かる情報を把握しなければならない。

(2) 職務分担表の充実が必要

時間管理のための活用可能性のある資料として、試験研究機関において人事課提出用に作成する職務分担表がある。この職務分担表については、毎年度4月に作成し、11月に職務内容の実態に応じた見直しが実施されており、時間管理に活用可能な仕組みである。

しかしながら、現在運用されている職務分担表を確認すると、事業運営と試験研究の時間配分や、各研究テーマについてどれだけ時間を割り振るか具体的な記載はされていない。例えば琵琶湖博物館においては、前述したように各研究者が博物館事業と試験研究のバランスに苦慮している状況が伺えるにもかかわらず、研究者によっては職務分担表に「〇〇領域の調査研究 100%」のように漠然と記載されており、事業運営と試験研究との間の時間配分が不明であり、研究テーマごとの時間配分も不明である例が散見される。これでは、第三者から見たときに職務の実態が何ら分からず、評価のしようがない。

そのため、研究者の職務実態を適正に把握するための資料として活用するために、この職務分担表を充実させ、事業運営と試験研究に時間を割り振ったうえで、試験研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みを導入すべきである。

当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけを使う予定であり、実際にどれだけを使ったのか、測定が可能となる。さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。

「この1年間、誰が、何を、どれだけしていたのか、よくわからない。」状況を脱し、試験研究の効率や費用対効果を検証するために、有効な基礎的資料となるであろう。

3.3 監査の結果

3.3.1 指摘事項

(1) [環境科学研究センター、琵琶湖博物館、工技総合センター、東北部工技センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場] 研究毎に投下された職員費の把握について

試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかを把握しなければならない。

例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。

4 契約事務の状況について

4.1 契約方法の概要について

地方自治法は、地方公共団体の売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札を原則とし、例外として政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約によることができると定めている。県が行う3つの契約方法の概要は、以下のとおりである。

4.1.1 一般競争入札

公告により一定の資格を有する不特定多数の参加を求め、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法である。

地方公共団体の契約締結方法の原則である。(地方自治法第234条)

(1) 長所

- ①相手先選定における公正性と機会均等性の確保。
- ②不特定多数の参加による競争による利益の確保。

(2) 短所

- ①不信用、不誠実な者が入札に参加するおそれがある。
- ②確実に契約が履行されるかの確に把握できない。
- ③契約担当者の事務上の負担が大きく、経費も増加する。

4.1.2 指名競争入札、

資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法である。

政令で定める所定の場合に限る。(地方自治法施行令第167条)

(1) 長所

- ①一般競争入札に比べて不信用、不誠実な者を排除することができる。
- ②一般競争入札に比べて入札手続が簡便である。

(2) 短所

- ①指名する者の範囲が固定化するおそれがある。

②談合が容易といわれる。

(3) 指名競争入札にすることができる場合

地方自治法施行令第 167 条は、次の各号に掲げる場合とすると定めている。

①契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。

②契約の性質・目的により入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

③一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 入札者の指名数の定め

指名競争入札を行うときは、参加資格者のうちから入札に参加させようとする者を 5 人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、5 人未満とすることができる。(滋賀県財務規則第 215 条第 1 項)

4.1.3 随意契約

競争入札の方法によらないで、見積合せ等により、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法である。

政令で定める所定の場合に限る。(地方自治法施行令第 167 条の 2)

また、随意契約によろうとするときは、見積に必要な事項を示して、原則として 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。(滋賀県財務規則第 220 条第 1 項)

(1) 長所

①競争に付する手間を省略し、手続が簡略であり経費の負担が少ない。

②信用、能力のある者を任意に選定することができる。

(2) 短所

運用を誤ると、相手方選定における公正さを欠くことになり、不正を招くこともある。

(3) 随意契約によることができる場合

地方自治法施行令第167条の2は、次の各号に掲げる場合とすると定めている。

①契約の予定価格が地方公共団体の規則（滋賀県財務規則第219条第1項各号）で定める額を超えない契約をするとき。

- (ア) 工事または製造の請負 250万円
- (イ) 財産の買入れ 160万円
- (ウ) 物件の借入れ 80万円
- (エ) 財産の売払い 50万円
- (オ) 財産の貸付け 30万円
- (カ) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

②性質または目的が競争入札に適しないもの。

滋賀県会計管理局は、この②類型について、「会計事務の手引き」の中で以下のよう
に定義しているので参考として記載する。

- (ア) 法令の規定により相手方が特定されるもの
- (イ) 国、地方公共団体を相手方とするもの
- (ウ) 県が相手方を選定できる余地のないもの（(ア)および(イ)に該当するものを除く）
 - a) 特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合
 - b) 特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替し
うる者がいない場合
- (エ) プロポーザル等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
- (オ) 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
- (カ) 県統一価格により契約する場合

③障害者支援施設等で制作された物品の買入れ、障害者支援施設、シルバー人材セン
ター等から役務の提供を受ける契約。

④知事の認定した者から新製品として生産された物品を買い入れる契約。

⑤緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

⑥競争入札に付することが不利と認められるとき。

⑦時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき。

⑧競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。

⑨落札者が契約を締結しないとき。

(4) 見積徴取を1者とする随意契約ができる場合

滋賀県財務規則第220条第1項は、随意契約によるときは2人以上の見積書徴取が原則であるが、契約の性質または目的により次の各号のいずれかに該当する場合は見積書を徴する者を1人とする事ができると定めている。

①契約の内容により秘密にする必要があるとき。

②契約の目的物が代替性のないものであるとき。

③同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。

④再度の入札に付し落札者がいない場合において当該入札で最高または最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき。

⑤緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。

⑥分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。

⑦前各号に定めるもののほか、予定価格が10万円を超えない契約をするとき。

4.1.4 各研究機関の契約事務についての定め（規程等）について

監査の対象となった7つの試験研究機関は、全てが県の直接管理の組織であり、独立行政法人や指定管理者といった県以外の間接管理の組織はないので、契約事務を行うに当たっては、上記の概要に示した滋賀県財務規則などの県の定める規程等を遵守して行われることになる。

4.2 監査対象と監査要点について

4.2.1 監査対象とした契約

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間における契約金額 50 万円以上の工事、役務、物品等の調達全般にわたる契約リストを求め、この中から監査人が任意にサンプルした契約を監査対象とした。

なお、琵琶湖博物館については、試験研究機関としての研究に係る契約のほか、博物館施設の運営に係る大きな金額の契約事務が行われていることから、この運営に係る契約についても検討を加えることとして、金額 500 万円以上の契約リストから任意にサンプルして検討を行った。

4.2.2 監査要点

以下の観点から各試験研究機関の契約手続の適正性について検討を行った。

- (1) 契約方法（一般競争、指名競争、随意契約）の選択は妥当か
- (2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき算出されているか
- (3) 入札の事務手続は適正に行われたか（手順、落札者決定に誤りはないか）
- (4) 随意契約の事務手続は適正におこなわれたか（随意契約理由は妥当であるか、1 者見積の場合の理由は妥当であるか）
- (5) 起案から承認、発注から検収に至るまでの一連の事務手続は、定められた手続に準拠して行われているか。

4.3 環境科学研究センターについて

4.3.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	平成25・26年度における水質実験調査船建造の工事設計及び施工監理	(株)壱兵衛造船所	一般競争入札	16,800,000	25/8～27/1	1者入札
2	平成25・26年度における水質実験調査船建造の工事施工監理	(有)アジア技術センター	一般競争入札	3,132,000	26/2～27/1	1者入札
3	平成25・26年度における水質実験調査船建造工事	(株)壱兵衛造船所	随意契約 (1者見積)	407,211,381	26/2～27/1	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成27年度)						
4	湖心水質自動測定局施設点検等管理業務	東宝ビル管理(株)	一般競争入札	2,501,280	27年度	1者入札
5	ガスクロマトグラフ質量分析計保守点検業務	ジェイ・サイエンス 関西	一般競争入札	799,200	27年度	1者入札
6	大気自動測定局保守管理等業務	環境計測(株)	一般競争入札	39,420,000	27年度	1者入札
7	物品購入 ガス	(株)カインドガス	一般競争入札	1,417,500	27/5～28/3	1者入札
8	物品購入 ガス	(株)カインドガス	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	954,223	27/5～28/3	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
9	物品購入 ガス	(株)カインドガス	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,177,200	27/5～28/3	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
10	物品購入 ガス	(株)星医療酸器関西	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	522,828	27/4～28/3	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
11	滋賀県環境中の有害物質監視調査に係る検体サンプリング業務	(株)テクノサイエンス	一般競争入札	1,036,800	27年度	2者入札
12	琵琶湖南湖の水槽と環境調査業務	(株)新州	一般競争入札	1,188,000	27/4～28/1	4者入札
13	琵琶湖における物質循環解析及び放射線物質の多媒体影響予測に向けたモデル機能拡張業務	パシフィック コンサルタンツ(株)	随意契約 (1者見積)	9,201,600	27/10～28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
14	沿岸帯機能評価に係る調査分析業務	東レテクノ(株)	一般競争入札	5,702,400	27/8～28/2	1者入札
15	琵琶湖環境科学研究センター調査船運行および保守管理業務	琵琶湖汽船(株)	随意契約 (1者見積)	32,053,592	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
16	実験用排水処理設備保守管理業務	(株)ダイキアクシス	随意契約 (1者見積)	1,347,840	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
17	太陽電池モジュールの交換	(株)京セラコーポレーション	随意契約 (1者見積)	581,256	27/10	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成27年度)						
18	物品購入 試験研究用消耗品	永恵化機(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	604,800	28/2	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
19	物品購入 試験研究用消耗品	(株)平成医器	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	522,828	27/12	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
20	排水処理施設修繕	(株)ダイキアクシス	随意契約 (1者見積)	4,989,000	27/12～28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
21	自家用発電機用電池 取替	滋賀電業(株)	随意契約 (1者見積) 100万円以下	862,920	28/3	分解検査等後の見積修繕 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第6号
22	PM2.5成分分析用 サンプラー修繕	環境計測(株)	随意契約 (1者見積) 100万円以下	638,280	27/8	分解検査等後の見積修繕 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第6号
23	TOC計修繕	青山商事(株)	随意契約 (1者見積) 100万円以下	668,973	27/12	分解検査等後の見積修繕 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第6号
24	調査機器消耗品交換 修理	フローリン(有)	随意契約 (1者見積) 100万円以下	959,904	27/8	分解検査等後の見積修繕 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第6号
25	NCアナライザー修繕	青山商事(株)	随意契約 (1者見積) 100万円以下	668,973	28/3	分解検査等後の見積修繕 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第6号
26	調査船舶船保険	日通商事(株)	随意契約 100万円以下	989,354	27年度	見積合せ 6者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
27	恒温・恒湿室にかかる 修繕	(株)日本医化機械 製作所	随意契約 (1者見積) 100万円以下	550,800	28/3	分解検査等後の見積修繕 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第6号
28	気中水銀測定装置	(株)ジェイ・サイエンス 関西	一般競争入札	3,466,800	27/10～28/1	1者入札
29	大気自動測定局 測定機器	永恵化機(株)	一般競争入札	1,791,720	27/10～28/2	4者入札
30	ダクト修繕	西日本空調管理(株)	随意契約 (1者見積) 100万円以下	771,120	28/3	分解検査等後の見積修繕 令第167条の2第1項第1号 財規第220条第1項第6号

(注) 上記の図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

琵琶湖環境科学研究センターについて検討を行った過去3年間の契約一覧は上記のとおりである。

4.3.2 契約手続の適正性の検討

(1) 水質実験調査船建造工事の施工監理業務委託の契約について

・当施工監理業務は、果たして別途に外部委託契約として実施する必要があったのであろうか、当契約は県が設置する監督職員による施工監理監督で足りるのではない

かについて検討する。

当契約 (No.2) は、先に一般競争入札により契約が行われていた(株)杢兵衛造船所との「水質実験調査船 (以下「船舶」という。) 建造工事の設計および施工監理業務委託」(No.1 当初金額: 16,800,000 円) について、その後、船舶建造工事 (No.3 金額: 407,211,381 円) 自体も随意契約により(株)杢兵衛造船所が受注することになり、設計者と工事施工者が同一者となったことから、杢兵衛造船所との船舶建造工事の「設計および施工監理業務委託」のうち施工監理業務の部分を削除して変更 (変更後金額: 13,650,000 円) し、新たに船舶建造工事の「施工監理業務委託」(No.2 金額: 3,120,000 円) の部分だけを他の事業者と契約するため、別途一般競争入札として行われたものである。

たしかに一般的な建設工事においては、設計業務と施工業務を分離して発注し、設計業務については、設計者が施工者の施工監理も行うという「設計および施工監理」の契約形態が原則的に行われている。設計者の意図のとおりにより工事が施工されているかを監理監督することが完成物の品質確保にとって大変重要だからである。

今回の船舶建造工事についても、設計と施工の分離発注が行われた。ただ、結果的には設計者と施工者が同一の(株)杢兵衛造船所となった。当センターは設計者と施工者が同一者となったため、客観的な立場から施工監理を行うとの観点から、別途、施工監理業務委託の契約を行った。

一方で、平成 23 年には、琵琶湖丸 (滋賀県水産試験場)、平成 24 年にはあらわし (滋賀県水産課) が県の船舶として発注されているのであるが、これは設計と建造とも 1 者見積による随意契約で行われ、全て(株)杢兵衛造船所が受注した。このときには、設計者と施工者が同一者であるにもかかわらず、別途、施工監理業務委託は行われていない。理由は、水産課所属の設計・積算のできる農業土木の技術職員が監督員として、また、船舶を操縦する水産職員が主任監督員として、両船舶の施工監理を担当していたことによる。このような対応が可能なのであれば、今後同様の事態となった場合には、経済性を確保するため、水産課に施工監理を依頼するなどの職員の配置や業

務の困難性など勘案しつつ、契約コスト削減に向けて手段を検討する必要がある。

(2) その他の契約について

上記(1)の契約を除き、契約一覧に記載した契約について検討の結果、指摘すべき事項および意見はない。

4.4 琵琶湖博物館について

4.4.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	物品購入 超小型水深水温計	日本海洋(株)	随意契約 160万円以下	218,400	25/9	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
2	物品購入 研究用試薬	ナカライテスク(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	168,000	25/12	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
3	走査型電子顕微鏡修繕	日本電子(株)	随意契約 (1者見積)	997,857	25/12	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成26年度)						
4	走査型電子顕微鏡修繕	日本電子(株)	随意契約 (1者見積)	699,418	26/12	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
5	DNAシーケンサー 修繕	和研薬(株)	随意契約 (1者見積)	1,161,000	27/2	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成27年度)						
6	物品購入 学術専門誌	丸善(株) 京都支店	随意契約 160万円以下	675,462	27年度	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
7	物品購入 学会誌の購入	日本珪藻学会	随意契約 (1者見積)	104,600	28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
8	物品購入 気象観測機器	(株)ハイドロテック	随意契約 (1者見積)	1,853,280	27/11～28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
9	物品購入 研究書籍	(株)平柿文仙堂	随意契約 160万円以下	323,924	27/7	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
10	研究調査報告28号 印刷製本	(有)東呉竹堂	随意契約 100万円以下	201,960	27/12～28/3	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
11	研究調査報告29号 印刷製本	(株)インプリモ	随意契約 100万円以下	496,800	27/12～28/3	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
12	走査型電子顕微鏡修繕	日本電子(株)	随意契約 (1者見積)	800,000	28/1	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
13	加速器定量分析料	(株)加速器分析研究所	随意契約 100万円以下	224,640	28/1	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
14	調査船係留施設使用料	N E S T marina	随意契約 (1者見積)	421,200	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(ここからは博物館施設の全体の契約)						
15	水族資料収集・ 飼育管理委託	(株)環境総合テクノス	一般競争入札	59,850,000 (119,700,000)	24～25年度 (2年契約)	1者入札
16	水族資料収集・ 飼育管理委託	(株)環境総合テクノス	随意契約 (1者見積)	61,597,800	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
17	水族資料収集・飼育管理委託	(株)環境総合テクノス	随意契約 (1者見積)	61,657,200	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
18	展示運営補助業務委託	(株)ワン・ワールド	一般競争入札	46,116,000	27年度	1者入札
19	中央監視装置 システムモーション等 修繕更新業務	NECネクサス ソリューションズ (株)	随意契約 (1者見積)	42,984,000	27/7	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
20	有人警備・駐車場管理 業務委託	東和警備保障(株)	一般競争入札	18,241,200	27年度	9者入札
21	建築設備運転監視業務 委託	都総合管理(株)	一般競争入札	17,604,000	27年度	4者入札
22	情報システム管理業務 委託	CTCシステム マネジメント(株)	随意契約 (1者見積)	14,398,560	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
23	清掃業務委託	大五産業(株)	一般競争入札	9,309,600	27年度	8者入札
24	資料整理保存維持管理 業務委託	(株)新州	一般競争入札	7,560,000	27年度	1者入札
25	水族リニューアル展示 「湖魚レプリカ」制作	(株)西尾製作所	一般競争入札	5,726,160	27年度	2者入札
26	琵琶湖博物館C展示室 映像企画・制作業務	びわ湖放送(株)	随意契約	5,680,800	27年度	3者応募 公募型プロポーザル
27	微小生物に係る造形物 等の制作業務委託	成安造形大学	随意契約 (1者見積)	5,500,000	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
28	新琵琶湖博物館創造 第1期建築工事	杉橋建設(株)	一般競争入札	275,293,080	27/7～28/6	5者入札
29	新琵琶湖博物館創造 第1期電気設備工事	(株)マルイチ エンジニアリング	一般競争入札	60,480,000	27/7～28/6	23者入札
30	新琵琶湖博物館創造 第1期機械設備工事	(株)川瀬産商	一般競争入札	256,716,000	27/7～28/6	13者入札
31	新琵琶湖博物館創造 第1期工事監理委託	(株)大建設計	一般競争入札	9,612,000	27/9～28/6	1者入札
32	新琵琶湖博物館創造 第1期展示再構築委託	(株)乃村工藝社	一般競争入札	718,200,000	27/7～28/8	3者入札

(注) 上記の図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

琵琶湖博物館について検討を行った過去3年間の契約一覧は上記のとおりである。

4.4.2 契約手続の適正性の検討

(1) 平成 27 年度 水族資料収集・飼育管理業務委託契約について

(No.17 金額：61,657,200 円)

- ・当契約は、随意契約理由が不適切であると考えられる。

当契約については、平成 24～25 年度（2 年複数年契約）については一般競争入札が行われていたが、それ以降の平成 26 年度、平成 27 年度は、前契約者である(株)環境総合テクノスと 1 者見積による随時契約が続けられている。

平成 27 年度の随意契約理由は以下のとおりである。

当該業務は、琵琶湖博物館における希少魚の保護増殖活動や、水族展示に用いる魚類等の収集および飼育施設の管理等水族の適正な飼育管理を行うことを目的としている。業務の遂行にあたっては、魚類の疾病対策に要する知識や技術、様々な魚類の生態にあわせた飼育管理能力を有するとともに、水族館の運営管理の実績が必要となる。

さらに、平成 28 年度を第一期として水族展示のリニューアルオープンを計画しているが、そのために平成 27 年度から、世界最古の湖であるバイカル湖に生息する固有のヨコエビ類やカジカ類などの飼育を始めることとしており、これらバイカル湖という独特の環境の中に生息している生物を飼育展示する知識や技術が求められる。

これらの生物はこれまで国内ではほとんど飼育展示された例がないが、当館の水族収集・飼育管理委託業務を受託する(株)環境総合テクノスは、1997 年に水族企画展示「古代湖の世界」を開催した際に、バイカル湖の固有種を 1 年間飼育展示した実績があり、これらの経験や知識、技術を有している事業者である。

このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（類型③イ：特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合）の規定により、また滋賀県財務規則第 220 条第 1 項第 2 号（契約の目的物が代替性のないものであるとき）の規定により 1 者見積による随時契約とする。

当館は、以下のように、当契約の随意契約および一者見積の理由として、当事業者がバイカル湖の生物の飼育展示業務の経験、知識を有する唯一の業者であるということとを強調して述べている。

さらに、平成 28 年度を第一期として水族展示のリニューアルオープンを計画しているが、そのために平成 27 年度から、世界最古の湖であるバイカル湖に生息する固有のヨコエビ類やカジカ類などの飼育を始めることとしており、これらバイカル湖という独特の環境の中に生息している生物を飼育展示する知識や技術が求められる。

これらの生物はこれまで国内ではほとんど飼育展示された例がないが、当館の水族収集・飼育管理委託業務を受託する(株)環境総合テクノスは、1997 年に水族企画展示「古代湖の世界」を開催した際に、バイカル湖の固有種を 1 年間飼育展示した実績があり、これらの経験や知識、技術を有している事業者である。

しかし、この随意契約の理由には疑問が残る。

たしかに、琵琶湖博物館では、本契約の仕様書の「別紙 1 水族資料収集・飼育管理委託業務の具体的内容」において、リニューアルに向けての新たな生物の飼育展示等の業務を追加している。その内容は以下のとおりである。

D. 新たな生物の飼育・展示方法の確立に関する業務

博物館水族展示のリニューアルに向けて、バイカル湖の生物をはじめとした当館で常設展示していない生き物の飼育・展示方法を確立するための業務を行う。なお、本業務を実施するに当たっては、博物館と協議の上随時行うこと。

- ①適正な飼育水温・気温の設定に向けたデータ収集および検討作業
- ②適切な流速・風速等に関する検討作業
- ③飼育容器内の適切なレイアウト等に関する検討作業
- ④適切な餌料の検討作業
- ⑤適切な給餌方法の検討作業

⑥その他必要とされる作業

しかし、たとえこのような業務が追加されたとしても、これは、水族館のわずかな部分にバイカル湖の生物の飼育展示コーナーが新設されただけのことであり、水族館における大々的な展示内容の変更が行われたわけではない。当契約の全体としての業務は、このわずかなバイカル湖の生物の飼育展示等の業務を除くと、以前の契約と何ら変わるものではない。

そして、上述の内容に示されるように、このバイカル湖の生物の飼育展示の全ての業務については、バイカル博物館と輸入の契約を交わし、飼育方法等についてバイカル博物館より十分な知識を習得している琵琶湖博物館の指示に従って実施することが明記されている。(株)環境総合テクノスがバイカル湖の生物の飼育について他の事業者より特にすぐれた特殊技能・経験を有するものではない。琵琶湖博物館の適切な指示に従えば、他の事業者でも業務は十分に実施可能である。

それならば、1者見積による随意契約ではなく、競争性、公平性の観点から一般競争入札も実施可能であったのではないかと考えられる。

琵琶湖博物館の見解は以下のとおりである。

第1期リニューアルでは、水族展示における「古代湖の世界」としてロシアのバイカル湖に生息する固有種（魚類やヨコエビ類）の展示を目玉としていた。しかしながら、バイカル湖という特殊な環境下に生息する生物の飼育展示の経験は国内では他になく、唯一当館が平成9年に開催した企画展示「古代湖の世界」だけであった。また、これらの生物はロシアのバイカル湖から直接輸入する必要があることから、平成26年中にバイカル博物館と契約を交わし、できるだけ早い時期から飼育できるよう年度内の輸入について調整を進めていた。

平成26年度の契約にあたっては、年度内にバイカル湖の水生生物を飼育する可能性があることから、平成9年に上記飼育展示において、一定期間バイカル湖水生生物の飼育・展示に携わった経験があり、そうしたノウハウを備える(株)環境総

合テクノスを1者随意契約の相手方としたものであり、以降の年度も同様である、これらは固有種（生き物）であることから、定期的に補充する必要があり、バイカル博物館と委託契約を交わし輸入をしており、輸送費などを含めて年間450万円程度の経費をかけている。

そうした中、経験のない業者が飼育に携わり、飼育管理に重大な齟齬が生じることがあれば、展示そのものが成り立たなくなることや、それを補充するための輸入にかかる経費が増大するなど、大きなリスクが生じるため、現在の契約形態が最良であると考えている。

現在の委託業者は、琵琶湖博物館の展示用魚類の収集を始めた1993年から飼育を委託しており、その時点から希少種をはじめとして、さまざまな生物の飼育技術と繁殖のための技術を習得しており、併せてバイカル湖の水生生物の飼育経験も有している。

他に僅かの例しかない淡水の水族館施設である。

これらのことをふまえると、委託先が頻繁に変わった場合には、博物館の根幹業務として20年以上培ってきた水族飼育活動が途切れる恐れがあり、琵琶湖博物館の水族飼育業務を安定的に維持するためには、一般競争入札は適当でないと考えている。

たしかに、他に僅かの例しかない淡水の水族館施設であるが、20年以上も同一の事業者との契約が継続されている。当博物館の水族飼育業務に十分対応可能な技術をもつ事業者についての情報収集を進め、今後は競争性、公平性の観点から一般競争入札の実施を検討すべきであると考えます。

(2) その他の契約について

上記(1)の契約を除き、契約一覧に記載した契約について検討の結果、指摘すべき事項および意見はない。

4.5 工技総合センターについて

4.5.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	エレベーター保守点検業務委託	京都エレベーター㈱	一般競争入札	2,604,960	26～27年度	1者入札
2	庁舎清掃業務委託	大五産業㈱	一般競争入札	3,121,200	26～27年度	8者入札
3	物品購入 SECカラム	理弘薬品㈱	随意契約 (オープンカウラ) 160万円以下	532,875	25/5	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
4	物品購入 デジタルレーザセンサ	永恵化機㈱	随意契約 (オープンカウラ) 160万円以下	540,750	25/7	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
5	物品購入 複合サイクル試験機	㈱西山製作所	一般競争入札	4,830,000	25/7	2者入札
6	物品購入 低荷重疲労試験機	青山商事㈱	一般競争入札	10,479,000	25/7	1者入札
7	物品購入 過電流探傷システム	日本電計㈱	一般競争入札	2,100,000	25/10	2者入札
8	物品購入 放射イミュニティ試験システム	日本電計㈱	一般競争入札	18,900,000	25/8	2者入札
9	別館南面外壁タイル剥がし工事	㈱北中工務店	随意契約 (1者見積)	777,000	25/9	緊急の必要による 令第167条の2第1項第5号 財規第220条第1項第6号
10	中庭通路段差解消工事	㈱服部工業	随意契約 250万円以下	530,250	26/1	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号
(平成26年度)						
11	施設設備管理業務委託	㈱メンテナンスセンター	一般競争入札	18,360,000	27～28年度	3者入札
12	物品購入 蒸気圧測定装置	青山商事㈱	一般競争入札	1,749,600	26/6	2者入札
13	物品購入 レーザセンサ	大日機工㈱	随意契約 (オープンカウラ) 160万円以下	541,512	27/2	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
14	物品購入 X線光電子分光分析装置一式	㈱ミツワフロンテック	一般競争入札	47,952,000	26/8	1者入札
(平成27年度)						
15	庁舎警備業務委託	セコム㈱	随意契約 (1者見積)	2,246,940	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
16	中小企業技術支援情報ネットワーク保守サービス委託	西日本電信電話㈱	随意契約 (1者見積)	1,051,920	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成27年度)						
17	産業支援情報システム 保守業務委託	キステム(株)	随意契約 (1者見積)	1,895,400	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
18	物品購入 液体窒素ガス単価契約	(株)星医療酸器関西	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	855,360	27年度	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
19	物品購入 ラマン分光システム	西川計測(株)	一般競争入札	16,200,000	27/8	2者入札
20	物品購入 高速X線回析装置	京都理化学器械(株)	一般競争入札	25,984,800	27/8	1者入札
21	物品購入 真空攪拌装置	日本電計(株)	一般競争入札	1,836,000	27/8	2者入札
22	物品購入 赤外線サーモグラフィ	理弘薬品(株)	一般競争入札	1,623,942	27/9	2者入札
23	物品購入 密度計	(株)ミツワフロンテック	一般競争入札	4,752,000	27/10	1者入札
24	物品購入 試料調整システム	明伸工機(株)	一般競争入札	6,199,200	27/11	1者入札
25	物品購入 高性能小型高温電気炉	理弘薬品(株)	一般競争入札	2,419,200	27/12	2者入札
26	物品購入 カールフィッシャー 水分測定装置	(株)ミツワフロンテック	一般競争入札	1,280,880	28/1	3者入札
27	物品購入 インパルス巻線試験機	(株)日本電計	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	756,000	27/11	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
28	物品購入 回転粘度計	理弘薬品(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	706,860	28/2	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
29	物品購入 万能材料試験機	青山商事(株)	随意契約 (1者見積)	2,143,800	28/1~28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
30	中小企業技術支援情報 ネットワーク回線利用 契約	アルテリア・ ネットワークス(株)	一般競争入札	3,952,800	28/7~33/6	3者入札
31	排気ガス洗浄装置修繕 工事	和研薬(株)	随意契約 250万円以下	1,274,400	28/2	見積合せ 3者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号

(注) 上記の図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則
当センターについて検討を行った過去3年間の契約一覧は上記のとおりである。

4.5.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を実施したが、指摘事項や意見はない。

4.6 東北部工技センターについて

4.6.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

当センターについて検討を行った過去3年間の契約一覧は以下のとおりである。

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	物品購入 3次元CAMシステム	(株)NTTデータ エンジニアリング システムズ	随意契約 (1者見積)	829,500	25/5	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
2	物品購入 ICP発行分析装置	青山商事(株)	一般競争入札	11,996,250	25/7	1者入札
3	物品購入 凍結粉碎機	理弘薬品(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,080,124	25/11	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
4	物品購入 低加速走査型電子顕微鏡	(株)日立ハイテク ノロジーズ	一般競争入札	18,375,000	25/10	2者入札
5	物品購入 積層フィルム評価装置	理弘薬品(株)	一般競争入札	2,091,600	26/1	1者入札
6	物品購入 プログラムめっきシステム (ポテンショスタット)	京都理化学器械(株)	一般競争入札	2,604,000	26/1	3者入札
7	物品購入 車いす用モーター	マクソン・ジャパン (株)	随意契約 (1者見積)	638,232	25/5	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成26年度)						
8	研究補助員派遣委託	WDB(株)	随意契約 100万円以下	861,840	26/12～27/3	見積合せ 5者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
9	物品購入 サーモグラフィ	(株)増田医科器械	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	517,320	26/7	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
10	物品購入 ブリネル硬さ試験機	青山商事(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	808,920	26/8	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
11	物品購入 インキュベーター	和研薬(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	647,492	26/9	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
12	物品購入 太陽光吸収層評価装置	(株)ミツワフロンテック	一般競争入札	4,320,000	26/9	1者入札
13	物品購入 顕微赤外分析装置	理弘薬品(株)	一般競争入札	6,793,200	26/7	2者入札
14	物品購入 衝撃試験機ハンマー秤量	滝谷器械店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	799,200	26/10	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
15	物品購入 TGA、TMA装置	理弘薬品(株)	一般競争入札	6,011,712	26/12	4者入札
16	彦根庁舎正門改修工事	北村工務店	随意契約 250万円以下	1,564,920	26/10～27/1	見積合せ 12者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成27年度)						
17	庁舎警備業務委託	セコム(株)	随意契約 (1者見積)	2,265,408	27～28年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
18	物品購入 液体窒素等単価契約	岩谷産業(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,216,512	27年度	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
19	物品購入 各種ガス等単価契約	滋賀カーバイド(株)	一般競争入札	1,828,980	27年度	1者入札
20	物品購入 示差走査熱量計 (DCS)	理弘薬品(株)	一般競争入札	5,940,000	27/7	2者入札
21	物品購入 電極作製装置	(株)増田医科器械	一般競争入札	9,255,600	27/7	1者入札
22	物品購入 3Dデジタイザ、 高速度カメラ	東京貿易テクノ システム(株)	一般競争入札	23,436,000	27/8	1者入札
23	物品購入 環境試験室購入	(株)山久	一般競争入札	18,036,000	27/8	2者入札
24	物品購入 柔軟性樹脂切断加工 粉碎機	理弘薬品(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,166,400	27/9	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
25	物品購入 流体解析システム	明伸工機(株)	一般競争入札	12,657,600	27/11	4者入札
26	物品購入 ロールtoロール 太陽電池作製装置	京都理化学器械(株)	一般競争入札	4,449,600	27/10	3者入札
27	物品購入 燃焼性試験機	理弘薬品(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	591,840	27/12	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
28	物品購入 膜厚計	(有)五大商事	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	547,560	27/12	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
29	物品購入 ソーラーシミュレータ用 温調対応セル計測治具	(株)ミツワフロンテック	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	999,000	27/12	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
30	物品購入 イオンクロマトグラフ の消耗品	フローリン(有)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	820,594	28/1	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号

(注) 図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

4.6.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を実施したが、指摘事項や意見はない。

4.7 農業技術振興センターについて

4.7.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	機械警備業務	セコム(株)	随意契約 (1者見積)	1,376,520	25年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
2	自家用電気工作物 保安全管理業務	一般財団法人 関西電気保安協会	一般競争入札	1,237,824	25年度	1者入札
3	空調設備運転監視等業務	(有)滋賀工業サービス	一般競争入札	2,940,000	25年度	2者入札
4	浄化槽維持管理業務	(株)日吉	指名競争入札	2,022,300	25年度	2者入札
5	庁舎清掃業務	(株)アヤハ環境開発	一般競争入札	730,800	24～25年度	4者入札
6	整せん枝残さ土壌還元機 及び施肥機開発業務	(株)寺田製作所	随意契約 (1者見積)	2,399,460	25/5～25/9	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
7	ガスクロマトフ質量 分析計保守点検業務	(株)ジェイ・サイエンス 関西	随意契約 (1者見積)	973,350	25年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
8	小麦原種の売買契約	グリーン近江 農業協同組合	随意契約 (1者見積)	2,795,520	25/10	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
9	大豆原種の売買契約	グリーン近江 農業協同組合	随意契約 (1者見積)	1,930,684	26/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
10	花・果樹研究部 のり面改修工事	中井造園	随意契約 250万円以下	1,350,000	25/12	見積合せ 6者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号
11	飼料細胞破碎装置	ナカライテスク(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	665,280	25年度	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
12	大型送風恒温器	和研薬(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	840,000	25年度	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
13	荒茶加工業務手数料	農事組合法人 グリーンティ土山	随意契約 100万円以下	727,569	25/5	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
14	水稻食味官能試験手数料	日本穀物検定協会	随意契約 (1者見積)	1,102,500	26/1～26/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成26年度)						
15	機械警備業務	セコム(株)	随意契約 (1者見積)	1,415,880	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
16	自家用電気工作物 保安全管理業務	一般財団法人 関西電気保安協会	一般競争入札	1,271,376	26年度	2者入札
17	浄化槽維持管理業務	(株)日吉	指名競争入札	2,080,080	26年度	2者入札

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成26年度)						
18	庁舎清掃業務	㈱関西シーケンス管理	一般競争入札	1,489,561	26～27年度	4者入札
19	ガスクロマトグラフ質量分析計保守点検業務	㈱ジェイ・サイエンス関西	随意契約 (1者見積)	1,001,160	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
20	無人ヘリ搭載型的水稻生育量測定装置による測定試行委託	ヤンマーヘリ&アグリ㈱	随意契約 (1者見積)	1,030,000	26/7～26/12	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
21	超音波洗浄機	和研薬㈱	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	507,600	26/10	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
(平成27年度)						
22	自家用電気工作物保安管理業務	㈱ヤンマービジネスサービス	一般競争入札	1,146,960	27年度	2者入札
23	空調設備運転監視等業務	㈲滋賀工業サービス	一般競争入札	2,905,200	27年度	4者入札
24	動力4輪車運搬車購入	近江ユニキャリア販売㈱	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	669,600	27/8	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
25	人工気象器(オープン型)	理弘薬品㈱	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	810,000	27/6	公募型見積合わせ 8者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
26	無人ヘリ搭載型的水稻生育量測定装置による測定試行委託	ヤンマーヘリ&アグリ㈱	随意契約 (1者見積)	1,030,000	27/6～27/12	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
27	小麦原種の売買契約	グリーン近江農業協同組合	随意契約 (1者見積)	2,050,404	27/10	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
28	大豆原種の売買契約	グリーン近江農業協同組合	随意契約 (1者見積)	2,532,168	28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
29	荒茶加工業務手数料	農事組合法人グリーンティ土山	随意契約 100万円以下	719,096	27/5	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
30	水稻食味官能試験手数料	日本穀物検定協会	随意契約 (1者見積)	1,026,000	28/1～28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号

(注) 図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

当センターについて検討を行った過去3年間の契約一覧は上記のとおりである。

4.7.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を実施した結果、指摘事項や意見はない。

4.8 畜産技術振興センターについて

4.8.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成27年度)						
1	物品購入 単価契約上半期 二種混合飼料	(有)守田藤吉商店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	575,640	27/4～27/9	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
2	物品購入 単価契約上半期 加熱トウモロコシ圧片飼料	山平(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	519,480	27/4～27/9	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
3	物品購入 単価契約上半期 大麦挽砕飼料	山平(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	582,660	27/4～27/9	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
4	物品購入 単価契約上半期 成鶏用飼料	山平(株)	一般競争入札	1,881,720	27/4～27/9	2者入札
5	物品購入 単価契約上半期 繁殖用牛配合飼料	J A 西日本 くみあい飼料(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,155,600	27/4～27/9	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
6	物品購入 単価契約上半期 搾乳牛用配合飼料	J A 西日本 くみあい飼料(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,197,288	27/4～27/9	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
7	物品購入 単価契約上半期 乳牛育成用配合飼料	(有)守田藤吉商店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	882,576	27/4～27/9	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
8	物品購入 単価契約上半期 ほ乳期子牛育成用代用乳配合飼料	J A 西日本 くみあい飼料(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,162,512	27/4～27/9	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
9	物品購入 単価契約上半期 若齢牛育成用配合飼料	㈱清水商店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,474,200	27/4～27/9	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
10	物品購入 単価契約上半期 幼齢牛育成用配合飼料	(有)守田藤吉商店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	594,000	27/4～27/9	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
11	物品購入 単価契約上半期 採卵鶏育成用飼料	J A 西日本 くみあい飼料(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	561,816	27/4～27/9	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
12	物品購入 単価契約上半期 治療用医薬品	理弘薬品(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,073,196	27/4～27/9	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
13	物品購入 単価契約上半期 繁殖用医薬品	理弘薬品(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	610,740	27/4～27/9	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
14	有人警備業務委託	㈱テクノス総合 メンテナンス サービス	一般競争入札	8,937,216	27～28年度	7者入札
15	空調機器保守点検業務 委託	㈱エステック	随意契約 (オープンカウント) 100万円以下	540,000	27年度	公募型見積合わせ 5者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
16	電気設備保守・ デマンド監視・ 高圧絶縁監視業務委託	関西電気保安協会	随意契約 (オープンカウント) 100万円以下	677,548	27年度	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
17	物品購入 ロールペーパー用ラップ フィルムの購入	甲賀高分子(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	616,140	27/4	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成27年度)						
18	物品購入 乾牧草バミューダー ストロー (単価契約)	㈱清水商店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,022,060	27/4	公募型見積合わせ 3者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
19	物品購入 乾牧草クレイングラス (単価契約)	㈱清水商店	一般競争入札	1,460,160	27/5	3者入札
20	物品購入 スキッドステアローダー	近江ユニキャリア 販売㈱	一般競争入札	2,203,200	27/6	2者入札
21	高圧電気設備等 改修工事設計委託	(有)ゴープラン	随意契約 100万円以下	626,400	27/6	見積合せ 10者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
22	物品購入 モアコンディショナー	滋賀三菱農機販売㈱	一般競争入札	2,698,920	27/6	1者入札
23	物品購入 乾牧草クレイングラス (単価契約)	J A 西日本 くみあい飼料㈱	一般競争入札	1,418,040	27/8	3者入札
24	物品購入 乾牧草バミューダー ストロー (単価契約)	(有)守田藤吉商店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,008,020	27/8	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
25	物品購入 乾牧草クレイングラス (単価契約)	(有)守田藤吉商店	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	1,373,060	27/12	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
26	高圧電気設備等改修工事	あい和電設㈱	一般競争入札	8,011,440	27/10	9者入札
27	物品購入 家畜ふん発酵攪拌機	藤原産業㈱	一般競争入札	7,473,600	27/2	2者入札
28	家畜ふん尿処理施設 設計委託	㈱込山建築設計事務所	一般競争入札	1,965,600	27/5	9者入札
29	家畜ふん尿処理施設 建設に伴う地質調査	㈱滋賀ソイルコンサルタント	一般競争入札	752,760	27/8	19者入札
30	物品購入 和牛素牛の購入	全国農業協同組合 連合会滋賀県本部	随意契約 (1者見積)	6,788,704	27/11	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
31	家畜ふん尿処理施設 新築工事	川重㈱	一般競争入札	42,595,200	27/12	8者入札

(注) 図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

当センターについて検討を行った過去3年間の契約一覧は上記のとおりである。

4.8.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を実施した結果、指摘事項や意見はない。

4.9 水産試験場について

4.9.1 検討を行った過去3年間の契約の状況

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(平成25年度)						
1	船舶保険（琵琶湖丸）	全国広域漁船保険組合	随意契約 100万円以下	548,875	25/5～26/5	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
2	修繕 第1キュービクル補修工事	㈱田中電機商会	随意契約 250万円以下	815,850	25/10	見積合せ 7者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第1号
3	産業廃棄物処理 （PCB）	日本環境安全事業 ㈱	随意契約 （1者見積）	516,800	25/9～26/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
4	琵琶湖丸整備・修繕	㈱壱兵衛造船所	随意契約 （1者見積）	626,640	25/11	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
(平成26年度)						
5	物品購入 電話設備	大和電設工業㈱	一般競争入札	1,507,680	26/5	5者入札
6	飼料購入 単価契約	㈱松屋	随意契約 （1者見積）	1,601,100	26年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
7	物品購入 マイクロプレートリーダー	和研薬㈱	随意契約 （オープンカウント） 160万円以下	604,800	26/5	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
8	淡海丸修繕	㈱小栗鉄工所	随意契約 （1者見積）	1,153,476	27/2～27/3	緊急の必要による 令第167条の2第1項第5号 財規第220条第1項第6号
(平成27年度)						
9	警備業務委託	セコム㈱	随意契約 （1者見積）	1,508,544	27～28年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
10	物品購入 エレクトロフィッシャー	滝谷器械店	随意契約 （オープンカウント） 160万円以下	1,077,840	27/6	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
11	物品購入 試薬ALC	和研薬㈱	随意契約 （オープンカウント） 160万円以下	609,120	27/5	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
12	物品購入 組立式フロート	㈱壱兵衛造船所	随意契約 （オープンカウント） 160万円以下	848,448	27/6	公募型見積合わせ 2者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
13	飼料購入 単価契約	㈱松屋	随意契約 （1者見積）	1,224,890	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
14	研究委託	近畿大学	随意契約 （1者見積）	1,000,000	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
15	研究委託	国立研究開発法人 水産総合研究センター 水産工学研究所	随意契約 （1者見積）	900,000	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
16	研究委託	北海道大学	随意契約 （1者見積）	700,000	27年度	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号

No	事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
(続く平成27年度)						
17	物品購入 電話交換機	大和電設工業(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	950,400	27/9	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
18	物品購入 PCR検査用消耗品	和研薬(株)	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	510,624	27/10	公募型見積合わせ 1者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
19	物品購入 展示用アクリル水槽	(株)樟陽商会	一般競争入札	3,931,200	27/12	1者入札
20	物品購入 作業台等	(株)クリエイト	随意契約 (オープンカウント) 160万円以下	560,520	28/1	公募型見積合わせ 4者参加 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第2号
21	琵琶湖丸整備・修繕	(株)壱兵衛造船所	随意契約 (1者見積)	1,041,638	27/6～27/7	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
22	本館北側堅樋修繕	小出建設(株)	随意契約 100万円以下	735,480	27/9～27/10	見積合せ 4者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
23	樹木の伐採・処分	滋賀北部森林組合	随意契約 100万円以下	972,000	27/12～28/1	見積合せ 2者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
24	淡海丸整備・修繕	(有)小栗鉄工所	随意契約 (1者見積)	2,253,564	28/1～28/3	他に代替しうる者なし 令第167条の2第1項第2号 財規第220条第1項第2号
25	修繕 展示・研修施設給排水 改修	(株)マルトモ	随意契約 100万円以下	864,000	28/2～28/3	見積合せ 4者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
26	修繕 地下水高架水槽鉄部 塗装替	今村塗装店	随意契約 100万円以下	524,000	28/2～28/3	見積合せ 5者 令第167条の2第1項第1号 財規第219条第1項第6号
27	醒井養鱒場 屋外便所改修工事	(株)マルトモ	一般競争入札	7,597,800	28/2～28/3	6者入札
28	物品購入 フォークリフト	近江ユニキャリア 販売(株)	一般競争入札	1,058,400	27/7	2者入札

(注) 図表中の略字 令：地方自治法施行令 財規：滋賀県財務規則

水産試験場について検討を行った過去3年間の契約一覧は上記のとおりである。

4.9.2 契約手続の適正性の検討

契約一覧に記載した契約について検討を実施したが、指摘事項や意見はない。

4.10 電力自由化による電力入札について

4.10.1 電力自由化による新規電力事業者への乗り換えの検討

2000年の電気事業法改正により電力自由化がスタートし、まずは特別高圧契約（2000k w/20000v）をしている法人や工場、2005年には高圧契約（500k w/6000v）をしている中小規模のオフィスやビルなどが自由化され、そして2016年4月には低圧契約（50k w未満）の一般家庭に対しても電力の全面自由化が開始され、新規電力事業者からの電力の購入が可能となっている。

このような状況下、監査対象となった試験研究機関は、電力コスト削減のため、電力会社の乗り換えについてどのように対応しているのかを検討した。

4.10.2 各試験研究機関における各施設の電力使用状況

まず、各機関における各施設の現状の電力使用状況を見ておこう。各施設の平成27年度の毎月の電力使用量（k w h）、料金（単位：千円）は以下のとおりである。

農業技術振興センター (電力使用量：k w h、電気料金：千円)

	本場		花・果樹研究部		茶業指導所	
	電力使用量	電力料金	電力使用量	電力料金	電力使用量	電力料金
4月	34,523	882	5,177	134	3,948	169
5月	29,220	861	4,274	126	4,942	200
6月	28,617	805	4,504	123	3,487	164
7月	34,528	875	3,412	103	3,413	164
8月	48,005	1,126	4,698	131	4,101	176
9月	50,169	1,138	4,850	132	3,910	171
10月	29,956	971	4,509	126	2,979	156
11月	32,292	838	5,023	134	2,977	155
12月	32,755	839	5,046	134	3,026	156
1月	34,055	873	6,301	153	2,873	153
2月	35,219	863	6,733	158	2,990	154
3月	32,353	809	5,753	141	2,794	150
合計	421,692	10,881	60,280	1,595	41,440	1,967

畜産技術振興センター

	電力使用量	電力料金
4月	9,788	271
5月	9,693	277
6月	10,650	270
7月	12,313	302
8月	15,625	359
9月	12,358	299
10月	8,813	239
11月	7,521	218
12月	8,448	232
1月	10,232	259
2月	10,215	254
3月	11,209	263
合計	126,865	3,244

工業技術総合センター

	本館		別館		信楽窯業技術試験場	
	電力使用量	電力料金	電力使用量	電力料金	電力使用量	電力料金
4月	77,007	1,694	5,718	181	10,653	295
5月	70,600	1,739	4,104	162	7,716	257
6月	71,898	1,627	3,937	151	8,692	259
7月	72,257	1,588	4,035	151	7,484	235
8月	102,539	2,088	5,683	181	11,418	307
9月	84,935	1,787	5,054	168	10,764	292
10月	75,166	1,638	3,668	145	9,576	271
11月	71,041	1,574	3,794	147	7,504	244
12月	70,739	1,561	4,585	159	10,724	288
1月	71,641	1,552	5,541	174	10,466	281
2月	82,198	1,688	6,312	179	14,665	371
3月	74,854	1,559	6,007	172	13,409	346
合計	924,875	20,096	58,438	1,970	123,071	3,444

東北部工業技術センター

	長浜庁舎		彦根庁舎	
	電力使用量	電力料金	電力使用量	電力料金
4月	20,780	519	16,077	428
5月	13,745	503	17,554	480
6月	23,677	537	15,935	414
7月	24,614	562	21,178	501
8月	19,778	478	23,361	544
9月	21,463	499	19,834	478
10月	19,433	463	17,661	441
11月	16,073	408	15,227	400
12月	27,137	588	16,646	421
1月	28,030	596	13,917	373
2月	30,672	627	19,068	452
3月	21,702	461	17,587	423
合計	267,104	6,241	214,045	5,355

琵琶湖環境科学研究センター

	電力使用量	電力料金
4月	85,476	2,166
5月	93,054	2,159
6月	102,844	2,209
7月	125,270	2,656
8月	130,723	2,731
9月	113,228	2,441
10月	99,142	2,196
11月	95,414	2,123
12月	93,051	2,062
1月	89,935	1,987
2月	89,532	1,956
3月	92,978	1,975
合計	1,210,647	26,661

琵琶湖博物館

	電力使用量	電力料金
4月	326,077	6,557
5月	366,880	7,282
6月	361,696	6,971
7月	435,518	8,206
8月	463,785	8,491
9月	336,891	6,498
10月	287,084	5,980
11月	266,691	5,676
12月	259,446	5,532
1月	277,050	5,738
2月	263,283	5,459
3月	274,102	5,532
合計	3,918,503	77,922

水産試験場

	水産試験場		醒井養鱒場	
	電力使用量	電力料金	電力使用量	電力料金
4月	42,523	852	24,096	545
5月	43,479	947	24,069	576
6月	42,202	865	34,422	688
7月	43,705	867	30,233	618
8月	50,795	1,020	28,849	575
9月	50,773	998	29,178	570
10月	48,132	914	26,691	519
11月	43,942	848	31,812	599
12月	40,772	797	32,072	599
1月	42,791	803	27,296	520
2月	44,823	842	29,871	557
3月	43,257	804	24,788	476
合計	537,194	10,558	343,377	6,841

以上の各機関の平成 27 年度の 1 年間の合計を要約すると以下のとおりとなる。

試験研究機関	電力使用量	電力料金	施設数
	(単位：k w h)	(単位：千円)	
農業技術振興センター	523,412	14,443	3
畜産技術振興センター	126,865	3,244	1
工業技術総合センター	1,106,384	25,511	3
東北部工業技術センター	481,149	11,496	2
琵琶湖環境科学研究センター	1,210,647	26,661	1
琵琶湖博物館	3,918,503	77,922	1
水産試験場	880,571	17,399	2
合 計	8,247,531	176,676	13

4.10.3 県が行った電力会社の乗り換えについて

(1) 電力会社乗り換えに当たっての県の方針

電力会社の乗り換えについては、県が一括して全庁的な検討を行っているのか、それとも各施設それぞれの判断に任せて検討を行っているのかについて確認したところ、県が会計管理局において一括して全庁的に検討を行っているとのことであった。

そして、平成 27 年度において、各県有施設の電力使用量などについて一斉に調査が行われ、その結果、乗り換えにより電力コストの削減が見込めると判断された県有施設については、平成 28 年 6 月 29 日に一般競争入札を実施し、平成 28 年 10 月 1 日から新規事業者による電力供給が開始されることになった。

(2) 県有施設における電力入札の結果について

県有施設（101 施設）を 11 グループに分けて実施した「滋賀県の県有施設に係る電気調達業務契約」に係る一般競争入札の結果は以下の【 図表 4.10.3 】とおりである。

今回の入札による電力料金の削減見込額（注）は、1 年間で 1 億 8,200 万円（消費税込）と試算されている。全体としての削減率は約 27%となる。

（注）削減見込額は、今回の入札仕様に関西電力(株)の公表単価を適用した場合との比較である。

滋賀県の県有施設における電力入札の結果【 図表 4.10.3 】

(単位：千円)

グループ別	施設数	入札参加者	落札事業者	A 落札金額	B 関西電力	A - B 削減見込額	削減率
1 大津合同庁舎ほか	7	4	A	44,617	61,075	△ 16,458	△ 27%
2 自動車税事務所ほか	16	4	A	42,634	57,084	△ 14,450	△ 25%
3 消防学校ほか	20	4	A	45,713	63,812	△ 18,099	△ 28%
4 信楽窯業技術試験場ほか	6	3	A	7,581	11,392	△ 3,811	△ 33%
5 総合教育センターほか	24	4	A	96,171	136,492	△ 40,321	△ 30%
6 彦根東高校ほか	18	4	A	68,376	96,155	△ 27,779	△ 29%
7 交通機動隊ほか	6	4	A	20,035	26,688	△ 6,652	△ 25%
8 県本庁舎	1	4	B	43,509	63,698	△ 20,189	△ 32%
9 競艇場	1	5	A	52,819	74,605	△ 21,786	△ 29%
10 警察本部庁舎	1	3	A	41,992	48,142	△ 6,150	△ 13%
11 文化ゾーン	1	3	C	20,912	27,178	△ 6,266	△ 23%
合計	101			484,359	666,321	△ 181,962	△ 27%

部局別の集計は以下のとおりである。

部局別	施設数	落札 グループ数	A 落札金額	B 関西電力	A - B 削減見込額	削減率
知事部局	52	7	257,785	358,845	△ 101,059	△ 28%
教育委員会	42	2	164,547	232,647	△ 68,100	△ 29%
警察本部	7	2	62,027	74,830	△ 12,803	△ 17%
合計	101	11	484,359	666,321	△ 181,962	△ 27%

また、落札事業者別の集計は以下のとおりとなる。(株)F-Power が他者を圧倒しており、落札金額の 87%を占めているのが分かる。

事業者別	施設数	落札 グループ数	A 落札金額	B 関西電力	A - B 削減見込額	削減率
A (株)F-Power	99	9	419,939	575,445	△ 155,507	△ 27%
B アーバンエナジー(株)	1	1	43,509	63,698	△ 20,189	△ 32%
C 伊藤忠エネクス(株)	1	1	20,912	27,178	△ 6,266	△ 23%
合計	101	11	484,359	666,321	△ 181,962	△ 27%

(3) 監査対象である各機関の入札実施状況

監査対象である各施設の入札実施状況は、以下のとおりである。

試験研究機関	平成27年度		入札実施 の判断
	電力使用量 (単位：kwh)	電力料金 (単位：千円)	
農業技術振興センター	523,412	14,443	○
畜産技術振興センター	126,865	3,244	○
工業技術総合センター	1,106,384	25,511	○
東北部工業技術センター	481,149	11,496	○
琵琶湖環境科学研究センター	1,210,647	26,661	×
琵琶湖博物館	3,918,503	77,922	×
水産試験場	880,571	17,399	×
合 計	8,247,531	176,676	

○は入札を実施した施設であり、×は入札対象から除外された施設である。4施設については、入札が実施されたが、特に電力料金の高い琵琶湖博物館を含む3施設については入札対象から除外された。

(4) 3施設が入札対象から除外された理由

会計管理局は、入札前に各施設の電力の使用状況について実態調査を行い、そして、以下の①～⑦の事由に該当する施設は入札の対象から除外した。

特別高圧契約もしくは高圧契約により電気の供給を受けている県有施設のうち、次のような事由に該当する施設は、今回の入札の対象から除外しました。

- ①負荷率が高い施設（今回は35%超に設定した）
- ②維持管理委託への移行の可能性がある施設（指定管理者制度の施設）
- ③新設の施設などで電気の使用実績がなく、予定使用電力量が不明な施設
- ④平成27年度中に工事を行っていたなど、入札仕様作成の基礎となる平成27年度使用電力量実績が通常時とは異なる施設
- ⑤契約予定期間中に、建物の改修工事や設備の増設などが予定されており、使用電力量が変動するおそれがある施設
- ⑥スマートメーター（無線通信設備）設置の環境が整っていない施設
- ⑦関西電力㈱との間で、1年を超える長期割引契約が交わされており、契約期間中の契約解除について違約金が発生する可能性がある施設

(5) 琵琶湖博物館が入札対象から除外された理由

会計管理局は、平成 27 年度はリニューアル工事を行っていたため、入札仕様作成の基礎となる平成 27 年度使用電力量実績が通常時とは異なるものであり、上記理由の④に該当し、今回の対象から除外したとしている。

そして、負荷率（実際の仕様電力量を契約電力量で除した値）の調査結果においても当館は 39%であり、設定基準の 35%を超えている。24 時間、年間を通じて一定の電力使用がある施設は負荷率が高く、乗り換えのメリットがないように考えられる。なお、博物館自身としては、現時点では以下のように考えているとのことであった。

現在契約中の関西電力㈱については、継続して契約を続けていることにより、当館については特約とされる現行の公表単価よりも安価な契約単価を維持していただいている。これを入札に切り替えた場合、関西電力は公表単価でしか応札しないとのことで、逆に金額の上昇となるおそれが高いと思われる。

リニューアル後において調査を実施し、引き続き検討が行われる。

(6) 琵琶湖環境科学研究センターと水産試験場が入札対象から除外された理由

両施設ともに、負荷率が高いためとされている。次年度以降も改めて調査が行われるとのことであるが、コスト削減が見込まれる負荷率の検討が重要であると考えられる。この点について会計管理局は、今後 2 年程かけて検討を進めるとしている。

4.10.4 指定管理施設や県有施設以外の電力入札について

水産試験場の醒井養鱒場の施設管理は、県の直営ではなく、指定管理者（滋賀県漁連）による管理が行われている。この施設の電力料金も、指定管理料に含まれて県財政によって賄われる電力料金であるから、この施設についても、電力コスト削減のため電力入札の検討が行われたのかを質問したところ、回答は以下のとおりであった。

会計管理局からの照会を受けて、水産課が醒井養鱒場の電気使用量のデータを会計管理局に報告しましたが、平成 28 年度においては、指定管理施設は入札の対象外とされました。

このことから指定管理者においては、水産試験場の動向を踏まえて、醒井養鱒場の電力会社の選定に向けた検討を行う予定でしたが、会計管理局の電力入札において負荷率が高い水産試験場が対象外となったため、水産試験場と同様に負荷率が高い醒井養鱒場も契約は従前のままとなっています。

今後は電気料金がより安価となるよう、会計管理局の検討状況も踏まえ、電力会社の乗換え等について検討を行いたいと考えています。

平成 28 年度においては、指定管理施設が電力入札の検討対象から除外されているとのことであったので、この点について会計管理局に確認を行ったところ、平成 28 年度の電力入札の実施対象となったのはあくまで県の直営管理が行われている県有施設であり、実施の可能性について検討を行ったのではあるが、指定管理施設や公立大学法人滋賀県立大学といった組織上県から独立した組織は平成 28 年度の対象外とされたとのことであった。

会計管理局における、平成 28 年度の電力入札に至るまでの検討の経緯は以下のとおりである。

電力入札については、平成 28 年度から実施することとし、平成 27 年度には県有施設の受電状況や、使用実績などの全庁調査を行いました。

その際には、県直営の施設だけでなく、指定管理施設や病院事業庁・企業庁、委託管理が行われている下水道施設も含めて状況の把握を行いました。

まず検討を行ったのが、どの施設を入札の対象とできるかですが、病院事業庁、企業庁、滋賀県立大学は、それぞれの法に基づく独自の会計制度により運営されており、規定上、県が直接関与できないため、そもそも対象から除外しました。

(ただし、県が電力入札を実施することについては、事前に情報提供しています。)

次に、指定管理施設や維持管理委託施設については、制度的には対応不可能ではありませんが、すでに指定管理者が独自に新電力と契約している事例もあること、関西電力との特殊な契約形態の施設が多くあること、また、電力需給契約期

間と指定管理期間が異なるなど、県の直営施設にはない課題があることから、平成 28 年度の入札は、仕様や契約内容の検討を最優先として、対象外とすることにしました。

負荷率の設定やグルーピング、料金体系などの仕様や、環境配慮契約法に基づく小売電気事業者の裾きり方式については、入札における重要な要素であり、先進府県においても 2～3 年かけて、独自で最適な方法を見出されています。県においても、現時点で最適と思われる仕様や契約内容としていますが、今回の入札を受けて、いくつかの見直しを検討しており、平成 28 年度から 3 年程度かけて使用や契約内容を確定し、その上で、指定管理施設や維持管理委託施設への拡大を行う予定としているところです。

なお、入札にあたっては、実際の受電設備容量と契約上の受電設備容量が一致しているか、接続供給（新電力への切換え）が可能かどうかなど、設備面についても当該施設と関西電力に個別に確認する必要があり、相当の時間を要する点からも、順次、対象を拡大することとしました。

今回の電力入札の対象外とされた施設の電力料金も、例えば指定管理料や運営費交付金といった名目で県財政から賄われるものであり、県有施設の電力料金と何ら変わるものではない。

結果的に県財政から賄われるこれらの施設の電力料金についても、当然に電力コスト削減のための電力入札が検討されなければならない。

県に関係する全ての施設について、契約の当事者が誰になるかという問題はさておき、県は電力入札の検討が完全に実施されることを把握する体制を確立することが重要であると考えている。

この点について、会計管理局では毎年度、直営管理施設のみならず、県に関係する全ての施設について調査を実施し、指定管理者などの電力入札の検討状況も含めた電力調達に関する現況を把握することとしており、現状において県の電力入札の検討実施体制は問題ないものと認められる。継続的なコスト削減に向けての取組が期待される。

4.11 監査の結果

4.11.1 指摘事項

指摘事項として記載すべきものはない。

4.11.2 意見

(1) [琵琶湖環境科学研究センター] 水質実験調査船建造工事の施工監理業務委託契約について

当施工監理業務は、果たして別途に外部委託契約として実施する必要があったのであろうか、当契約は県が設置する監督職員による施工監理監督で足りるのではないかについて検討する。

今回の船舶建造工事については、設計と施工の分離発注が行われた。ただ、結果的に設計者と施工者が同一者となったため、当センターは、客観的な立場から施工監理を行うとの観点から、別途、施工監理業務委託の契約を行った。

一方で、平成 23 年には、琵琶湖丸（滋賀県水産試験場）、平成 24 年にはあらわし（滋賀県水産課）が県の船舶として発注されているのであるが、これは設計と建造とも 1 者見積による随意契約で行われ、全て(株)奎兵衛造船所が受注した。このときには、設計者と施工者が同一者であるにもかかわらず、別途、施工監理業務委託は行われていない。理由は、水産課所属の設計・積算のできる農業土木の技術職員が監督員として、また、船舶を操縦する水産職員が主任監督員として、両船舶の施工監理を担当していたことによる。

このような対応が可能なのであれば、今後同様の事態となった場合には、経済性を確保するため、水産課に施工監理を依頼するなどの職員の配置や業務の困難性など勘案しつつ、契約コスト削減に向けて手段を検討する必要がある。

(2) [琵琶湖博物館] 水族資料収集・飼育管理業務委託契約について

- ・当契約は、今後は一般競争入札の実施も検討すべき

琵琶湖博物館は、当契約の随意契約および一者見積の理由として、(株)環境総合テクノスがバイカル湖の生物の飼育展示業務の経験、知識を有する唯一の業者であるとい

うことを強調して述べている。

しかし、水族館のわずかな部分にバイカル湖の生物の飼育展示コーナーが新設されたのではあるが、当契約の全体としての業務は、このわずかなバイカル湖の生物の飼育展示等の業務を除くと以前の契約となんら変わるものではない。

また、このバイカル湖の生物の飼育展示の全ての業務については、バイカル博物館と輸入の契約を交わし、飼育方法等についてバイカル博物館より十分な知識を習得している琵琶湖博物館の指示に従って実施することとされている。なにも、(株)環境総合テクノスだけがバイカル湖の生物の飼育方法等について他の事業者より特にすぐれた特殊技能・経験を有しているわけではなく、当館の適切な指示に従えば、他の事業者でも業務は十分に実施可能と考えられる。

従って、これだけの理由による随意契約は不相当と考えられる。

琵琶湖博物館は以下のように主張する。

現在の委託業者は、琵琶湖博物館の展示用魚類の収集を始めた 1993 年から飼育を委託しており、その時点から希少種をはじめとして、さまざまな生物の飼育技術と繁殖のための技術を習得しており、併せてバイカル湖の水生生物の飼育経験も有している。

他に僅かの例しかない淡水の水族館施設である。

これらのことをふまえると、委託先が頻繁に変わった場合には、博物館の根幹業務として 20 年以上培ってきた水族飼育活動が途切れる恐れがあり、琵琶湖博物館の水族飼育業務を安定的に維持するためには、一般競争入札は適当でないと考えている。

たしかに、他に僅かの例しかない淡水の水族館施設であるが、20 年以上も同一の事業者との契約が継続されている。当博物館の水族飼育業務に十分対応可能な技術をもつ事業者についての情報収集を進め、今後は競争性、公平性の観点から一般競争入札の実施を検討すべきであると考えます。

5 固定資産管理の状況について

施設については、組織と施設の名称を区分するため以下のように記載する。

工技総合センターの栗東市の施設を工技総合センター（栗東）、農業技術振興センターの近江八幡市安土町の施設を農業技術振興センター（安土）、水産試験場の彦根市の施設を水産試験場（彦根）と記載する。

5.1 土地・建物について

(1) 総括

今回選定した7機関、12施設の土地・建物の状況は以下のとおりである。

施設名		環境科学研究センター	琵琶湖博物館	工技総合センター		東北部工技センター	
				工技総合センター（栗東）	信楽窯業技術試験場	東北部工技センター（彦根）	東北部工技センター（長浜）
土地（㎡）	県有財産	6,066.48	-	35,350.14	7,561.23	3,400.69	4,613.53
	借受	1,716.57	94,731.00	-	-	-	48.20
建物（㎡）	県有財産	8,448.55	25,618.28	8,822.10	3,243.99	2,434.02	2,243.11

施設名		農業技術振興センター			畜産技術振興センター	水産試験場	
		農業技術振興センター（安土）	茶業指導所	花・果樹研究部		水産試験場（彦根）	醒井養鱒場
土地（㎡）	県有財産	159,518.00	-	149,536.42	419,925.40	30,551.14	190,127.61
	借受	-	51,776.00	-	-	7,829.45	16,296.66
建物（㎡）	県有財産	8,757.96	1,800.90	3,035.36	12,048.07	3,744.42	2,798.78

（注1）上記の数値は、定期監査調査財産管理状況調より記載している。

（注2）環境科学研究センターの土地の借受については、調査用の局舎を一部の自治体を除いて無償で貸与されている。

（注3）琵琶湖博物館の土地は、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所より、一部の駐車場用地を除き無償貸与されている。

（注4）茶業指導所の土地は、甲賀市より有償で貸与されている。

（注5）水産試験場の土地の借受については、滋賀県および米原市より無償で貸与されている。

5.2 各施設の利用状況について

5.2.1 環境科学研究センター

(1) 建物の状況

環境科学研究センターは平成17年3月に竣工した4階建ての建物である。各階で研究対象が分かれており、それぞれ専門研究が行われている。

区分	主な用途	延床面積(㎡)
1F	化学物質系実験室、大型共同プロジェクト研究室	2,406.54
2F	大気・水環境系実験室、事務室、会議室	2,052.40
3F	水質・生物系実験室、研究室	1,812.10
4F	琵琶湖環境系実験室	1,051.60
その他	地階・屋上階、(本館棟以外) 車庫等	763.58
	計	8,086.22

上記以外に水質と大気を測定するため、それぞれ7か所、8か所の局舎が県内に設けられている。

区分	局名	延床面積(㎡)
水質測定局	薩摩、安曇川、宇曾川、南湖湖心、長命寺川、日野川、大橋	237.87
大気測定局	彦根、八幡、高島、長浜、草津、東近江、甲賀、守山	124.46

上記の水質測定局の中で南湖湖心と大橋を除く5局については、自動水質測定局に関する建物であるが現在は利用されていない。そのため、財産管理状況調では建物の使用が「有」となっているので「無」に変更する必要がある。

なお、局舎の設置のために各関係する自治体から一部を除いて、無償で土地1,716.57㎡を借り受けている。

(2) 目的外使用許可の状況

用途	使用許可先	賃借料(円)	面積(㎡)
下水の埋設	大津市	無償	17.90
大気汚染物質広域監視システム	近畿地方環境事務局	年間 23,669	1.00
花粉自動計測機	同上	年間 43,551	1.84

5.2.2 琵琶湖博物館

(1) 建物の状況

「湖と人間」をテーマに琵琶湖の総合的な理解を深めるべく平成8年10月に開館された。開館から20年を期に第1期リニューアルが行われた。

年間30万人以上の利用者が訪れる博物館としての機能とともに研究施設としての役割も担うために1,792㎡が研究スペースとして確保され、研究活動に利用されている。

区分		延床面積 (㎡)	竣工年度
琵琶湖博物館	本館棟・水族棟	23,987.06	平成8年3月
	危険物貯蔵庫等その他	584.58	平成8年3月
	屋外食事施設	450.00	平成18年3月
	生活実験工房	340.32	平成7年10月
	その他	256.32	
	計	25,618.28	

(2) 目的外使用許可の状況

用途	使用許可先	賃借料 (円)	面積 (㎡)	摘要
食堂、レストラン	㈱南陽軒	年間 7,123,413	279.80	
ミュージアムショップ	ミュージックショップ おいでや	年間 1,444,922	113.51	減免(注)
携帯基地局	㈱NTTドコモ	年間 463,600	18.73	
携帯基地局	KDDI(株)	年間 405,433	16.38	
携帯基地局	KDDI(株)	年間 1,168,565	45.90	
携帯基地局	ソフトバンクモバイル(株)	年間 1,030,415	41.63	
PHS無線基地局	wireless City planning(株)	年間 1,300	0.07	
自販機4台	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会草津支部	年間 110,403	4.23	
自販機3台	コカ・コーラウエスト(株)	年間 76,995	2.95	
自販機	㈱南陽軒	年間 29,754	1.14	

(注) リニューアルの影響により、売上が著しく減少したことが減免理由に該当する。

5.2.3 工技総合センター

(1) 建物の状況

工技総合センターは、電子・機械・有機材料・食品・無機材料・デザイン関係の支

援を行う工技総合センター（栗東）と窯業関係の支援を行う信楽窯業技術試験場から構成されている。

これらは、滋賀県下の企業の技術力向上の支援を行うため、技術相談、企業への研究室の提供、新技術の開発、産学連携の4つの機能を担っている。

工技総合センター（栗東）および信楽窯業技術試験場の延床面積と竣工年度は以下のとおりである。

	区分	延床面積（㎡）	竣工年度
工技総合センター（栗東）	本館	4,529.41	昭和 60 年 3 月
	実験棟・別棟	868.26	昭和 60 年 3 月
	別館	2,504.52	平成 4 年 10 月
	企業化支援棟	919.91	平成 11 年 2 月
	計	8,822.10	

上記の別館は、1階に一般社団法人滋賀県発明協会が入居し、2階が研究室1室、開放機器（無響室）、書庫、文書保管庫として利用され、3階が会議室5室を有している。

別館2階については、平成28年度に2Fを利用していた入居者が退去したが、日本酒試験醸造設備を設置する事業が決定し、平成28年11月補正予算で改修のための対応が行われている。

3階の会議室5室の利用状況は、工技総合センター（栗東）の打合利用を除き、よく利用されている会議室で年間25日程度の利用しかされておらず、更なる利用を図る必要がある。

	区分	延床面積（㎡）	竣工年度
信楽窯業技術試験場	本館	607.82	昭和 41 年 4 月
	開放試験室・試作成 形室棟	576.00	昭和 45 年 4 月
	調土室棟	698.04	昭和 49 年 4 月
	第1焼成室棟	612.00	昭和 53 年 4 月

	第2焼成室棟	201.05	昭和53年4月
	その他	549.08	
	計	3,243.99	

信楽窯業技術試験場についても、本館自体が建築後約50年を経過し、老朽化が著しいため、平成28年3月に作成された「滋賀県県有施設更新・改修方針（計画期間：平成28年度から平成37年度）」までの期間中に更新・改修（建替）が予定されている。

現在、更新・改修の検討の中では、陶芸の森への移転も含め検討されているが、老朽化が著しいため、早急に結論を出す必要がある。

(2) 設備の利用状況

主たる事業として、新製品の開発や生産技術の改良のために必要な試験分析機器を開放し民間企業に有料で貸出を行っている。それ以外は企業からの試験依頼を受けている。

主たる事業である試験分析機器の利用状況を技術職員1人当たりの設備開放収入で測ると、設備使用に特化しているため全国で1位である。

<過去3年間の設備利用機器の利用状況>

○工技総合センター（栗東）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
設備使用料(千円)	61,454	62,964	63,741
使用機器件数	7,983	7,574	7,009
延使用时间数	61,288	51,076	56,241
実企業数	622	607	569

○信楽窯業技術試験場

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
設備使用料(千円)	3,445	5,541	5,444
使用機器件数	1,003	1,368	1,528

延使用時間数	2,346	3,949	4,124
実企業数	195	195	205

(3) 利用料の算定方法

機器の利用に関しては利用料を徴収しているが、その計算根拠は1時間当たりの人件費、印刷製本費、減価償却費、水道光熱費等を合計して計算されている。

この内、1時間当たりの減価償却費は、取得価額×0.9÷耐用年数÷年間予想稼働時間で計算されているが、取得価額に0.9を乗じる計算方法は、過去の税法上の計算方法であり、現在の税法上の計算方法で修正すると、取得価額÷耐用年数÷年間予想稼働時間となっている。

過去の計算方法では減価償却費が少なく計算され、使用料も現行基準で計算した場合よりも少なくなるため、使用料の計算方法を見直す必要がある。

○計算例（取得価額 25,488 千円の機械で計算）

①現状	所要経費(円)	②新基準	所要経費(円)	差額②-①
人件費	184	人件費	184	—
印刷製本費	5	印刷製本費	5	—
減価償却費(旧基準)	949	減価償却費(新基準)	1,054	105
取得価額25,488,000円×0.9÷12（耐用年数）÷年間稼働時間2,015時間		取得価額25,488,000円÷12（耐用年数）÷年間稼働時間2,015時間		
その他	74	その他	74	—
諸経費	1,212	諸経費	1,317	105

(4) 目的外使用許可の状況

工技総合センターの使用に関しては、目的外使用許可を出して利用させている部分もあり、その状況は以下のとおりである。

用途	使用許可先	賃借料	面積 (㎡)
事務所	(一社) 滋賀県発明協会	免除	118.56
自販機の設置	関西キリンビバレッジ(株)	年額25,313円	0.94
水準点設置	栗東市	免除	0.42
研究開発のため	東洋化学(株)	月額92,310円	51
研究開発のため	東洋化学(株)	月額90,500円	50
研究開発のため	株式会社オルテック	月額90,500円	50
CATV設置のための	株式会社ZTV滋賀放送局	年額1,500円	ケーブルテレビ専用コンクリート柱

この中で、(一社) 滋賀県発明協会については、県の施策を補完・代行する事務・事業の代行に供する団体であることから、利用料が免除されている。

なお、工技総合センター（栗東）では、民間企業への技術支援のための研究開発用レンタルラボを4室提供し、上記に記載のとおり現在3室が利用されている。

5.2.4 東北部工技センター

(1) 建物の状況

東北部工技センターは、機械システム・金属材料関係の試験研究を行う彦根庁舎と有機環境・繊維・デザイン関係の試験研究および本部機能を有する長浜庁舎から構成されており、延床面積および竣工年度は以下のとおりである。

	区分	延床面積 (㎡)	竣工年度
東北部工技センター（彦根）	本館	1,017.96	昭和49年8月
	指導室	473.91	昭和35年10月
	工場および実験研究室	446.20	昭和38年3月
	実験棟	180.00	平成2年3月
	その他	315.95	
	計	2,434.02	

	区分	延床面積 (㎡)	竣工年度
東北部工技センター（長浜）	本館	749.60	昭和47年3月
	文書庫	149.44	昭和47年3月
	工場棟	872.04	昭和48年3月
	繊維開放試験室	319.70	昭和55年2月
	その他	152.33	
	計	2,243.11	

竣工年数からも明らかなように、両施設とも建築後40年を経過し、老朽化が激しいことから、平成28年3月に作成された「滋賀県県有施設更新・改修方針（計画期

間：平成 28 年度から平成 37 年度)」において、事業着手に向けての課題整理や事業方針等の検討を行う施設として挙げられている。

現在では、2つの庁舎間の移動に1時間も必要であり、統合も含めた2つの庁舎のあり方と今後の事業方針を決定していく必要がある。

なお、東北部工技センターは、平成 19 年度に業務の集約化のため廃止された高島庁舎を依然保有しているが、これに関してはモノづくり振興課において売却手続中である。

高島庁舎の延床面積と竣工年度は以下のとおりである。

区分		延床面積 (㎡)	竣工年度
高島庁舎	本館棟	309.50	昭和 59 年 5 月
	本館	191.98	昭和 42 年 3 月
	その他	35.18	
	計	536.66	

(2) 設備の利用状況

東北部工技センター（彦根）と東北部工技センター（長浜）を合わせて 300 台もの民間企業が利用できる試験研究用の分析機器の設備を有し、一部の専門研究用の機器を除き有料で貸出しを行っている。

技術職員 1 人当たりの設備開放収入については、工技総合センターに次いで全国で 2 位である。

設備貸出件数の状況は以下のとおりである。

○東北部工技センター（彦根）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保有機器	使用機器件数	2,295	2,383	2,367
	延使用時間数	17,650	13,283	15,187
借受機器	使用機器件数	—	117	161
	延使用時間数	—	458	646

○東北部工技センター（長浜）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保有機器	使用機器件数	2,473	2,064	1,927
	延使用時間数	20,111	17,389	14,843
借受機器	使用機器件数	—	14	90
	延使用時間数	—	80	481

(3) 利用料の算定方法

工技総合センターと同様の内容であり、5.2.3(3)にて記載している。

(4) 目的外使用許可の状況

○東北部工技センター（彦根）

用途	使用許可先	賃借料（円）	面積（㎡）
事務所	滋賀県バルブ協同組合	402,433	88.62
パソコン等の機器設定	（一社）滋賀県発明協会	免除	0.7

滋賀県バルブ協同組合は、彦根の地域産業であるバルブ業界団体として、滋賀県の産業振興のために必要であり、公共性が高いため利用が許可されている。

○東北部工技センター（長浜）

用途	使用許可先	賃借料（円）	面積（㎡）
電柱	関西電力	3,000	1.0
公衆無線 LAN 設備	株ケイ・オプティコム	408	0.14
パソコン等の機器設定	（一社）滋賀県発明協会	免除	0.7

5.2.5 農業技術振興センター

(1) 建物の状況

農業技術振興センターは、農業大学校を除く農業技術振興センター（安土）、花・果樹研究部、茶業指導所が監査対象となる。床面積および竣工年度は以下のとおり。

区分		延床面積 (㎡)	竣工年度
農業技術振興センター (安土)	本館棟	3,013.92	昭和 49 年 6 月
	生物工学棟	482.30	平成元年 5 月
	作業舎	482.60	昭和 47 年 11 月
	農業機械実験棟	420.00	昭和 49 年 6 月
	その他	4,359.14	
	計	8,757.96	

農業技術振興センター (安土) の生物工学棟の建物は、竣工年数が平成元年の建物であることから長寿命化対象施設として、長期保全計画に基づき予防工事が行われる。

建築後 40 年を経過し、老朽化の著しい農業技術振興センター (安土) の本館棟については、平成 28 年 3 月に作成された「滋賀県県有施設更新・改修方針 (計画期間：平成 28 年度から 37 年度)」において、事業着手に向けての課題整理や事業方針等の検討を行う施設として挙げられているため、施設のあり方も含めて早急に検討しておく必要がある。

区分		延床面積 (㎡)	竣工年度
茶業指導所	研究棟	542.00	平成 3 年 2 月
	緑茶加工研究棟	542.00	平成 4 年 3 月
	研修会館	256.00	昭和 44 年 10 月
	農舎棟	200.00	平成 3 年 2 月
	その他	260.90	
	計	1,800.90	

主たる建物である研究棟及び緑茶加工研究棟は、竣工年数が平成 3 年、平成 4 年と比較的新しい建物のため長寿命化対象施設として、長期保全計画に基づき予防工事が行われる予定である。

区分		延床面積 (㎡)	竣工年度
花・果樹研究部	本館	824.60	昭和 40 年 7 月
	実証試験温室(1)	270.72	昭和 55 年 3 月

	実証試験温室(2)	270.72	昭和 55 年 3 月
	収納調査室	200.00	昭和 42 年 10 月
	その他	1,469.32	
	計	3,035.36	

花・果樹研究部の建物については、老朽化しているが、平成 28 年 3 月に作成された「滋賀県県有施設更新・改修方針（計画期間：平成 28 年度から 37 年度）」の中の対象に挙げられていない。しかし、更新事業の対象となる「概ね 40 年以上が経過し、老朽化が深刻な施設等」が大半を占めているため、上記の計画期間終了後の更新に向けて検討されている。

(2) 土地の使用状況

①農業技術振興センター（安土）

ほ場として 159,518 m²を有し、その大半が水稻関連の研究に利用され、残りがイチゴ関連の研究などに使用されている。

②花・果樹研究部

ほ場として 149,536 m²を有し、その内の約 46%が樹園地、36%が山林で残りが宅地、畑地として利用されている。

ただし、山林の中で、栗東市荒張 1373-18 の山林 49,414 m²が未利用であるため、財政課公有財産係に報告されている。

③茶業指導所

ほ場として 32,090 m²を、「やぶきた」をはじめとするさまざまな品種の品質向上、標準化、省力化などの研究目的に応じて茶が栽培されている。

(3) 目的外使用許可の状況

①農業技術振興センター（安土）

用途	使用許可先	賃借料（円）	面積（m ² ）
自販機設置	アサヒカルピスビバレッジ(株)	33,420	1.26

②花・果樹研究部

用途	使用許可先	賃借料（円）	面積（㎡）
自販機設置	アサヒカルピスビバレッジ(株)	22,930	0.86
有害獣対策	栗東市有害鳥獣被害対策協議会	免除	31.62

③茶業指導所

用途	使用許可先	賃借料（円）	面積（㎡）
事務所	（一社）滋賀県茶業会議所	11,053	4.90

地域産業であるお茶の業界団体として、本県の産業振興に有益かつ不可欠であり、公共性が高いため利用が許可されている。

5.2.6 畜産技術振興センター

(1) 建物の状況

床面積及び竣工年度は以下のとおりである。

区分		延床面積（㎡）	竣工年度
畜産技術振興センター	本館	1,143.64	昭和 60 年 11 月
	総合牛舎	1,015.02	昭和 32 年 6 月
	農産研修館	820.00	昭和 37 年 3 月
	その他牛舎等	9,069.41	
	計	12,048.07	

建築後 45 年を経過し、老朽化の著しい繁殖牛施設については、平成 28 年 3 月に作成された「滋賀県県有施設更新・改修方針（計画期間：平成 28 年度から平成 37 年度）」の中で、更新事業予定施設として平成 28 年度からの事業着手が予定されている。

(2) 土地の使用状況

敷地 419,925 ㎡を有し、その 54%は主に乳用牛、肉用牛、鶏等を飼育し、残りの部分が飼料畑・牧草地として利用されている。

5.2.7 水産試験場について

(1) 建物の状況

水産試験場は、彦根市の水産試験場と米原市にある醒井養鱒場の2つの施設から構成される。

水産試験場（彦根）については、水産に関する研究施設として利用されており、主な各施設の延床面積及び竣工年度は以下のとおりである。

区分		延床面積（㎡）	竣工年度
水産試験場 (彦根)	本館	968.00	昭和46年6月
	バイテク実験棟	374.00	昭和62年3月
	第二飼育実験棟	768.00	平成3年3月
	水槽実験棟	348.72	昭和56年8月
	平田職員宿舎	273.50	平成9年3月
	その他	1,012.2	
	計	3,744.42	

建築後40年を経過した老朽化の著しい本部建物等は、平成28年3月に作成された「滋賀県県有施設更新・改修方針（計画期間：平成28年度から37年度）」の中で、課題整理や事業方針の検討を行った上での建替施設に挙げられている。

醒井養鱒場については、主にビワマスの養殖に利用されており、主な施設の延床面積と竣工年度は以下のとおりである。

区分		延床面積（㎡）	竣工年度
醒井養鱒場	管理・研修棟	831.05	昭和63年3月
	飼育池上屋C棟	372.46	昭和62年1月
	ふ化場	225.40	平成14年3月
	親魚養成棟	220.91	平成15年3月
	その他	1,148.96	
	計	2,798.78	

(2) 土地の使用状況

①水産試験場（彦根）

敷地 27,034.76 m²を有し、本館を初めとする 3,744.72 m²の建物と試験池 4,428 m²、屋外試験池 4,085 m²等に利用されている。

これ以外に滋賀県から外周道路、繫船場等を含む 7,829.45 m²を無償で借り受けている。

②醒井養鱒場

敷地 190,127.6 m²を有し、本館をはじめとする 2,798.78 m²の建物と養殖用の屋外飼育池（35 面）6,998.8 m²及び屋内飼育池（44 面）280.8 m²等に利用されている。

これ以外に、米原市よりマス類の増殖試験研究用地等として 4,705.9 m²を無償で借り受け、滋賀県からもマス類の増殖試験研究用地等として 11,590.76 m²を無償で借り受けている。

(3) 目的外使用の状況

①水産試験場（彦根）

用途	使用許可先	賃借料（円）	面積（m ² ）	摘要
自販機	関西キリンビバレッジサービス(株)	22,622	0.84	

②醒井養鱒場

用途	使用許可先	賃借料（円）	面積（m ² ）	摘要
林道拡幅用地	米原市	免除	460.94	
看板設置	米原市	免除	1.50	
携帯基地局	ソフトバンクモバイル(株)	233	1.68	
携帯基地局	(株)エヌ・ティ・ティドコモ	209,938	13.93	
店舗敷	(株)鱒喜屋	72,387	147.99	
公衆電話ボックス	NTT西日本	1,500	1.21	
生簀として使用	醒井養鱒場内観光企業組合	9,600	30.74	
むしろ敷	醒井養鱒場内観光企業組合	21,065	70.82	
店舗敷	A	19,076	39.00	
店舗敷	B	19,076	39.00	
店舗敷	C	14,180	28.99	
店舗敷	D	19,076	39.00	
店舗敷	E	26,521	54.22	

(注) 敷地内の店舗「美ます」はA、B、D、Eの共同経営である。

敷地内の「もりおかみやげ店」はCの経営である。

5.3 備品について

5.3.1 備品の管理

備品に関して滋賀県では滋賀県財務規則（以下「規則」という。）により、備品を定義している。規則第 152 条第 1 項及び規則別表第 4 では、原則 3 万円以上の物品については備品として取り扱われる。ただし、3 万円未満のものであっても公印、追録式法令集台本、貸出・閲覧用図書に関しては備品として扱われる。

そして、備品の管理は重要物品管理簿等を作成の上（規則第 189 条）、備品番号を付した整理票を貼付し（規則第 165 条）、不要なもの、使用できないものは物品出納命令者に報告の上、返納手続きをとること（規則第 169 条）とされている。これらの手続きは、備品が良好に使用されることを担保する手続きである。

また、取得価格が 100 万円以上の備品を重要物品と位置付け、重要物品管理簿の作成が求められる（規則第 165 条の 2）。さらに、決算時には重要物品に関する調書の作成を求めることによって、継続的に金額の高い備品の実在性を確認している。

5.3.2 備品の管理の状況

(1) 現状

今回の監査対象である 7 試験研究機関、12 施設の備品の管理状況を確認した結果を要約すると以下のとおりである。

施設名	環境科学研究センター	琵琶湖博物館	工技総合センター		東北部工技センター	
			工技総合センター（栗東）	信楽窯業技術試験場	東北部工技センター（彦根）	東北部工技センター（長浜）
備品管理台帳	○	○	○	○	○	○
定期的な現物確認	○	△ (重要物品のみ)	○(5年ローテーションで一巡)	○(5年ローテーションで一巡)	○	○

施設名	農業技術振興センター			畜産技術振興センター	水産試験場	
	農業技術振興センター（安土）	茶業指導所	花・果樹研究部		水産試験場（彦根）	醒井養鱒場
備品管理台帳	○	○	○	○	○	○
定期的な現物確認	○(5年に一度、全て)	○(5年に一度、全て)	○(5年に一度、全て)	○ (数年に一度)	△ (重要物品のみ)	△ (重要物品のみ)

(注) ○は作成している、もしくは適切に実施している。
 △は重要物品のみ実施している。
 重要物品とは、備品のうち100万円以上のもの。

(2) 問題及び検討

①備品確認の実施

県民の税金で購入している備品であることを鑑みれば、本来は少なくとも年に1回は全ての現物を確認し、備品の有無・状態を確認する必要性は高い。

ただし、保有数が多い場合や人員が少ないなど、年1回の作業が困難な場合には、数年をかけて全てを確認するというルールを設け報告体制を構築する必要がある。

②重要物品の報告方法

監査委員事務局に提出される物品管理状況調の内容は、物品の内容と数量、取得価格および取得年月日に関する情報と、使用の有無及び備考欄で使用されなくなった理由が記載されているため、重要物品の年度末の状況を確認できる。

備考の使用が「無」となっている理由は、設備を使用する研究テーマがなくなったことが大半であり、故障中も若干ある。

重要物品の中には数年から数十年もの間、未利用となっているものが存在するが、当年度の記載内容だけではいつから重要物品が使用されなくなったのかが不明である。いつから未利用になったかが確認できるように、物品管理状況調の備考欄に未利用となった年度を記載し、年1回の現物確認の際に本庁の担当課と廃棄、再利用、修繕等の方針を確認することが必要である。

③利用低下備品の取り扱い

(利用低下備品とは、機能的には利用可能であるが、研究終了により未利用状態もしくは修繕費等の不足により未利用状態にあるものとする。)

(7) 現状

各研究機関では、短いもので3年、長いもので20年以上機器を利用していたが、研究テーマが変わった等の理由により、利用しなくなった備品に関して使用状況の差はあるが保有している。一般的には、利用されない期間が長くなるほど修理部品が減少し、利用できなくなる場合や、機能的な陳腐化により研究に必要な精度を出せなくなる場合があることから、利用しなくなった時点で、他の施設での再利用を検討して

いく必要がある。

(イ) 利用低下備品の有効利用

滋賀県としても利用低下備品の有効利用を推進すべく、以下に記載する 8 機関（環境科学研究センター、衛生科学センター、工技総合センター、東北部工技センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、琵琶湖博物館）で構成される「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」（以下「環境に関する連絡会議」という。）において、利用の多い工技総合センターおよび東北部工技センターを除き、平成 25 年 1 月 23 日施行の「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」（以下「設備機器相互利用実施要領」という。）に基づき機器の相互利用が図られている。

相互利用できるものは、未利用のものに限らず現在利用中のものも対象となっている。実際の利用としては、研究員が利用したい備品を保有している研究機関に問い合わせた機器を探し、定められた手続きを経て利用可能となる。

今回、どの程度利用されているかを監査対象となっている各施設に確認した結果、以下のとおりであるが、相互利用が進んでいない。

○各機関の設備の相互利用の状況

区分	実績
環境科学研究センター	平成27年度 1回
琵琶湖博物館	平成27年度 船舶利用が数回、過去に機器が数回
工技総合センター	機器相互の利用に参加していないが、過去に利用実績1件有り
東北部工技センター	機器相互の利用に参加していないが、過去に利用実績有り
農業技術振興センター	利用実績 なし
畜産技術振興センター	利用実績 なし
水産試験場	利用実績 なし

利用されていない理由は、利用したい機器がない、機器によっては利用するまでの調整が必要なため借りにくい、機器が古すぎて現在の利用に耐えないという意見がある。また、未利用となった理由も、研究テーマが変わったため利用しなくなっ

た場合が多く見受けられたが、研究者の退職により未利用となった場合も存在していた。

利用促進を図るため、機器の保有側でも未利用になった時には、年数回開催される環境に関する連絡会議の中で情報提供する機会を設けるとともに、環境に関する連絡会議に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。

④ 不用備品の売却

不用備品の処分については、滋賀県財務規則第 173 条 1 項では再使用する場合を除き、適正な価格での売却を原則としている。

(不用物品の処分)

第 173 条 1 項 物品出納命令者は、不用物品については、第 162 条により再使用する場合を除き、適正な価格で売却しなければならない。ただし、買受人がないとき、または売り払うことが不利もしくは不相当と認めるときは、廃棄することができる。

規則では、原則、不用物品を売却しなければならないため、売却手続きについての「県有物品売却の手引き」を発行し、研修時に説明を行うなど売却実施への取り組みを行っているが、ほとんどが廃棄処分となる。この廃棄処分には、廃棄物処理業者への委託費が必要なため、各施設が保有する本来廃棄すべき不用備品の処分も進んでいない。

しかし、他府県の中には、研究用備品に使用されている金属が価値を有するために、不用物品の取扱業者へ廃棄すべき不用備品を一括して売却された事例も存在している。売却により廃棄費用を減らすことが可能になるため、積極的に売却を検討していくことが必要である。

⑤ 稼働状況の把握

研究用の備品について、研究のための利用時間、利用回数などの稼働状況の把握は各施設で異なる。稼働状況を知ることによって、使用頻度が低いものは、他の研究機関との共同利用や県民への利用開放または売却も含めて考えられる。また、使用見込

みのないものは廃棄処分の判断が可能となる。全ての備品について稼働状況を知ることとは困難であるため、利用回数だけでも把握していくことが必要である。

(3) 各施設の個別内容

①環境科学研究センター

(ア) 備品確認の方法

重要物品を含む全ての備品に対しては物品のリストを作成し、年1回の確認が行われている。

今回の監査において、平成27年度の定期監査調書の物品管理状況調に記載されている1,000千円以上の重要物品と供用物品一覧表の中から任意で抽出し、現物が存在するか、実際に研究活動に利用されているかを確認した。確認した結果、機能的には利用できなくとも、更新投資する際に旧型がある方が、次回の備品購入を行いやすいため保有している場合や、予備として保有している場合がある。

○備品確認結果

品名	取得金額 (千円)	物品番号	現物	滋賀県 備品表 示票	摘要
水質自動測定装置	24,397	14001704	○	○	
液体クロマトグラフトリプル 四重極型質量分析	49,854	04008825	○	○	
有害大気汚染物質測定装置	18,432	9004807	○	○	
水中テレビカメラ	3,000	94044075	○	○	未利用、旧型で予備として保有 修理すると使用可
蛍光X線イオウ分析計	4,120	94065712	○	○	未利用、研究課題もなく物理的にも使用不可であるが、更新投資をする際に旧型が存在する方が購入しやすいため保有
低速遠心機	232	94042004	○	○	
上皿電子天秤	320	94065669	○	○	
フリーザー	293	94043860	○	○	

(注) ○現存している、もしくは、貼付されている。

(イ) 問題及び検討

平成27年度定期監査調書の物品管理状況調で、使用の有無の区分が「無」の備品の中に、平成21年度の包括外部監査で「意見」とされた備品が存在していた。

その内容は、定期採水調査を補完するための設備として設置された水質自動測定局が、測定機器の老朽化や調査船による調査方法への移行などにより、少しずつ処分が

行われてきたが、予算上、処分できずに残存している測定局があり、順次計画的に廃棄を行うことが求められている。現時点においても測定局（8局）が廃棄されずに現存しており、これらの設備を含む関連の備品が未利用として記載されている。

この測定局のうち、琵琶湖に浮かべている湖心局3局については、維持管理のための費用が毎年必要であり、湖心局の利用停止が決定された平成19年度から点検の管理委託が行われ、平成27年度までの9年間で21,771千円もの管理費が支払われている。

今後、廃棄を行わない限り每期2,500千円程度の費用が発生し続けることになるとともに、湖心局3局の内2局について固定しているチェーンの耐用年数を超過しているため船舶の安全のためにも早期の撤去が必要である。この撤去費用として工事費280,000千円が見込まれている。この状況について、滋賀県としては、平成28年3月に「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に位置付け、測定局の除却に地方債を充当（充当割合75%）することができるようになったことから、早期に除却を行う必要がある。

②琵琶湖博物館

(ア) 備品確認の状況

琵琶湖博物館は、博物館機能と研究機関としての2つの機能を有することから、重要物品を含む備品を多数保有している。金額が1,000千円以上の重要物品に関しては年1回現物確認を行っているが、それ以外の備品については担当者が必要に応じて確認していることから、全ての備品について現物確認が行われていないことになる。

平成21年度の包括外部監査において、備品点数が多いためローテーションで現物確認をするなど実施可能な方法を提案して、計画的な現物確認の実施を「意見」として記載されているが、改善されていなかった。

今回、研究用として保有されているものの中から、定期監査調書の物品管理状況調の使用の有無の区分で「無」と記載されているものを中心に、数点の現物の確認を行った結果、全て現物は存在していたが、滋賀県備品表示票が貼られていないものが1件存在していた。今後は、重要物品以外の備品も、5年程度で一巡するローテーショ

ンで現物確認を実施していき、その際に滋賀県備品表示票の有無や利用状況を併せて確認していくことが必要である。

○備品確認結果

品名	取得金額 (千円)	物品番号	現物	滋賀県 備品表 示票	摘要
炭素・窒素同時計測質量分析計	21,500	96017873	○	○	未利用、研究計画の中で利用されなかった
万能投影機	5,984	95033381	○	○	未利用、研究計画の中で利用されなかった
高速液体クロマトグラフ	5,665	95033345	○	○	未利用、研究計画の中で利用されなかった
微粒全炭素分析装置	4,356	96017872	○	○	未利用、研究計画の中で利用されなかった
DL-3, 4003, SEA&SEA	114	95000675	○	-	本体は船に積まれており、付属品を確認した
水質汚濁計測装置	237	9422541	○	×	陳腐化により、未利用で処分待の状況
TDR土壌水分計	144	12000084	○	○	

(注) ○現存している、もしくは、貼付されている。
×現存していない、もしくは、貼付されていない。

(イ) 利用低下備品の状況

今回、定期監査調書の物品管理状況調の使用の有無の区分で「無」と記載されているものの中から、平成27年度の研究計画で利用がないものを抽出し、いつから利用されていないのかを確認した。

NO	品名	取得金額 (千円)	取得	利用状況	主な理由
1	炭素・窒素同時計測質量分析計	21,500	H9.3.31	H16年以降利用なし	電圧の関係で故障し、1回修理費100万円必要であることと研究テーマがない
2	赤外線モニタリングシステム	17,499	H11.1.31	H19年10月以降利用なし	機器の劣化と現時点で機器を利用する研究テーマがない
3	万能投影機	5,984	H8.3.29	使用している	魚類の計測で利用
4	高速液体クロマトグラフ	5,665	H8.3.29	H18年以降利用なし	現時点で機器を利用する研究テーマがない
5	微粒全炭素分析装置	4,356	H9.3.14	H16年以降利用なし	現時点で機器を利用する研究テーマがない
6	顕微鏡写真撮影装置	1,685	H4.10.31	H18年以降利用なし	機器がフィルム機器であり、現在はデジタル画像撮影に変更のため使用していない
7	顕微鏡写真撮影装置	1,485	H4.10.31	H18年以降利用なし	機器がフィルム機器であり、現在はデジタル画像撮影に変更のため使用していない
8	マルチ水質モニター	1,765	H7.3.29	H16年以降利用なし	機器を利用する専門研究者がいない
9	デジタルカメラ	2,625	H8.3.29	H16年以降利用なし レンズは他機種で利用	機能陳腐化のため利用していない
10	回転マイクロトーム	2,163	H8.3.29	H16年以降利用なし	H28年度から利用予定
11	限外濾過機	1,155	H8.3.29	H18年以降利用なし	現時点で機器を利用する研究テーマがない
12	サンドマスター	2,214	H8.3.29	使用している	年間30回程度利用
13	水質汚濁計測装置	2,999	H9.3.31	H26年以降利用なし	機器を利用する専門研究者がいない
14	フロロメーター	2,310	H10.3.31	H18年以降利用なし	機器を利用する専門研究者がいない
15	情報利用サーバーシステム	1,575	H10.3.31	ケーブルのみ利用	光信号から電気信号への使用変更により、使用されなくなったが、ケーブルのみ利用

今回、確認した備品については、平成18年頃から未利用となり、それ以後10年近く経過している。利用されない理由については、設備を利用する研究テーマがない、設備を使用する研究員がいないなどが挙げられている。機能的に利用できるものであれ

ば、利用しなくなった時点で、試験研究設備の有効な活用を促すため、環境に関する連絡会議に情報提供することなどが必要と考えられる。

③工技総合センター

(ア) 備品確認の状況

平成 24 年度の包括外部監査の指摘を受け、物件数が多い備品を 5 年で一巡する方式で全件確認し、物品確認表を作成して点検結果をまとめている。

今回は、工技総合センター（栗東）の備品の管理台帳である供用物品一覧表と定期監査調書の物品管理状況調から数点抽出し、現物と確認した結果、両者は一致していた。

○備品確認結果

品名	取得金額 (千円)	物品番号	現物	滋賀県備品 表示票	摘要
核磁気共鳴分析装置	30,300	94125659	○	○	故障中 廃棄予定
電子線三次元粗さ解析装置	27,707	94125735	○	○	故障中 廃棄予定
赤外線光光度計 (FT-IR)	17,955	99000201	○	○	
ブロックゲージ	157	94125686	○	○	
有機溶剤センサー	142	94174239	○	○	
フォトセンサー	61	94125282	○	○	
抵抗減衰機器	468	94125746	○	○	
硝子器具乾燥棚	64	94125976	○	○	
レーザー変位計	838	09001116	○	○	

(注) ○現存している、もしくは、貼付されている。

(イ) 利用低下備品の状況

備品の利用については、利用者が有料で設備機器を利用している場合と職員が研究目的のため利用している場合がある。有料での設備機器については、請求行為を伴うことから利用時間を把握されているが、研究目的のための機器の利用時間については把握されていない。

今回の監査において、工技総合センター（栗東）と信楽窯業技術試験場の料金表に記載されている備品について、有料での設備利用の稼働時間がないものを抽出し、ど

のような状況にあるかを把握した。

○工技総合センター（栗東）

NO	機器名	取得日	取得価額 (千円)	研究目的	年間利用状況
1	シールド材料特性評価装置	S61. 11. 28	8, 599	電磁シールド材料の特性評価	平成26年3月から故障中(年式古く修理困難)
2	耐妨害波測定装置	H1. 3. 1	5, 500	電子機器の妨害電磁波への耐性評価	平成23年度から故障中(年式古く修理困難)
3	電気科学測定装置	H23. 8. 5	12, 495	電気化学測定、溶液中のイオンや残留物の定量・定性	左記研究目的のため利用中
4	モーダル解析装置	H11. 11. 30	10, 101	機械構造物の動特性の解析	左記研究目的のため利用中
5	リアルタイムスペクトラムアナライザ	H19. 11. 22	8, 398	周波数が時間的に変動する信号を取りこぼすことなく観測	平成23年度から故障中(修理費高額につき修理困難)
6	電気線粗さ解析装置	H4. 10. 19	27, 707	表面の微細形状測定	左記研究目的のため利用中
7	オートコリメーター	S60. 11. 2	3, 280	微小角度、平面度測定	左記研究目的のため利用中
8	渦電流探傷システム	H25. 12. 18	2, 100	成型品の傷を探す	左記研究目的のため利用中
9	サンシャインウェザーメーター	H8. 11. 25	16, 789	耐候性促進試験、光による劣化	平成26年3月から故障中(年式古く修理困難)
10	GCMS用加熱脱着装置	H21. 11. 17	16, 957	匂を測る	左記研究目的のため利用中
11	レーザー表面改質装置	H11. 3. 30	28, 980	物質の表面処理	左記研究目的のため利用中
12	細胞破壊装置	S61. 9. 26	1, 285	微生物の細胞を破壊し、内部を抽出	左記研究目的のため利用中
13	小型平面研削装置	H14. 2. 13	7, 234	金属・セラミックの平面研削	左記研究目的のため利用中
14	電磁界解析シュミレーター	H18. 11. 13	6, 342	アンテナ・高周波基盤の周波数解析	左記研究目的のため利用中

○信楽窯業技術試験場

No	機器名	取得価格 (千円)	研究目的	年間利用状況
1	精密切断機	893	依頼試験「曲げ強度」「熱膨張測定」の試験片の作成。	試験片作成のため職員が研究利用
2	電磁式膜圧測定器	6, 300	陶磁器の曲げ強度、光透過率、熱膨張測定用試験片の作成。	試験片作成のため職員が研究利用
3	パイブレードパッカー	100	振動鋳込み成形。	成形のため職員が研究利用
4	ブレードコンパクター	127	大型陶板の成形。	陶板成形のため職員が研究利用
5	製丸機	5, 460	セラミック製触媒・バイオリアクター担体等の成形。	成形のため職員が研究利用
6	カッティングプロッター	4, 450	陶磁器表面に凹凸の加飾をする型紙の作成。	型紙作成のため職員が研究利用
7	カラープリンター	227	設備利用「デザインシステム」等の出力装置。	画像・CAD図面の出力に職員が研究利用
8	放射温度計	200	窯炉内の品物等の表面温度の測定。	表面温度測定に職員が技術相談時に利用
9	恒温槽	233	凍害試験に使用。	凍害試験に職員が利用
10	スパイラル粘度計	174	鋳込み成形用泥漿の調合。	新陶土の開発および現場における品質管理に職員が利用
11	金属顕微鏡	700	陶磁器表面のピンホール等の不良品発生の原因説明。	職員が技術相談時に利用
12	シャルピー衝撃試験器	8, 085	依頼試験(業務用食器の「衝撃試験」)。	職員が業務用陶磁器の衝撃試験JIS制定共同研究に利用
13	マイクロスコープ	391	陶磁器表面のピンホール等の不良品発生の原因説明に使用。	職員が技術相談時に利用
14	ガス窯2.0	1, 374	素地と釉薬の試験研究。	素地釉薬科研修生、職員が利用
15	ガス窯2.0	2, 350/回	Z11のガス代	
16	ガス窯2.0	1, 374	素地と釉薬の試験研究。	素地釉薬科研修生、職員が利用
17	ガス窯2.0	4700/回	Z12のガス代。	
18	脱脂炉付電気炉	9, 950	ファインセラミックスの焼成。	職員が利用

確認した結果、利用低下備品としては、工技総合センター（栗東）NO1.2.5.9 が該当するが、修理困難な故障中の備品のため、料金表に記載するべきではない。

工技総合センター（栗東）では、上記の4台以外に、物品管理状況調には廃棄費用が確保できない廃棄予定の備品が6台記載されているが、限られたスペースを有効に利用するためにも、売却、廃棄を行っていく必要がある。

④ 東北部工業技術センター

(7) 備品確認の状況

東北部工業技術センターでは、長浜庁舎と彦根庁舎の両方に設備を保有しているが、設備の貸出しについては同じ管理システムを用いて管理している。備品の現物確認についても毎年、重要物品も含めた全ての備品について「備品棚卸実施一覧」という資料を作成し現物の確認が行われている。

今回、往査会場が長浜庁舎であったことから、長浜庁舎の備品について供用物品一覧表及び定期監査調書の物品管理状況調から任意に抽出し現物確認を行った。

○ 備品現物確認結果

品名	物品番号	現物	滋賀県備品表示票	摘要
赤外線分光光度計	14001363	○	○	
布引裂試験機	94055823	○	○	
実体顕微鏡	94063057	○	○	
その他の仕上機械	11000978	○	○	
燃料燃焼装置	94007523	○	○	
電子天秤	95016791	○	○	
F-601	94168000	○	○	
照度計 IM-3	94007411	○	○	
HP PROBOOK	12002535	○	○	

(注) ○現存している、もしくは、貼付されている。

(4) 利用低下備品の状況

備品の利用については、利用者が有料で設備機器を利用している場合と職員が研究目的のため利用している場合がある。有料での設備機器については、請求行為を伴うことから利用時間を把握されているが、研究目的のための機器の利用時間については、現実に把握することが困難であるということから把握されていない。

今回の監査において、料金表（平成28年1月4日）に記載されている設備の中で、有料での稼働時間がないものを把握した結果は、以下のとおりである。

NO	機器名	取得価額 (千円)	研究目的	年間利用状況
1	三次元CATシステム	4,030	3次元モノづくりの研究や技術指導	形状測定データとCADモデルとの比較/検査に利用していたが、老朽化のため使用機会がなかった。
2	電磁式膜圧測定器	164	表面処理の研究や設備使用	メッキの厚さ測定等に使用していたがH27に故障、H28に更新した。
3	円運動精度試験器	1,785	微細加工の研究	研究機器の工作機械の運動精度評価で使用。
4	デジタルショア硬さ試験器	1,015	表面処理の研究や設備使用	製品等の表面の硬さの評価で使用。
5	デュロメータ硬さ試験器	106	高分子材料開発の研究や設備使用	ゴムの硬さの評価に使用。
6	低加速走査型電子顕微鏡	—	—	H27年度154件の利用があります。
7	マイクロアナライザー	32,000	加工ツールの研究	シールの極表面の元素分析用として利用している。
8	精密低速切断機	667	微小物の低速切断	老朽化し、故障中のため修理予定。
9	ウォーターバス	107	試料の保温、加熱	試料の前処理、調製装置として幅広く利用している。
10	振動騒音解析装置	4,367	バルブの開発研究や庁舎管理	異音の探索や騒音測定に使用の他、庁舎騒音管理に利用している。
11	電気泳動装置	642	タンパク質の分離、分子量測定	廃液からのタンパク質回収研究に使用。研究終了後、保管中。
12	全有機体炭素系	5,250	水溶液中の炭素量の測定、水質評価	故障中。修理不能のため、今年度廃棄予定である。
13	水分測定装置	49	含有水分量の測定	予備試験など簡易な試料中の水分測定に使用。
14	動的接触角測定装置	4,068	各種材料の表面張力の測定	各種材料の濡れ性評価に使用している。
15	滅菌用オートクレーブ	321	実験器具の滅菌、清浄	仕様前後の実験器具の清浄に幅広く利用している。
16	遠心分離器	442	水溶液中の固液分離	分析試料中の不純物の除去等前処理に使用している。
17	リアクター	1,266	高温、加圧攪拌	研究終了後、保管中。
18	凍結粉砕器	401	試料の微粉砕	植物等熱に弱い試料の粉砕、前処理に使用している。
19	ロータリーキルン	1,890	材料の炭化、焼成	バイオマスの炭化に利用。共同研究に使用。
20	フィルム延伸機	399	材料のシート化	電池材料のシート化、プレス化に使用。
21	超臨界反応装置	9,439	超臨界状態における反応処理	樹脂の相溶化や各種成分の抽出等に使用している。
22	旋盤	14,420	車椅子開発研究、微細加工研究	工作機械として、研究治具・部品製作、試験片作成等で使用している。
23	ワイヤ放電加工機	5,775	車椅子開発研究	工作機械として、研究治具・部品製作、試験片作成等で使用している。
24	三成分切削動力計	3,984	微細加工の研究	試作した加工刃の切削性能を評価するために使用している。
25	超微細粉体作成装置	東)へ移管	ナノファイバー研究	木質材料の微細化
26	保湿度試験器	899	織物等の保温性測定	JIS規格の改定により試験が廃止された。
27	織物収縮率試験器	880	織物の収縮率の測定	染色試験等で使用している。
28	全自動平面テストプレス機	1,895	繊維のプレス処理	故障中。修理を予定している。
29	染色試験器	5,565	染色加工	繊維の染色加工で使用している。
30	合糸機	35	糸の整経	糸の合糸や撚糸に使用している。
31	その他準備機器(sspプレシジョンワインダー)	2,155	糸の整経等	糸の整経準備等に使用している。
32	広幅織機(ERレピア)	3,347	生地を試織	幅広生地の試織に使用している。
33	仕上機(縮緬防縮加工機)	8,800	織物の加工	織物の加工に使用している。
34	染色機	2,470	糸の染色加工	修理不能のため、廃棄予定。
35	三次元CAD/CAMシステム	13,414	3次元モノづくり研究	3次元製図と工作機械制御プログラムデータ作成に使用していたが、老朽化のためH28に別機器に更新し、今年度廃棄手続き中である。
36	CAEシステム	9,943	計算機での製品開発研究	シミュレーションによる構造解析等で使用していたが老朽化のため使用機会がなかった。
37	テキスタイルデザインシステム	2,499	繊維のデザイン	試織前のデザインの作成・検討に使用している。

利用低下備品としては、No1.7.12.17.25.28.34.35.36の9台が該当し、これ以外は研究目的のため利用されているが、どの程度研究に利用されているかについては、利用時間等が測定されていないため把握することができない。

時間を測定することは困難ではあるが、利用時に利用者の氏名を記載するなど使用

回数の把握であれば、実施可能と思われる。使用回数により、使用状況を把握し、使用回数が少ないものや利用予定のないものは、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却、廃棄などを進めていくことが必要である。

⑤農業技術振興センター

(7) 備品確認の状況

重要物品については、年1回の確認が行われているが、それ以外は購入時に担当者を決め、必要に応じて連絡を受けるという形で運用されている。さらに、重要物品以外の備品についても、5年に1回の現物確認が行われている。

今回往査において、供用物品一覧表及び定期監査調書の物品管理状況調から任意で備品を抽出し、現物確認を行った結果、特に記載すべきものはない。

○備品確認の状況

品名	物品番号	現物	滋賀県備品表示票	摘要
光合成蒸散測定システム	4002666	—	—	京都大学へ貸与中
卓上型文理用超遠心機	94129117	○	○	利用無し
ガスクロマトグラフ質量分析計	94003406	○	○	
バイオフィーマンター	94129117	○	○	
赤外線水分計	94045757	○	○	
ハイブリッド記録計	94163569	○	○	利用無し
オカムラ試料導入装置	94163653	○	○	
振動機器C型自動ふるい付	94045578	○	○	

(注) ○現存している、もしくは貼付されている。

(4) 利用低下備品の状況

今回、物品管理状況調のなかで、「使用の有無」の欄が「無」で、備考欄が「使用するテーマがないために利用されていない」旨の記載のある備品について、いつから利用されていないのかを確認した。

NO	機器	金額(千円)	取得時期	最終利用年度
1	バイオファンメーター	1,577	S63.6.30	平成20年度
2	電機細胞融合器	2,580	S63.6.30	平成20年度
3	土壌恒温槽	3,450	H1.11.21	平成20年度
4	卓上型分離用超遠心機	5,922	H2.8.31	平成18年度
5	冷風乾燥機	1,758	H1.3.27	平成26年度
6	自記分光光度計	1,550	H1.3.27	平成24年度
7	真空冷凍乾燥機	1,000	H1.3.27	平成22年度
8	小型真空包装機	1,260	H1.3.27	平成25年度
9	パルパー&フィッシャー	1,050	H1.3.27	平成24年度
10	定量充填機	1,500	H1.3.27	平成22年度
11	クリームセパレーター	1,180	H1.3.30	平成24年度
12	半自動真空ホーム	1,431	H1.4.27	平成24年度
13	3 CCDデジタルカメラ	1,577	H16.7.19	平成22年度
14	超音波流速流量計	1,459	H17.4.25	平成24年度
15	レオメーター	1,400	H5.5.10	H28年10月4日 不用決定 手続中
16	ガスクロマトグラフ	1,751	H3.3.30	平成22年度

研究設備は主として20年程度利用されており、最終の利用年度から3年から8年は経過しているが、今後の部品調達の可否や利用可能性を考慮して定期的に売却もしくは廃棄していくことが必要である。

今回対象となった中で、No13の3CCDデジタルカメラとNo14の超音波流速流量計は使用期間が6年、7年と比較的短い使用期間であるが、利用されなくなってから5年、3年経過している。今後、利用期間が比較的短い備品が生じた場合に利用促進を図るべく、未利用となった時点で、環境に関する連絡会議の中で提示するなどして利用促進を図っていく必要がある。

⑥畜産技術振興センター

(ア) 備品確認の状況

重要物品については、年1回の棚卸しが行われているが、それ以外の備品についても平成24年3月に全ての備品に対して棚卸しが行われている。

今回往査において、供用物品一覧表及び定期監査調書の物品管理状況調から任意で備品を抽出し、現物確認を行った結果、特に記載すべきものはない。

○備品確認結果

品名	物品番号	現物	滋賀県備品表示票	適用
島津ガスクロマトグラフ	95003266	○	○	
三次元マニピレーター装置	99002120	○	○	
近赤外線分析装置	94093852	○	○	
タカキタロールカッター	5002463	○	○	
超音波診断装置	4006641	○	○	
牽引用ダンプトレーラー	94093522	○	○	
除草機	3600709	○	○	
入卵専用機	94093583	○	○	
ノマルスキー微分干渉装置	94093793	○	○	
ストロー印字器	94093710	○	○	

(注) ○現存している、もしくは、貼付されている。

上記以外に、ほ場に故障中ではあるがタワーサイロが存在しているが、工作物ということで、公有財産台帳の帳簿に記載されていなかった。支出を伴った建築物が存在するため、公有財産台帳に記載する必要がある。

(イ) 利用されていない備品の状況

監査上記載すべき事項はない。

⑦水産試験場

(ア) 備品確認の状況

重要物品の備品は、年1回の確認が行われているが、それ以外の備品は確認されていない。重要物品以外の備品についても、5年程度のローテーションなど期間も考慮しながら現物確認を行うことが必要である。

今回往査中に供用物品一覧表から任意で備品を抽出し、現物確認を行った結果、以下の問題があった。

乾燥機とパーソナルコンピューターの2品については、現物を確認できなかったため理由を確認した。前者は、醒井養鱒場で使用されていたと思われるが、取得後30年経過しているため、備品として認識されず登録抹消の手続きをなしに廃棄されたとされることとあり、後者は、水産課で使用していた物をデータ入力用として水産試験場と醒井養鱒場に管理換えした4台の内の1台であるが、現物を確認できないこととであった。両方とも現物を確認できないため、供用物品一覧表から削除する

必要がある。なお、パソコンについては、データ入力用の端末として利用されているものとのことであるが、パソコンは機密情報漏洩等のリスクがあるため、管理については特に留意を要する。

今後は、備品も古く点数も多いことから、5年もしくは3年に一巡する方法で重要物品以外の備品を確認する必要がある。

○備品確認実施結果

品名	物品番号	現物	滋賀県備品表示票	摘要
純水製造装置	94046083	△	○	一部利用部分を確認
プログラムフリーザー	94046079	○	○	利用無し
顕微鏡	94046101	○	○	
赤外線分光光度計	94046075	○	○	利用無し
冷凍遠心機	94046100	○	○	利用無し（補助として置いている）
生ゴミ分解処理装置	1002812	○	○	利用無し
プラニメーター	94215822	○	○	利用無し
万能シェイカー	94046314	○	○	利用無し
乾燥機	94214229	×		
パーソナルコンピューター	97003545	×		

(注) ○現存している、もしくは、貼付されている。
 ×現存していない、もしくは、貼付されていない。
 △ 一部 現存している。

(イ) 利用低下備品の状況

物品管理状況調の中で「研究計画がないため利用なし」とされているものが、いつから利用されなくなったかを確認した。

No	機器	金額(千円)	取得時期	最終利用年度
1	比色法臨床化学分析システム	2,250	昭和62年10月	平成5年度
2	光電濃度計	1,130	平成1年2月	平成5年度
3	超純水製造システム	1,480	平成1年7月	平成12年度
4	大型スライディングマイクローム	1,617	平成2年3月	平成15年度
5	メモリーパック式流速計	2,420	平成3年3月	平成10年度
6	超低照度テレビカメラ	1,753	平成3年10月	平成22年度
7	デジタル蛍光光度計	1,089	平成14年12月	平成22年度
8	高速液体クロマトグラフ	3,560	昭和58年7月	平成10年度
9	万能2-4現像メモリスコープ	1,690	昭和60年3月	昭和62年
10	ミニジャーファーマンター	1,290	昭和61年3月	平成4年度
11	赤外分光光度計	4,000	昭和61年12月	平成7年度
12	ガスクロマトグラフ	3,400	昭和62年3月	平成21年度
13	顕微測定装置	3,320	昭和62年6月	平成12年度
14	クリオスタットマイクローム	2,300	昭和62年6月	平成15年度
15	プログラムフリーザ	4,500	昭和62年3月	平成元年度
16	CO ₂ インキュベーター	1,600	昭和62年9月	平成元年度
17	バイオプレス	1,300	昭和63年6月	平成12年度

この中で No9、15、16 については、それぞれ 4,500 千円、1,600 千円の機器である

が、3年程度しか利用されていなかったものが、再利用されず保有されている。また、未利用となって20年を越えるものも存在し、それらのものは敷地内の倉庫に保管されているが、予算の関係から廃棄されていない。

今後使用見込みのないものについては、適宜、売却もしくは廃棄していくことが必要である。

5.4 毒劇物の管理について

5.4.1 総括

今回の監査対象である 7 試験研究機関、12 施設の毒劇物の管理状況を確認した。結果を要約すると以下のとおりである。

○毒劇物の管理状況

施設名	環境科学研究センター	琵琶湖博物館	工技総合センター		東北部工技センター	
			工技総合センター(栗東)	信楽窯業技術試験場	東北部工技センター(彦根)	東北部工技センター(長浜)
保有	○	○	○	○	○	○(毒物なし)
毒物の管理単位	グラム	グラム	ピン	ピン	グラム	グラム
棚卸し	○(取扱者)	×	○(複数で実施)	○(取扱者)	年1回(取扱者以外)	年1回(取扱者以外)
鍵付倉庫	○	○	○	○	○	○(毒物なし)

施設名	農業技術振興センター			畜産技術振興センター	水産試験場	
	農業技術振興センター(安土)	茶業指導書	花・果樹研究部		水産試験場(彦根)	醒井養鱒場
保有	○	○	○	○	○	○
毒物の管理単位	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム
棚卸し	○(取扱者以外)	○(取扱者以外)	○(取扱者以外)	毎月(取扱者以外)	△(使用時に取扱者以外)	×
鍵付倉庫	○	○	○	○	○	○

毒劇物の管理方法を確認したが、管理規定、管理帳簿、棚卸しの実施に至るまで各施設が独自の管理方法で行われている。最低でも年1回の取扱者以外の毒劇物の棚卸しおよび毒物のグラム単位での管理は必要と考える。

特に琵琶湖博物館については、過去から毒劇物の棚卸しが実施されておらず、管理帳簿も整備されていない状況が放置されていた。毒劇物の管理が適切に行われていない場合、人命にも影響することから、保有施設だけでなく県全体としての監査を行っている監査委員事務局も毒劇物の管理に関与していく必要がある。

具体的には、実地監査を行う場合には、現物確認の対象を公金である現金だけでなく、毒劇物も含めて監査対象とすることで、牽制効果を働かせていく必要がある。

5.4.2 各施設の個別内容

(1) 環境科学研究センター

①毒劇物管理の方法

毒劇物に関しては、1F、2F、3Fの薬品庫及び研究室の鍵付きの薬品庫に保管され、年1回棚卸しが行われている。

往査時に管理帳簿と現物を任意に数点確認した結果、管理帳簿と現物との間に差異

はなかった。

○現物確認の結果

区分	名前	重さ	現物
毒物	水銀	287.72 g	○
	硫化水銀	726.8 g	○
	ふっ化水素酸 Ultrapul-100	500ml×1本	○
劇物	ホルムアルデヒド	500ml×1本	○
一般試薬	塩化カリウム溶液	500ml×1本	○

(注) ○現存している。

②問題及び検討

管理規定であるセンター薬品管理規定と現状の管理方法を確認した結果、以下の問題点が存在する。

(ア) 管理規定の整備

現在の薬品管理規定は、平成 25 年度まで使用していた薬品管理システムを前提として整備されている。現時点では薬品管理システムを使用していないため、実際の管理方法にあわせた内容に薬品管理規定を改定する必要がある。

センター薬品管理規定（一部抜粋）

（用語の定義）

第 3 条

(5) 「薬品管理システム」とは、センターの環境情報システムのサブシステムとして導入した薬品の受領から廃棄までの流れを一括的に管理するシステムをいう。

（薬品保管室管理者）

第 12 条

4. 保管室責任者は、所管する保管室の薬品管理システム、保管庫及び保管する薬を適正に管理しなければならない。

(イ) 棚卸しの実施者

棚卸しは担当者が実施しているが、担当者以外の者が実施することにより牽制を働

かせるようにするとともに、薬品管理規定にその旨を記載する必要がある。

(ウ) 長期未利用毒劇物の廃棄

10年間以上利用されていない長期未利用の毒物 19 種類、劇物 29 種類が保有されている。長期的に安定している物質を選定し、通常の実験が使えないときの代替法として利用するために保管しており、試薬として機能しない毒劇物については廃棄されている。

(エ) 棚卸結果の保存

薬品の管理台帳は表計算ソフトで作成されているが、年 1 回の棚卸しを実施された後にデータを上書きするため棚卸結果が残されていない。棚卸しの実施結果については、実施結果が確認できるように残しておく必要がある。

(2) 琵琶湖博物館

①毒劇物管理の方法

従来から、薬品の管理は担当者任せになっており、薬品庫から出した場合には元に戻すように指導していただけで、管理簿の適切な記載及び棚卸しは実施していなかった。

今回、本監査に対応して平成 28 年 9 月 9 日に実施された棚卸しに基づいて整理された。

薬物管理簿から任意で抽出して現物を確認した結果、一致していた。

○現物確認の結果

区分	名前	重さ	現物
毒物	フッ化水素	598 g	○
	シアン化カリウム	37.32	○
劇物	硝酸	500 g	○
	酢酸エチル	500 g	○

(注) ○現存している。

②問題及び検討

毒劇物の管理状況を確認した中では、最も管理レベルが低く、問題点は以下のとおりである。

(ア) 管理台帳の記帳

毒劇物の管理規定である「薬品の取り扱いに関する取り決め」は作成されていたが、払い出した薬品を元に戻すように指導したのみで、管理台帳への記載がされていなかった。今後は、管理台帳へ適切な記帳を行う必要がある。

(イ) 棚卸しの未実施

毒劇物の薬品の棚卸しがされていない。今回、監査に対応して平成 28 年 9 月 9 日に実施された以外では、平成 19 年 1 月 29 日が記録に残されている棚卸実施日である。毒劇物の適切な管理のため、最低年 1 回の棚卸しは実施する必要がある。

(ウ) 前任者からの引継ぎ

過去に購入された薬品が研究室に保管されているが、管理者が変わった場合の引き継ぎが行われていなかった。

(エ) 長期未利用の毒劇物

購入日の記載のない長期間利用されていない毒劇物を保有しているが、利用しないのであれば廃棄する必要がある。

上記の問題点から、毒劇物の管理規定である「薬品の取り扱いに関する取り決め」の見直しと、職員に対する周知、管理簿の記載の徹底が必要である。

(3) 工技総合センター

①毒劇物の管理方法

薬品管理マニュアルに基づき管理が行われ、毒物・劇物を含めビン単位で管理されている。さらに、年 1 回の棚卸しも行われており、その際に利用の可能性が低いものなどを廃棄するようにしている。薬品を容器で管理しているため、少量だけ使用後に元に返却した薬品については容器数量の異動がなく管理簿に記載されないが、表計算ソフトにより各薬品の場所別、取扱者、棚卸実施日、本数を記載した管理簿が作成されている。使用に関しては、薬品庫の鍵を担当係長が保管しているので、借出時に取扱者が鍵を預かるとともに鍵管理簿に記載して薬品庫に入る形になっていた。鍵管理簿を確認した結果、適切に記載されていた。

表計算ソフトで作成されている管理帳簿から任意で選択した薬品と現物と確認した結果、一致していた。

○現物確認の結果

区分	名前	量／g	本数	現物
毒物	アジ化ナトリウム	25	1	○
	アジ化ナトリウム	25	1	○
	アジ化ナトリウム	25	1	○
	アジ化ナトリウム	25	1	○
	ひ酸二ナトリウム七水和物	5	1	○
	ひ酸水素二ナトリウム七水	25	1	○
	ひ酸二ナトリウム七水和物	5	1	○
劇物	アセトニトリル	3,000	1	○
	水酸化ナトリウム	500	1	○
	水酸化ナトリウム	500	1	○
	硫酸銀	25	1	○
	アセトニトリル	500	1	○

(注) ○現存している。

②問題及び検討

(ア) 管理単位

毒物に関しては、ビン単位の管理が行われている。毒物については、その危険性からグラム単位の管理の方が望ましいため、グラム単位の管理に変更する必要がある。

(イ) 棚卸実施者

棚卸しは年1回、担当係員が複数で実施している。

(4) 東北部工業技術センター

①毒劇物の管理方法

薬品管理指示書に基づき管理が行われており、棚卸しについても年1回、取扱者以外の者で行われている。管理台帳は、表計算ソフトを用いて「薬品受け払い簿」が作成されている。

この「薬品受け払い簿」から任意で抽出して現物との整合を確認した結果、特に問題はなかった。

○現物確認の結果

区分	名前	重さ	現物
劇物	アクアミクロンA x	500ml×3本	○
	メタノール	3 L×3本	○
	ホルムアルデヒド溶液	500ml×3本	○
	亜硝酸ナトリウム	500 g×2本	○
	水酸化カリウム	25 g×1本 500 g×2本	○

(注) ○現存している。

②問題及び検討

(7)薬品受け払い簿の記載方法

「薬品受け払い簿」は、毎年更新されるため、薬品が継続的に利用されているかどうかを確認しにくいことから、「薬品受け払い簿」は継続的に記載する方式に変更する必要がある。

(5) 農業技術振興センター

①毒劇物の管理方法

毒劇物については、「薬品管理指示書」に基づき管理され、毒劇物の使用状況については手書きの「薬品受け払い簿」が作成されている。棚卸しについても年1回、取扱者以外の上席者が確認を行っている。

「薬品受け払い簿」から数件抽出を行い、現物が存在するかを確認した結果、全て現物が存在した。

○現物確認の結果

区分	名前	重さ	現物
毒物	アジ化ナトリウム	25 g×1本	○
	塩化第二水銀	25 g×1本	○
	ヒ酸二ナトリウム	17 g×1本	○
劇物	亜硝酸ナトリウム	500 g×1本	○
	塩化第一水銀	25 g×1本	○
	水酸化ナトリウム	250 g×1本	○
	アドマイヤーフロ	98 g×1本	○
	ロンディー乳剤	160 g×1本	○

(注) ○現存している。

②問題及び検討

(7) 長期未利用の毒劇物

10年以上未利用の毒劇物が保有され順次廃棄されているが、まだ長期未利用のものが存在しているので引き続き特に使用の予定がないものを廃棄していく必要がある。

(例) アジ化ナトリウム、塩化第二水銀、ヒ酸二ナトリウム等

(4) 管理規定へ棚卸実施文言の追加

「薬品管理指示書」に、每期行っている棚卸しに関する記載が無いが、棚卸しによる現物確認は、管理上重要な手続きであることから記載する必要がある。

(6) 水産試験場

①毒劇物の管理方法

毒劇物については、「薬品管理指示書」に基づき管理されており、毒劇物の使用状況については手書きの「薬品受け払い簿」が作成されている。購入及び使用時には残高が確認されているが、使用されないものは定期的な確認が行われていない。

「薬品受け払い簿」から数件抽出して現物との確認を行った結果、その中で1件だけ廃棄されたが廃棄の旨の記載がなされていなかった。さらに、管理換えで他の保管場所から移管された場合に、どこから移管されたかの記載がされていないものも存在していた。

○現物確認の結果

区分	名前	重さ	現物	摘要
毒物	セレンウム	83.48 g	○	
	メタ亜ヒ酸ナトリウム	83.43 g	○	
	亜ヒ酸ナトリウム	854 g	○	
	ヨウ化第二水銀	25 g × 4本、63.7 g	×	既に廃棄したが、帳簿をそのまま綴っていた。
劇物	キシレン	500 g × 1本	○	
	アレートニトリル	1000 g × 4本	○	
	P-フェニレンジアミン	25 g × 4本	○	

(注) ○現存している。

×現存していない。

②問題及び検討

(7) 棚卸しの実施

使用の都度、上席者が残高を確認しているが、使用されない毒劇物については、定期的な確認が行われていない。年一回は全ての毒劇物について棚卸しをする必要がある。

(イ) 長期未利用の毒劇物

10年以上未利用の毒劇物が保有されている中で、平成25年度から順次廃棄が行なわれている。引き続き使用予定のないものを廃棄していく必要がある。

(ウ) 管理規定への棚卸実施文言の追加

「薬品管理指示書」の記載内容を確認すると、棚卸しに関する記載がされていないが、棚卸しは管理上も重要な手続きであることから記載する必要がある。

(エ) 管理換えの記載内容

「薬品受け払い簿」の記載については、管理換えの場合などは、移管先と移管元の両方に適切に記載する必要がある。

(7) 畜産技術振興センター

①毒劇物の管理方法

毒劇物については、「薬品薬物農薬管理指示書」等に基づいて管理され、毒劇物の使用状況については手書き、もしくはパソコン入力の「薬品薬物出納簿」、「農薬受け払い簿」が作成されている。棚卸しについては、毎月、取扱者以外の上席者が残高を確認している。

今回、管理帳簿から数点現物を確認した結果、管理帳簿の記載と現物の記載に差異が生じていた。本数は正しいが、残量の記載の仕方についての単純なミスによるものであった。

○現物確認の結果

区分	名前	規格	本数	残量	現物	内容
毒物	アジ化ナトリウム	25 g	3	25g	75 g	本数は一致、記載誤り
	塩化第二水銀	500g	4	2000g	○	
	水銀	500g	6	3000g	○	
	酸化第二水銀	25 g	9	227g	202 g	2g×1本+25g×8本で202g 記載誤り
劇物	シュウ酸	100g	1	70g	○	
	塩酸	500ml	6	2976ml	○	
	DDVP乳剤50	100ml	7	700ml	○	

(注) ○現存している。

②問題及び検討

(ア) 管理台帳の記載内容の確認

サンプルで現物確認を行った結果、帳簿の記載誤りが存在したが、その原因については帳簿の記載ルールに関する単純な誤りのため、改めて帳簿の記載方法を徹底する必要がある。

(イ) 長期未利用の毒劇物

10年以上未利用の毒劇物が保有されていることから、特に使用の予定がないものであれば廃棄していく必要がある。

(例) アセトルニトル、酢酸バリウム、アジ化ナトリウム等

(ウ) 管理規定へ棚卸実施文言の追加

「薬品管理指示書」には、棚卸しの実施に関する記載がなされていないが、棚卸しは管理上も重要な手続きであることから記載する必要がある。

5.5 船舶について

(1) 総括

監査の対象となった7試験研究機関の中に、船舶を保有している機関が3カ所あり、保有状況は以下のとおりである。

○船舶の保有状況

船名	取得日	取得価額(千円)	稼働日数	トン	利用目的	点検に関する維持費(千円)
びわかぜ	H27.2.3	407,211	110	71	琵琶湖全域定期観測	(注1) 32,053
みずすまし2世	H1.3.31	189,900	—	51	—	
はっけん号	H5.3.30	190,589	—	36	—	
うみんど	H9.3.31	20,600	18	4.9	南湖の調査	(注2) 400
琵琶湖丸	H23.3.30	204,330	54	19	定期観測	(注3) 1,041
淡海丸	H5.9.28	5,504	91	1.7	北湖観測用	2,355
はやぶさ	H5.9.28	2,500	25	0.7	南湖観測用	53
ポニータ号	H5.9.28	1,400	21	0.6	西の湖観測用	
メダカフニー	H15.12.16	140	16	0.1	内陸の湖や池の観測用	

(注1) 運行と保守点検を包括した契約であるため契約額を記載

(注2) 係留のための費用として421千円/年が、点検に関する維持費以外に必要である。

(注3) 水産試験場の琵琶湖丸については、維持費以外に操船に必要な人員を170千円/月(月10日契約)を雇用している。

各施設が、船を保有する理由として研究目的、計測機器の内容の違いや研究員の育成などが挙げられる。しかし、船舶については製造に多額の費用が必要であり、船によっては、実際の運行に専属の船長や法定の検査費用など保有のための維持コストも必要である。今回、調査した中では20,000千円を超える船で、平均で月1.5回程度の利用しかない船も存在していた。今後、研究用船舶を製造する場合には、あらかじめ仕様を共通化するなど研究機関相互での共同運航の可能性の観点からも検討していくことが必要である。

なお、上記以外にも今回の監査の対象外ではあるが、滋賀県立大学も調査用船舶を保有している。

(2) 各施設の個別内容

①環境科学研究センター

環境科学研究センターは、「みずすまし2世」と「はっけん号」の2隻を統合した「びわかぜ」を建造した。「びわかぜ」に関しては、運航と維持管理を一体とした年間32,053千円(運行日数120日上限)の運航保守管理委託業務契約を琵琶湖汽船株式会社と行っている(内訳としては運航関係人員費が30,126千円、保守修繕関係が1,927千円)。運航と保守を一体契約にしている理由は、環境科学研究センターの職員

では船の管理・監督・検査ができないためであり、船を熟知している船長と機関長に運行と保守に関する業務を委託している。運航日数を確認すると、契約上の運航日数の92%にあたる110日（平成27年度）の運航が行われている。

なお、「びわかぜ」の就航に伴い「みずすまし2世」と「はっけん号」は用途廃止となり、入札により株式会社兵衛造船場と特定非営利活動法人びわ湖トラストに216千円と110千円で売却されている。

②琵琶湖博物館

「うみんど」の運行に関しては、長期的な南湖の水質調査を行っているが、年間18日程度で、運行の多い月で5日程度しか運行されていない。利用頻度が少ないため、他の研究機関からの調査委託の受託や、船を活用できるような研究テーマを選択するなど船がさらに活用されるようにしていく必要がある。

③水産試験場

水産試験場は、研究のために各種の船を保有している。その中で最大の琵琶湖丸については、月10日の運行と船の保守関係のために船長を170千円／月で雇用契約しているが、現在の運行日数54日／年であり、船長と契約した運行条件（月10日、年120日）の45%しか運行できていない。この状況については、天候不順に対応した調査日の予備日の必要性、船の保守業務、嘱託職員としてのサービス（健康診断、研修等）を理由とされているが、それでも運行日数が少ないと思われる。

現状の雇用内容であるならば運行日数を増やすことも可能と思われるため、定期的な調査運行以外の新たな研究への有効利用や他への貸出しを検討するなど、更なる活用を図っていく必要がある。

5.6 施設管理の状況について

5.6.1 総括

監査対象である 7 試験研究機関、12 施設について、アスベストへの対応状況、耐震基準への対応状況、損害保険の加入状況を確認した。

施設名	環境科学研究センター	琵琶湖博物館	工技総合センター		東北部工技センター	
			工技総合センター(栗東)	信楽窯業技術試験場	東北部工技センター(彦根)	東北部工技センター(長浜)
アスベスト	○	○	○(一部使用されているが基準以下)	○(除去済み)	○(使用なし)	○(使用なし)
耐震診断	○	○ (建設年度から診断の必要なし)	○ (建設年度から診断の必要なし)	× (未実施)	△ (実施したが一部基準以下)	△ (実施したが一部基準以下)
損害保険	△(研究用備品未加入)	△(船舶、研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)

施設名	農業技術振興センター			畜産技術振興センター	水産試験場	
	農業技術振興センター(安土)	茶業指導所	花・果樹研究部		水産試験場(彦根)	醒井養鱒場
アスベスト	○(除去済み)	○(使用なし)	○(使用なし)	○(使用なし)	○(使用なし)	○(使用なし)
耐震診断	× (未実施)	○ (建設年度から診断の必要なし)	○(診断実施済み)	○ (建設年度から診断の必要なし)	× (未実施)	○ (建設年度から診断の必要なし)
損害保険	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)	△(研究用備品未加入)

5.6.2 各施設の個別内容

(1) 損害保険の加入

①各施設共通

建物及び建物に附属する設備については、共済保険に加入されている一方、備品については、各施設とも試験研究機関として高額な備品を多数保有しているにもかかわらず、共済保険に加入されていない。万が一、火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。

②琵琶湖博物館

琵琶湖博物館が保有している船舶については、共済保険に加入していないため、共済保険への加入について検討する必要がある。

(2) 耐震診断の実施状況

①工技総合センター

信楽窯業技術試験場については、今後の更新・改修工事が予定されているために費用が発生する耐震診断が行われていない。

②東北部工技センター

彦根庁舎及び長浜庁舎については耐震診断上、一部基準を満たしていない部分も存在するが、今後の更新・改修工事（建替）が予定されているため、費用が発生する耐震工事は行われたい。

③農業技術振興センター

花・果樹研究部に関しては、耐震診断が行われているが、農業技術振興センターの本部は耐震診断が行われていない。その理由として、老朽化等に伴う改修計画があるものや、施設の今後のあり方の検討が課題となっているものについては、その検討課題の結論がある程度具体化するまで耐震診断を実施しないためである。

④畜産技術振興センター

畜産技術振興センターについて、本館は昭和 56 年以後の建築のため、耐震診断の必要がない。

⑤水産試験場

水産試験場の本館については、老朽化に伴う改築計画があるため耐震診断が実施されていない。また、醒井養鱒場の本館・研修館は昭和 56 年以後の建築のため、耐震診断の必要がない。

5.7 監査の結果

5.7.1 指摘事項

(1) [環境科学研究センター] 水質自動測定局の廃棄について

①水質自動測定局の廃棄について

平成 21 年度の包括外部監査で「意見」として指摘された、利用停止中の水質自動測定局の廃棄が全て行われておらず、現時点でも 8 局（湖心局 3 局、その他 5 局）が現存している。特に、琵琶湖に浮かべている湖心局 3 局のうち 2 局については、琵琶湖に固定しているチェーンが耐用年数を超えており、チェーンが切れた場合に船舶航行者を危険にさらす可能性がある。さらに、点検等に対する年間維持費が 2,500 千円程度必要なことから早急に廃棄することが必要である。

②建物の使用状況の変更について（対応済）

水質測定局 5 か所（薩摩、安曇川、宇曾川、長命寺川、日野川）については、未利用であるが、定期監査調書の財産管理状況調べの建物使用の有無の欄には、「有」と記載されているので「無」の記載とし、未利用財産であることを明示することが必要である。

(2) [琵琶湖博物館] [水産試験場] 重要物品以外の現物確認について

重要物品以外の備品については、定期的な現物確認が行われていないが、備品紛失のリスクを未然に防ぐためにも現物確認を行う必要がある。現物確認の実施方法については、数年でローテーションするなど実施可能なルールを作成しておくことが必要である。

(3) [琵琶湖博物館] 船舶の保険加入について

琵琶湖博物館が保有している船舶「うみんど」については、共済保険に加入していないため、共済保険の加入が必要である。

(4) [工技総合センター] 料金表の記載備品について

設備利用の料金表に記載されている備品の中に、過去より故障中で修理予定の無い

ものが記載されているが、利用できない備品を料金表に記載すべきではない。

(5) [畜産技術振興センター] 公有財産台帳への登録について（対応済）

ほ場にあるタワーサイロ（故障中）については、工作物として登録されていないが、税金を利用して建設された建築物であるため公有財産台帳に記入する必要がある。

(6) [水産試験場] 不明備品の供用物品一覧表からの削除について（対応済）

現物確認を実施した結果、2点が確認できないため、供用物品一覧表から削除する必要がある。

(7) 毒劇物関係について

① 規定関係について

(ア) [琵琶湖博物館] [東北部工技センター] [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 棚卸実施に関する文言について（対応済）

琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。

(イ) [環境科学研究センター] 管理規定と現状の管理体制の不一致について

管理規定が休止したシステムを前提としており、現状の管理体制と一致していないため、管理規定を現状の管理体制と整合させる必要がある。

② [琵琶湖博物館] [水産試験場] 棚卸しの実施について（対応済）

必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。

③ [琵琶湖博物館] [畜産技術振興センター] 長期未利用毒劇物の廃棄について

10年以上長期未利用の毒劇物を保有しているが、必要性がないのであれば廃棄する必要がある。

④ [琵琶湖博物館] 管理帳簿の記帳について (対応済)

毒劇物の管理帳簿への記帳が行われていなかったため、今後は適切な記帳を行う必要がある。

⑤ [畜産技術振興センター] 管理帳簿の確認について (対応済)

サンプルで確認した結果、単純ミスではあるが帳簿の記載誤りが確認されたため、改めて帳簿の記載内容を確認する必要がある。

⑥ [水産試験場] 管理帳簿の確認について (対応済)

廃棄した薬品について、管理台帳にその旨の記載がなされておらず、管理換えについても移管元にその旨の記載がない。毒劇物の危険性を踏まえ、管理簿の記載を適切に行う必要がある。

5.7.2 意見

(1) [滋賀県] 不用備品の売却の促進について

不用決定された備品については廃棄されているが、滋賀県財務規則上は原則売却を求めていること、さらに他府県において売却事例もあることから、単に廃棄するのではなく売却を積極的に検討していくことが必要である。

(2) [滋賀県] 研究用備品の有効利用について

研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。

利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。

(3) [滋賀県] 新建造船舶の共同利用について

琵琶湖の同じ地域を測定するにも係らず、研究目的が違うなどの理由により、各試験研究機関が船舶を保有している。中には運航日数も少なく有効に利用されていないものも存在しているため、今後、研究用の船舶を建造する際には、研究機関相互での共同利用についても検討していく必要がある。

(4) [滋賀県] 未利用情報の提供について

毎期作成される定期監査調書の物品管理状況調の中に、使用の有無の欄があり、使用されていない場合「無」と記載されるが、いつから利用されていないのかが当年度の記載からは不明である。利用されない期間が長くなると、修理部品が無くなることや、機能の陳腐化のため再利用できにくくなる。未利用の状況を把握しやすくするため、備考欄に未利用となった年度を記載する必要がある。

(5) [琵琶湖博物館] [工技総合センター] [東北部工技センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 研究用備品の利用状況の把握について

研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。

(6) [各施設共通] 研究用備品の損害保険契約について

各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。

(7) [琵琶湖博物館] 船舶「うみんど」の有効利用について

船舶の「うみんど」を保有しているが、年 18 日(1.5 日/月)しか運行していない。他の研究機関からの調査の受託や研究に「うみんど」を積極的に利用するなど、一層の活用を図る必要がある。

(8) [工技総合センター] [東北部工技センター] 設備利用料算定方法の見直しについて

設備利用方法の算定方法における減価償却の計算方法が、過去の税法基準の計算方法を用いている。今後は、例えば以下のような合理的な計算方法に改めることが望まれる。

(過去の計算方法) $1 \text{ 時間あたり減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \div \text{耐用年数} \div \text{年間稼働時間}$

(計算方法例) $1 \text{ 時間あたり減価償却費} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数} \div \text{年間稼働時間}$

(9) [工技総合センター (栗東)] 別館の利用について

別館 3 階は会議室 5 室を有するが、打ち合わせなどの会議利用を除くと、利用されている会議室でも年 25 日程度の利用しかないため、活用を検討していく必要がある。

(10) [水産試験場] 船舶「琵琶湖丸」の有効利用について

保有している「琵琶湖丸」につき、月 10 日 (年 120 日) の運行と保守関係のため 170 千円/月で船長を雇用している。しかし、予備日の必要性、保守時間など理解できる部分もあるが、現状では、年 54 日程度の利用で雇用契約日数の 45% しか運行されていない。この雇用状況であれば、さらに運行日数を増やすことも可能と思われるため、定期的な調査運行以外の新たな研究への利用を図る必要がある。

(11) 毒劇物関係について

① [滋賀県] 監査委員事務局の監査の実施について

毒劇物を保有する施設に対しては、毒劇物も含めて監査対象とすることで管理状況を確認する必要がある。

② [工技総合センター] 毒物の管理単位について

毒物の管理単位が瓶であるが、毒物の危険性の観点からグラム単位で管理する方法の方が安全性の観点から優れていると考えられるため、グラム単位の管理に変更する

必要がある。

③ [工技総合センター] [農業技術振興センター] [水産試験場] 長期未利用毒劇物の
廃棄について

10 年以上長期未利用の毒劇物の廃棄を継続的に行われているが、依然として保有
されているため引き続き廃棄する必要がある。

6 その他の状況について

6.1 全ての試験研究機関について

6.1.1 預金口座の管理の状況

預金口座の適切な管理は、会計事務の基本である。というのも、一般に不正や横領は金銭を目的として行われるものであり、預金口座を適切に管理することによって、これらの発生を未然に防止できるからである。ところが、滋賀県財務規則及び金庫等管理要領では、預金口座の開設・閉鎖の手続きについて定めた規定が存在せず、また、通帳記帳のスケジュールについても言及されていない。

預金口座の管理体制の整備は実質的に各機関に一任されていることから、その管理が適正に行われているかどうか、金庫実査時における通帳の目視を通じて確認した。

6.1.2 発見された課題

(1) 預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定が存在しない

さて、それぞれの試験研究機関が金庫内に保管し管理する通帳を全て目視確認したところ、預金口座の「開設」「記帳」「閉鎖」について次のような事例が確認された。

(2) 公金外の預金口座の「開設」についての事例

職員有志の会等が独自に公金外の預金口座を開設できるが、事務の透明性を確保する上で、公金外の預金口座の開設については、どのような場合にそれが認められないのかを判断する基準を規定として設ける必要がある。

たとえば、監査対象とした試験研究機関（以下「試験研究機関 A」という。）の職員有志の会が、長年にわたって独自に運営している基金 A が存在している。

基金の概要は以下の通りである。

設立経緯	元機関の長からの寄贈された資金について、研究員の研究活動を支援するために設けられたもの
------	---------------------------------------------

基金の金額	5,000,000 円
目的	試験研究機関 A の研究員の資質を高めるとともに、機関の評価を向上させるために行う研究活動を支援すること
組織	基金理事会を設置。理事会は理事長、副理事長及び理事 3 名により構成し、基金の議決機関とする。
支援事業	(1)学術研究に係る書籍の出版、研究会の開催に関すること (2)学術研究成果の公表に関すること (3)そのほか理事会が適当と認めた事項
運営	理事長が総括し、その執行にあたっては、事務局を設置して、事務局長及び事務局員 1 名を置き、決裁は、理事長・副理事長・事務局長が行う。
会計期間	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
助成事業	支援事業の助成申請は、研究員の申請に基づき、理事会が決定する。 支援事業への助成は、支援事業終了後、研究員の請求により支出する。ただし、理事会が必要と認めた場合には、前金払いをすることができる。限度額は 30 万円未満とする。
事業報告	事務局は、毎会計年度終了後 3 か月以内に、基金事業報告書及び基金収支報告書を作成し、理事会の承認を得ることとする。
役員	理事長：機関の長 理事：機関の管理職 4 名 事務局：機関の職員
受け入れ時の滋賀県の指導	不明
運用に関する滋賀県の指導	なし

基金 A については、創設された約 20 年前から現在に至るまで、試験研究機関 A の職員有志の会が自主的に理事会を運営し、試験研究機関 A に勤務する研究員のみに対して種々の助成を行っていることがわかった。なお、他の試験研究機関においては同様の基金の存在は確認できなかった。

今回の監査の過程において、当初の資金提供はそもそも滋賀県に対する寄附であり、調定・歳入すべきものではなかったのかと試験研究機関 A に確認したが、これは県に対する寄附ではなく、あくまで一個人から試験研究機関 A の研究員が行う個人的な自己研鑽に役立てるために寄贈されたものであって、県が歳入すべきものではないとの認識であった。さらに、会計管理局にも確認したところ、そもそもこの基金は公金外であるから、県の管理外であり、存在すら認識していないという立場であった。

一般に、一個人から県に対する寄附の申し出があった際には滋賀県に歳入される。しかしながら、基金 A のように一個人から「試験研究機関 A の研究員の資質を高めるとともに、機関の評価を向上させるために行う研究活動を支援する」目的で職員有志の会に対して直接寄附の申し出があった場合には、その職員有志の会が独自に公金外の預金口座を開設して受け入れている。

どのような場合には県が寄附として受け入れ、どのような場合には職員有志の会等が独自に公金外の預金口座を開設して直接寄附を受け入れることができるか、規定が存在せず判断基準が明確化されていない。

公金外の預金口座を職員有志の会等が独自で開設できるために、こういった事例が今後も生じ得る。事務の透明性を確保する上で、公金外の預金口座の開設については、どのような場合にそれが認められ、どのような場合には認められないのかを判断する基準を規定として設ける必要がある。

(3) 公金預金口座の「記帳」についての事例

資金前渡職員預金口座について、入出金の都度、遅滞なくその確認のための預金通帳記帳を行わなければならない。ところが実務上は、まれに出納担当者に対する入出金の連絡が滞ってしまい、入出金の事実気付かないことがある。このような

場合でも、例えば3ヶ月に1回などの頻度で預金通帳記帳を行っていれば、出納担当者は預金通帳記帳により自らが認識していなかった入出金に気付くことができる。そのため、出納担当者が入出金の事実を認識しているかどうかに関わらず、定期的に預金通帳記帳を行うことは大切な業務の一つである。

ところが、預金通帳記帳を定期的に行っていなかった結果、支払うべき費用について期日を経過したまま支払うことなく長期間気づかれずにいた事例が見受けられた。

なお、本件は債権者の了承も得て既に決着済みの案件であるが、結果的に債権の時効期間が経過しており、債権者への支払が法的に不可能となっている。もちろん出納担当者に対する連絡ミス無くすのが第一であるが、細心の注意を払っていても連絡ミスが起こる可能性はある。本来はそれに備えて預金通帳記帳についての規定を設けるべきである。その規定に基づき定期的に預金通帳記帳されていれば、出納担当者の認識していなかった入出金が長期間気づかれないことはなく、早期に発見され、速やかな対応が可能であったはずである。

(4) 預金口座の「閉鎖」についての事例

科研費を取り扱う預金口座については、すべての試験研究機関において、研究年度を経過した後も閉鎖されず残されており、金庫内に預金通帳が山積みになっている。これは、預金口座の閉鎖に関する規定がないことに起因している。

(5) 預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定の必要性

これらのうち、資金前渡職員口座については公金、基金A及び科研費については公金外という違いがあるものの、いずれも試験研究機関の職員において厳密に管理されるべき預金口座であろう。

要領等において、預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定を設け、適切な管理体制を整備すべきであるし、公金外の資金を管理する預金口座についても、たとえば口座開設については、職員親睦会などの預金口座は別として、それ以外について

は適切な部署に申請させるなど、口座の利用目的に応じたしかるべき管理の規定を設けるべきである。

各試験研究機関に預金口座の「開設」「記帳」「閉鎖」を一任するのは適当でない。

(6) 公金・公金外の預金口座に関連する既存の規定について

なお、公金・公金外の預金口座に関連する規定が全く存在しないわけではない。

例えば、「資金前渡吏員口座に発生した預金利息の収入手続きについて（平成元年8月24日）」において、毎年2月と8月に預金利息の収入手続きをするように指示されている。預金利息の収入手続きをするためには、通帳記帳しなければ収入金額がわからないため、結果的に通帳記帳を行うことを指示する規定ともとれる。

他方で、全ての預金口座について通帳記帳しなければならないのか、あるいは預金利息の収入が予想される預金口座についてのみ通帳記帳すれば足りるのか、この規定からは判然としないため、「記帳」に関する十分な規定とは言えない。

また、「金庫等管理要領」においては、次の通り定められている。

第6 公金外の現金、預金通帳等

県が市町等関係団体と設置する協議会等の事務局を担い、その会計事務を行う場合等において、金庫管理者が公金外の現金、預金通帳等を金庫等により保管することが必要と認めた場合は、公金と同様に金庫等により保管することができる。ただし、金庫管理者は保管の原因となっている事実を正確に把握し、現金出納、通帳記帳、通帳解約等適正な管理を指導しなければならない。

しかし、この規定では、どのような場合に公金外の預金口座を開設してよいか直接に定められているわけではなく、金庫管理者の責任が曖昧になっている。ここで定められているのはあくまで協議会等の預金通帳を金庫で保管してよいことのみであり、滋賀県がその預金口座の名義人になり得るのかどうかといったことも判然としない。

また、金庫管理者は適正な管理を指導しなければならないとあるが、その範囲や程度に具体性がなく包括的になっている。

このように預金口座の「開設」「記帳」「閉鎖」については、範囲が不明瞭で包括的な規定しかないため、結果的には金庫管理者の個別的な判断に一任されているのが現状であり、その結果、上述したような種々の事例が発生していると考えられる。金庫管理者が例えば銀行の支店長経験者であるなど、預金口座の「開設」「記帳」「閉鎖」といった管理に習熟した者であればまだしも、実際にはそのような業務に習熟していない者が金庫管理者を務めていることも少なくない。

6.2 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について

琵琶湖博物館は、平成 28 年 11 月 9 日に、下記のとおり学芸員による著作物からの不適切な引用に関するお詫び文を公表した。

琵琶湖博物館ホームページのWEB図鑑や滋賀県レッドデータブックの一部の記述に、当館の学芸員が「原色日本甲虫図鑑Ⅱ」、「原色日本甲虫図鑑Ⅲ」（いずれも保育社）ならびに「原色日本トンボ幼虫・成虫大図鑑」（北海道大学図書刊行会）から不適切な引用を行い、関係する著作者の著作権を侵害していたことが判明いたしました。

これらの図鑑等の作成や執筆を担当した者が当館の学芸員であること、また、不適切に引用されたWEB図鑑を当館のホームページで長期間掲載していたことにつきまして、著作者各位ならびに琵琶湖博物館をご支援いただいている県民の皆様へ深くお詫び申し上げます。

今後は、こうした事態が再び起こることのないよう、あらためて研究者倫理の向上や、職員の法令遵守の徹底など、再発防止と信頼回復に向けて博物館あげて取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

詳細は別紙の記者発表資料を参照願いたいですが、本監査において、いくつかの問題点が発見されたため、下記において検討する。

6.2.1 最初の通知への対応（平成 27 年 9 月 27 日～）

記者発表資料に下記のとおり説明されているが、著作者からの最初の通知が平成 27

年 9 月 29 日であるものの、調査検討会による調査開始が平成 28 年 5 月 6 日と、調査開始が非常に遅くなっている。

「原色日本甲虫図鑑(II)」の著作者の一人から送付された通知文書（平成 27 年 9 月 29 日付および平成 28 年 2 月 3 日付）により、不適切引用がある旨の通報があった。

同通知文書には、「滋賀県立琵琶湖博物館ホームページに掲載されている WEB 図鑑「里山のゴミムシ」の記述の一部に「原色日本甲虫図鑑 (II)」とほぼ同一文章であるにも関わらず出典の明示やかぎカッコ等による区別がない。これは著作権および著作者人格権を侵害する違法な引用である。」と指摘されていた。

この通知を受け、琵琶湖博物館で調査（予備調査）を行ったところ、指摘内容どおりの事実が確認できた。また、その調査の過程で、当該学芸員が作成にかかわった、WEB 図鑑「オサムシ」、WEB 図鑑「トンボ」および「レッドデータブック」についても不適切引用が確認できたため、下記のとおり本調査を実施することとした。

記者発表資料では調査開始が遅くなったことについて触れられていないため、著作者からの最初の通知から調査開始までの経緯の説明を琵琶湖博物館および琵琶湖環境部に求めたところ、下記の経緯となっている。

(1)琵琶湖博物館の対応

監査人からの質問事項	琵琶湖博物館の対応（注）
平成 27 年 9 月 29 日に著作権者から 17 件の不適切個所の指摘があった時点での対応。	館長、副館長 2 名、総務課長および不適切な引用を行った学芸員（以下「当該学芸員」という。）を交えて協議を行った。
著作権者への謝罪に至るまでの検討状況。	○著作者から指摘された不適切箇所の有無と、他の箇所に同様のものがないか、当該学芸員に確認した。 ○当該学芸員が点検し、指摘された箇所は不適切な引用を行ったこと、また、他の箇所には同様のも

	<p>のではないとの報告を受けた。</p> <p>○以上を踏まえ、著作権者からの要求（ホームページからの著作権侵害箇所の削除および謝罪）への対応を検討した結果、指摘された箇所が著作権侵害であるとの申し出が妥当であるとの判断のもと、要求のとおり対応した。</p>
著作権者への謝罪は誰の決裁によって行われたか	館長の決裁による。

(2)本庁の対応

本庁は琵琶湖博物館からの報告がなかったことから事案を把握できなかった。そのため、本庁としての対応はない。

(3)琵琶湖博物館と本庁とのコミュニケーションの状況

通常、著作者からの指摘があった段階で、琵琶湖博物館は早急に本庁に報告して対応を協議すべきだが、上記のとおり報告が行われていないため、普段からのコミュニケーションの状況について副館長に確認した。その結果、「メール等で随時情報連携を行っている。」旨の回答を得た。

しかし、そうであるならば、館長名での謝罪という重大事項が何故報告されなかったのか、監査人としては尚更理解に苦しむところである。ちなみに、琵琶湖博物館の見解としては、「相手方の求める対応を行ったことで了解が得られ、事態が収束するものと考え、特に本庁への報告は必要ないと判断したもの。」とのことである。

(4)琵琶湖博物館の対応に対する本庁の見解

琵琶湖博物館が本庁の了承を得ないまま、館長名での謝罪に至った状況について、本庁の見解を確認したところ「謝罪文に限らず、館長名で文書を発出されるのであれば、館長決裁で問題はありません。ただ、今回のケースに限らず、コンプライアンス上問題のある事案については、早めに相談いただくべきものと考えます。」（下線は監査人追加。）と、常識のある回答であった。

(5)問題点

①調査が不十分であったこと

最初の通知の段階では当該学芸員による確認しか行われておらず、調査としては甚だ不十分であった。当該学芸員が著作権侵害を認めている時点で、著作権に対する理解が不十分であることは明らかであり、そのような状況で当該学芸員が「他の箇所には著作権侵害等はない。」と言っても信用できるものではなく、琵琶湖博物館としては、この段階で調査委員会を立ち上げて適切な調査を行うべきであった。

②本庁への連絡なく館長名で謝罪が行われたこと

通常、館長名で謝罪が行われることは重大なことであり、琵琶湖博物館が長年培ってきた信頼・ブランドを毀損しかねず、状況によっては研究に悪影響を及ぼすことすら考えなければならないことである。

しかし、このような重大事項にも関わらず、琵琶湖博物館は本庁の了承を得ないまま謝罪を行っていることは、大きな問題であった。本来は、著作者からの指摘があった段階で早急に本庁と連絡し、対応を協議すべきであった。

また、上記のとおり本庁と普段からコミュニケーションを取りながら、本件を報告しなかったことは監査人としては理解に苦しむばかりである。

このような状況を勘案すると、コンプライアンスに関わるような重要事項については、速やかに本庁へ報告し協議を行うことを徹底されたい。

6.2.2 2回目の通知への対応（平成28年2月3日～）

2回目の通知への対応について、監査人から琵琶湖博物館および本庁に対して質問を行った結果、下記のとおり状況である。

(1)本庁への最初の報告日

平成28年2月10日に琵琶湖博物館から琵琶湖環境部次長へ相談し、18日に部長へ報告。

(2)調査検討会による調査期間

平成28年5月6日～7月13日

(3)盗用を行った学芸員への調査方法及び調査結果

① WEB 図鑑

〈調査方法〉

当該学芸員が作成に関わった WEB 図鑑「ゴミムシ」「オサムシ」「トンボ」について、引用元の図鑑類との照合点検を行っている。

〈調査結果〉

WEB 図鑑「ゴミムシ」276 件、「オサムシ」39 件、「トンボ」64 件の不適切な引用箇所を確認。

②その他の著作物

〈調査方法〉

当該学芸員が研究部に届け出た過去 20 年間（1996－2015 年度）の著作物（学術論文 35 件、専門分野の著述 91 件、一般向けの著作 135 件）について、引用の不適切性に注目して著作物ごとに点検を行った。

〈調査結果〉

すべての著作物について点検した結果、点検したほとんどの著作物には不適切な引用は見られなかった。ただし、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2005 年版」（2006 年滋賀県発行）および「同 2010 年版」（2011 年滋賀県発行）において参照の明示が無いままの引用が見受けられた（下記参照）。

〈滋賀県レッドデータブックにおける引用の明示状態〉

	2005 年版	2010 年版
記述項目数	22 項目	19 項目
引用の明示がある項目数	8 項目	7 項目
引用の明示がない項目数	14 項目	12 項目

(4)他の学芸員への調査方法及び調査結果

①WEB 図鑑

〈調査方法〉

WEB 図鑑「滋賀のさかな」「珪藻」「火山灰」「外来生物」「展示した生き物たち」に関わった学芸員を対象に、個別ヒアリングにより、WEB 図鑑の作成・掲載方法について聞き取りを行った。併せてこれらの図鑑の記述について点検を行った。

〈調査結果〉

他の著作物から引用している箇所はあったが、明瞭区分や引用の明示がされるなど

すべて適正に対応されていることを確認した。

②その他の著作物

○29名の学芸職員のすべてに面談を行い、図鑑や辞典の作成経験の有無、文章や文献の引用の方法、著作権に対する認識度について聞き取りを行った。その結果、13名に図鑑や辞典の作成経験があったが、それらの中には他の著作物の文章をそのまま書き写した経験を持つ者は存在せず、そうした行為が著作権上違法であるという認識を十分に持っていた。

○作成においては、ほとんどの場合、先行する知識を基にして執筆されることから、先に出版されている同様な書籍を参考にする場合が多い。

○先行する書籍を参考にする場合において、

- ・特に生物の図鑑の作成においては、形態の記述をする時に言いまわしを変えて前の文章と同じにならないように注意して執筆したとする発言もあった。これは、短い文章でしか執筆できない場合には、結局どれでも同じような書き方になるので、その項目についてオリジナルな研究をしていない執筆者の場合には、言いまわしだけを変えて書き直すこともやむを得ない場合があると思われる。
- ・辞典の執筆においては、上記のような発言をする職員は見受けられず、先行する辞典によって書き方を学び、複数の辞典の内容を知った上で、新たな知識を加えて執筆していた。

(5)調査委員会の設置時期が5月と大幅に遅れた理由

平成28年3月末に滋賀県から発表することとし、日本学術振興会に報告したところ、科研費を原資とする研究事業であり、文科省のガイドラインを踏まえた対応（調査委員会による調査など）を行ってから公表するよう求められた。

その後、ガイドラインに基づく調査検討会の設置要綱を整備し、3名の外部委員を選任するなどの事務手続きに時間を要したものである。

(6)滋賀県が認識している責任

滋賀県としての責任を本庁に確認したところ、以下の責任を認識しているとのことである。

1.当該学芸員に対する管理監督責任

2.博物館職員へのコンプライアンス教育が不十分であったこと

3.長期間、状況を放置した責任

(7)当該学芸員と著作者との和解の状況

滋賀県としては、和解に関して当事者間の合意によってなされていること、また、調査にかかるガイドラインでも必要な情報とされていないことから、詳細を把握していない。

(8)問題点

- ・滋賀県が当該学芸員と著作者との和解内容を把握していないことについて

当該学芸員と著作者との和解内容は、著作者の本件に対する認識や謝罪受け入れの状況などにも関わる事項でありながら、和解内容を把握していないことは理解に苦しむ。また、当該学芸員に対する管理監督責任を認識しながら、ガイドラインで必要とされていなければ把握しなくても良い、という考えは矛盾している。さらに極端かもしれないが、実際には和解していない可能性も考えないといけない。

発生しうるリスクを考えて、それに対応するコスト等を勘案すれば、和解状況を確認することがリスク回避につながり、かつ、対応コストも最も安価である。以上から、早急に和解状況を確認すべきである。

なお、監査報告時点では、県も和解内容を確認しており、問題点は解消されている。

6.3 監査の結果

6.3.1 指摘事項

(1) [滋賀県] 預金口座についての開設・記帳・閉鎖に関する規定について

滋賀県財務規則及び金庫等管理要領では、預金口座の開設・閉鎖の手続きについて定めた規定が存在せず、また、通帳記帳のスケジュールについても言及されていない。

金庫等管理要領等において、預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定を設け、適切な管理体制を整備すべきであるし、公金外の資金を管理する預金口座についても、たとえば口座開設については、職員親睦会などの預金口座は別として、それ以外については適切な部署に申請させるなど、預金口座の利用目的に応じたしかるべき規定を設けるべきである。

(2) [琵琶湖博物館] 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について

著作物の不適切な引用については、平成 28 年 11 月に解決したものであること、また、これに対する改善策も既に行われており、今後、著作物の不適切な引用が発生する可能性が低くなったことから、上記の問題点の多くは意見とする。しかし、本庁への連絡なく館長名で謝罪が行われたことについては、本件に限った事象ではなく、また、監査人としては、適切なガバナンスの観点から看過できない問題である。

通常、館長名で謝罪が行われることは重大なことであり、琵琶湖博物館が長年培ってきた信頼・ブランドを毀損しかねない事項である。しかし、このような重大事項にも関わらず、琵琶湖博物館は本庁の了承を得ないまま謝罪を行っていることは、大きな問題であった。本来は、著作者からの指摘があった段階で早急に本庁と連絡し、対応を協議すべきであった。

また、本庁と普段からコミュニケーションを取りながら、本件を報告しなかった状況を勘案すると、コンプライアンスに関わるような重要事項については、速やかに本庁へ報告し協議を行うことを徹底されたい。

6.3.1 意見

(1) [琵琶湖博物館] 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について

① 最初（平成 27 年 9 月 29 日）の通報に対する対応（調査が不十分であったこと）

最初の通知の段階では当該学芸員による確認しか行われておらず、調査としては甚だ不十分であった。学芸員が著作権侵害を認めている時点で、著作権に対する理解が不十分であることは明らかであり、そのような状況で学芸員が「他の箇所には著作権侵害等はない。」と言っても信用できるものではなく、琵琶湖博物館としては、この段階で調査委員会を立ち上げて適切な調査を行うべきであった。

② 滋賀県が当該学芸員と著作者との和解内容を把握していない（対応済）

当該学芸員と著作者との和解内容は、著作者の本件に対する認識や謝罪受け入れの状況などにも関わる事項でありながら、和解内容を把握していない。また、当該学芸員に対する管理監督責任を認識しながら、ガイドラインで必要とされていなければ把握しなくても良い、という考えは矛盾している。さらに極端かもしれないが、実際には和解していない可能性も考えないといけない。発生しうるリスクを考慮して、それに対応するコスト等を勘案すれば、和解状況を確認することがリスク回避につながる。以上から、早急に和解状況を確認すべきである。

なお、本件については監査報告時点では、滋賀県は和解内容を確認済みであり、問題は解消しているものの、今後も万が一同様の事象が発生した場合には、留意されたい。

以上

(別紙)

「琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について」(記者発表資料)

琵琶湖博物館のホームページに「WEB 図鑑」として掲載している「里山のゴミムシ」、「オサムシ」、「トンボ」の図鑑において、他の著作物から引用しているにもかかわらず、出典の明示やかぎカッコ等の記載による区別がない不適切な引用(以下「不適切引用」という。)があり、また、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック」(滋賀県)の2005年版および2010年版においても、ゴミムシやオサムシなどの記述に不適切引用があることが判明しました。これらの不適切引用の件数は、合計405件でした。

これらは、いずれも琵琶湖博物館の総括学芸員(男性53歳、以下「当該学芸員」という。)が作成や執筆を担当していたもので、調査の結果、文部科学省の「研究活動における不正行為等への対応等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に定める「盗用※」(不適切引用による著作権侵害行為)であると判断しました。

琵琶湖博物館では下記のとおり本件の経過等をご報告し、関係者の皆様や県民の皆様にお詫びするとともに、再発防止と信頼回復に向けて、博物館を挙げて取り組みます。

※ガイドラインで規定されている特定不正行為の類型のひとつで、他の研究者の研究結果やデータなどを当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。他に「捏造」、「改ざん」がある。

なお、WEB図鑑「里山のゴミムシ」は当該学芸員および他の研究機関の研究者3名からなる研究グループが、独立行政法人日本学術振興会の平成22年度科学研究費補助金(研究成果促進費)を受け作成しており、文部科学省の定めるガイドラインを踏まえつつ調査を行っています。

1 不適切引用のあった図鑑等（別表参照）

(1) WEB図鑑「里山のゴミムシ」

里山環境に生息する 297 種のゴミムシを、種ごとにその形態、分布、生態などの情報と画像を一体的に掲載しているが、そのうち「形態」に関する記述の一部または全部に、「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」からの不適切引用を確認した。

なお、画像や生態情報、分布の状況などについては適正であった。

(2) WEB図鑑「オサムシ」およびWEB図鑑「トンボ」

WEB図鑑「オサムシ」は日本で報告されている 40 種のオサムシを、種ごとにその形態、亜種、分布などの情報と画像を一体的に掲載している。またWEB図鑑「トンボ」は県内に生息する 100 種のトンボについて、種ごとに画像と形態情報と生態情報の説明を掲載している。

いずれも、そのうち「形態」に関する記述の一部または全部に、WEB図鑑「オサムシ」は「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」からの不適切引用を、WEB図鑑「トンボ」は「原色日本トンボ幼虫・成虫大図鑑」からの不適切引用をそれぞれ確認した。

なお、画像や生態情報、分布の状況などについては適正であった。

(3) 「レッドデータブック」

本冊子は、滋賀県における絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにするため、2000 年版から 5 年ごとに作成されているものである。

そのうち 2005 年版においてはゴミムシなど 22 項目、2010 年版においてはゴミムシなど 19 項目について、不適切引用を確認した。

別表：不適切引用件数

別表：不適切引用件数 図鑑等の記述箇所	掲載している種の数	記述に問題がなかった種の数	一部の記述に不適切な引用が認められた種の数 (A)	ほとんどまたは全部の記述が不適切な引用と認められた	(A)+(B)

				種の数 (B)	
WEB図鑑「里山のゴミムシ」の形態の記述	297	21	62	214	276
WEB図鑑「オサムシ」の形態の記述	40	1	6	33	39
WEB図鑑「トンボ」の解説の記述	100	36	64	0	64
レッドデータブック 2005「種の概要」の記述	22	8	10	4	14
レッドデータブック 2010「種の概要」の記述	19	7	9	3	12

合計 405 件

2 経緯

「原色日本甲虫図鑑(Ⅱ)」の著作者の一人から送付された通知文書（平成 27 年 9 月 29 日付および平成 28 年 2 月 3 日付）により、不適切引用がある旨の通報があった。

同通知文書には、「滋賀県立琵琶湖博物館ホームページに掲載されているWEB図鑑「里山のゴミムシ」の記述の一部に「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」とほぼ同一文章であるにも関わらず出典の明示やかぎカッコ等による区別がない。これは著作権および著作者人格権を侵害する違法な引用である。」と指摘されていた。

この通知を受け、琵琶湖博物館で調査（予備調査）を行ったところ、指摘内容ど

おりの事実が確認できた。また、その調査の過程で、当該学芸員が作成にかかわった、WEB図鑑「オサムシ」、WEB図鑑「トンボ」および「レッドデータブック」についても不適切引用が確認できたため、下記のとおり本調査を実施することとした。

3 本調査

(1) 調査体制

琵琶湖博物館は、「滋賀県立琵琶湖博物館の研究活動における不正行為に係る調査等に関する要綱」に基づく「琵琶湖博物館調査検討会」を設置し、調査を実施した。

(2) 調査検討会委員の構成（敬称略）

金田章裕（京都大学名誉教授、京都府立総合資料館館長）

中野伸一（京都大学生態学研究センター センター長）

樋口真也（弁護士・弁理士）

石河康久（琵琶湖環境部 次長）

津田清和（県立琵琶湖博物館 副館長）

高橋啓一（県立琵琶湖博物館 副館長） 以上6名

(3) 調査検討会による調査期間

平成28年5月7日から7月13日まで

(4) 調査検討会の活動

ア 第1回琵琶湖博物館調査検討会の開催

日時：平成28年5月23日 9:00～10:30

イ 第2回琵琶湖博物館調査検討会の開催

日時：平成28年6月15日 13:30～16:00

ウ 関係者ヒアリング調査の実施

日時：平成28年6月27日 16:00～17:00

エ 第3回琵琶湖博物館調査検討会の開催

日時：平成28年7月13日 14:00～16:00

(5) 調査検討会の調査内容

予備調査結果の精査、各WEB図鑑と引用元の著作物との照合点検、被通報者および関係者のヒアリングなど

4 琵琶湖博物館における調査結果

琵琶湖博物館は、上記3のとおり「琵琶湖博物館調査検討会」による調査を実施した上で、調査検討会の各委員から意見を聴き、それらを踏まえて調査結果をとりまとめた。

(1) 不適切引用箇所

(「1 不適切引用のあった図鑑等」のとおり)

(2) 不適切引用が発生した経緯

ア WEB図鑑「里山のゴミムシ」

同データベースは、当該学芸員のほか他の研究機関の研究者3名の研究グループが、独立行政法人日本学術振興会の平成22年度科学研究費補助金（研究成果促進費）を受け作成し、平成23年4月に完成し琵琶湖博物館ホームページに掲載したものである。

当初の予定では、同研究グループは約300点程度の日本産ゴミムシの写真、生態情報、分布の状況などを掲載することとし、分担して作業を進めていたが、平成23年1月頃に方針を変更し、新たにゴミムシの「形態」情報も加えた一般の方にも使いやすい網羅的なデータベースにすることとなった。

グループ員の役割分担では、「形態」情報に関しては当該学芸員の専任事項であり、時間的な制約の中、当該学芸員が直接学生アルバイトに「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」から「形態」情報を転記するよう指示したものであり、そのやりとりについては他のグループ員の知るところではなかった。

その後、転記された「形態」情報について、一部については当該学芸員が形容詞を変えるなど修文を行い、大部分は転記されたままの状態データベースが完成された。

イ WEB図鑑「オサムシ」およびWEB図鑑「トンボ」

WEB図鑑「オサムシ」は、平成19年度に当該学芸員が担当し県費により作成作業を行い、40種のオサムシについて、その形態、亜種名、分布などを琵琶湖博物館が所蔵する標本を撮影した写真とともに、平成20年3月から琵琶湖博物館ホームページに掲載したものである。

作成作業は当該学芸員のみが行い、「形態」情報については「原色日本甲虫図鑑(Ⅱ)」に記載されている内容を転記し、一部については形容詞を変えるなど修文を行ったが、大部分は転記されたままの状態に掲載したものである。

また、WEB図鑑「トンボ」は、平成12年度から13年度にかけて当該学芸員が担当し県費により作成作業を行い、100種のトンボについて、その写真と「形態」情報、生態情報について、平成13年8月から琵琶湖博物館ホームページに掲載したものである。

作成作業は当該学芸員のみが行い、「形態」情報については「原色日本トンボ幼虫・成虫大図鑑」に記載されている内容を転記し、その全てについて形容詞を変えるなど修文を行い完成したものである。

ウ 「レッドデータブック」

本冊子は滋賀県が滋賀県における絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにすることを目的とし、それぞれの動植物の専門分野の研究者に執筆を依頼し作成している。

2005年版においてはゴミムシなど22項目、2010年版においてはゴミムシなど19項目を当該学芸員が依頼を受け原稿の作成作業を行ったものである。

そのうちゴミムシについては「原色日本甲虫図鑑(Ⅱ)」から、テントウムシについては「原色日本甲虫図鑑(Ⅲ)」からそれぞれ情報を転記し、一部については当該学芸員が形容詞を変えるなど修文を行い、それ以外は転記されたままの状態で作成されたものである。

(3) 不適切引用への関与の状況

琵琶湖博物館ホームページにおけるWEB図鑑「オサムシ」およびWEB図鑑

「トンボ」、ならびに「レッドデータブック」については、全て当該学芸員単独による作成作業であり、他の者の関与は認められない。

一方、WEB図鑑「里山のゴミムシ」については、4名の研究グループで作業を進めていたものであるが、計画変更により加えられた「形態」以外の情報は全て適正な掲載がなされていることや、「形態」情報の引用の指示については当該学芸員以外のものは関与していないことが確認されており、不適切引用についての関与者は当該学芸員のみであると考えられる。

5 本件の結論と判断理由

(1) 結論

本件の不適切引用箇所は全てが著作権の侵害行為であり、その関与者は上記で示す

とおおり当館の学芸員のみであることから、当該学芸員が行った研究活動における盗用（不適切引用による著作権侵害行為）であると認められる。

(2) 判断理由

本件は、WEB図鑑「里山のゴミムシ」のデータベース等に他人の著作物である「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」等の一部を取り込むという引用がなされている。これは他人の著作物の複製行為に該当するため原則として著作権者の許諾が必要であるが、許諾を得ていない。

また、引用した記述にはかぎカッコ等が付されず、引用して利用する側であるデータベース等と引用されて利用される「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」等の記述とは表現形式上全く区別されておらず、出典の明示もされていない。

これらのことからすると、本件の著作物の利用行為は、適法な引用（著作権法第32条第1項）の要件を充足しないことは明らかである。

さらに、本侵害行為については、過失等ではなく当該学芸員が意図を持って既存の著作物から複製したものである。

したがって、本件の一連の行為については、いずれも他の研究者の著作物から了解または適切な表示なく流用した盗用（不適切引用による著作権侵害行為）であると判断した。

6 本件の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本件は、WEB図鑑等の作成・執筆を担当した当該学芸員が、研究者として本来わきまえるべき著作権に関する認識が欠落しており、適切な引用を行っていないにもかかわらず、そのことを認識しないままであったことが、大きな発生要因である。また、本件の著作権侵害行為は、平成12年度から13年度に作成し平成13年8月から琵琶湖博物館ホームページに掲載した、WEB図鑑「トンボ」から始まっていて、その発生年次から判断すると、十数年の長きにわたるものであり、琵琶湖博物館がこれまでの期間行ってきた情報発信に対するチェック体制や、コンプライアンス教育の不十分さについても、発生要因の一つであると考えている。

(2) 再発防止策

・ガイドラインを踏まえ、研究活動上の不正行為の防止に関し、平成28年7月に「滋賀県立琵琶湖博物館における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を制定した。また、同規程に基づき研究活動にかかる行動規範および不正行為防止計画を策定したほか、公的研究費の適切な管理等を行うための取扱要領等を制定したところであり、これらの規程等を職員に周知徹底する。

・研究者等の規範意識の向上を図るため、著作権、研究者倫理、不正防止および公的研究費の取扱い等に関する研修を年1回以上実施し（今年度は6月15日に著作権に関する研修を実施）、コンプライアンス推進責任者が受講状況を管理監督する。

・ホームページなどで情報発信する場合に著作権法に抵触する行為が発生しないよう、チェックリストを作成し確認する（平成28年5月より実施済み）。

7 今後の対応等

(1) 著作権者への対応

本件で著作権を侵害することとなった図鑑等の著作権者11名のうち、7名は謝罪し了承をいただいております、残りの4名についても今後適切に対応したいと考えている。

(2) ホームページによる謝罪文の掲載

本日から、琵琶湖博物館ホームページにおいて謝罪文を掲載し、著作権者の皆さまならびに県民の皆さまにお詫びする。

(3) 職員の処分

総務部において対応する。(本日、処分内容を発表する)

(4) 科学研究費補助金の返還

今後、独立行政法人日本学術振興会において返還の有無を決定され、返還がある場合は「4 (2) ア」に記載した研究グループへ請求されることになる。

なお、本件における補助金（平成 22 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費））の交付決定額は 4,400,000 円で、そのうち不正行為と認定した研究活動に対して支出された金額は 251,536 円と報告している。